

第九次 草加市高年者プラン

第9期草加市介護保険事業計画
第10期草加市高年者福祉計画

< 令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) >



令和6年(2024年)3月

はじめに

介護保険制度は、「高年者の介護を社会全体で支える」仕組みとして創設され、高年者を取り巻く環境の変化に合わせた制度改正を重ね、令和6年度には25年目を迎えます。

全国的に総人口の減少を伴った少子高齢化が進行しており、高齢化率は、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)には29.6%、「団塊ジュニア世代」がすべて65歳以上となる令和22年(2040年)には34.8%に達することが推測され、今後ますます上昇することが見込まれます。



本市の高齢化率は全国平均よりも低いものの、令和7年(2025年)には24.4%、令和22年(2040年)には29.1%まで上昇すると見込んでおり、今後は介護を必要とする高年者が増加し、介護給付費の上昇や介護人材の不足が深刻になることが予想されます。

そのため、介護保険制度を持続的に運営していくためには、高年者一人ひとりの健康寿命を延ばす取組のほか、介護サービスを支える人材を確保する取組が求められます。

第九次草加市高年者プランでは、基本理念である「すべての人が支え合い住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるまち」に向け「健康寿命の延伸」「地域包括ケアシステムの深化・推進」「持続可能な介護サービス」の視点で高年者施策を推進し、本市が目指す「だれ一人取り残さない」福祉、「だれもが幸せなまち 草加」の実現を目指してまいりますので、関係機関の方々や市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画策定に当たり、貴重なご意見をいただきました草加市介護保険推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、パブリックコメントでご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

草 加 市 長 山川 百合子

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 法令等の根拠.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の策定体制.....	5
5 計画期間.....	6
第2章 本市の高年者を取り巻く現状.....	7
1 人口・世帯.....	7
2 要支援・要介護の高年者の状況.....	11
3 第九次高年者プラン策定のための実態調査等について.....	12
3-1 高年者の身体機能の状況.....	14
3-2 健康維持・介護予防.....	23
3-3 在宅療養と医療・介護の連携.....	24
3-4 認知症高年者数と成年後見制度.....	30
3-5 介護と仕事の両立.....	33
3-6 社会参加や助け合いについて.....	35
3-7 在宅生活維持で求められるサービス.....	38
4 各日常生活圏域の状況.....	53
5 第八次高年者プランの振り返り(事業評価).....	65
6 第九次高年者プラン策定に当たって.....	89
7 本市の現状から見えてくる課題(重点課題).....	90
第3章 計画の基本的事項.....	94
1 基本理念.....	94
2 計画の体系.....	95
3 基本方針及び基本目標.....	96
第4章 高年者施策の推進.....	99
基本方針1 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進.....	99
基本目標(1) 介護予防・健康づくりの推進.....	99
基本目標(2) 保健事業と介護予防の一体的な取組.....	100
基本方針2 高年者の社会参加と生きがいの促進.....	101
基本目標(1) 社会参加の促進.....	101
基本目標(2) 地域交流・生きがいの促進.....	102
基本方針3 認知症施策の総合的な推進.....	103

基本目標(1) 認知症予防及び普及啓発と地域づくり.....	103
基本目標(2) 認知症の早期発見・早期対応.....	104
基本方針4 地域における支援体制の確立.....	105
基本目標(1) 地域支援協力体制の整備.....	105
基本目標(2) 高年者の安心安全な住環境等の整備.....	106
基本目標(3) 自立支援と介護予防体制の整備.....	109
基本目標(4) 在宅医療・介護連携の推進.....	110
基本方針5 相談支援・権利擁護体制の整備.....	111
基本目標(1) 相談支援体制の整備.....	111
基本目標(2) 権利擁護体制の整備.....	112
基本方針6 地域の実情に応じた介護サービスの推進.....	113
基本目標(1) 介護保険制度の適正・円滑な運営.....	113
基本目標(2) 地域の実情に応じた介護サービスの提供.....	114
基本目標(3) 在宅介護サービスの充実.....	115
基本方針7 介護現場の人材確保及び介護者・被保険者支援の推進.....	116
基本目標(1) 介護現場の人材確保.....	116
基本目標(2) 被保険者への経済的支援.....	117
基本目標(3) 介護者の支援.....	118
第5章 介護保険事業の全体像.....	119
1 介護サービスの見込量.....	119
1-1 介護サービス.....	119
1-2 地域密着型サービス.....	121
1-3 施設サービス.....	122
1-4 地域支援事業.....	122
2 広域型施設と地域密着型サービスの整備方針.....	123
3 介護保険料の算出.....	125
4 被保険者の費用負担に関する経済的支援策.....	130
第6章 計画の円滑な運営.....	133
1 計画推進体制の整備.....	133
資料編.....	134
1 第九次草加市高年者プランの策定経緯.....	134
2 草加市介護保険推進委員会設置要綱.....	135
3 草加市介護保険推進委員会委員名簿.....	137
4 草加市高年者プラン庁内検討会設置要綱.....	138

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

急速な高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行により、介護を必要とする高齢者*を家族だけではなく、社会全体で支えるための制度として、平成12年(2000年)4月に介護保険制度がスタートしました。

介護保険制度は創設から20年以上が経過し、高齢者やその親族のみならず、地域社会の暮らしを支える上で必要不可欠な制度として定着、発展してきています。

一方、わが国の総人口が減少局面に入っている中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化が進行していく見込みです。令和7年(2025年)にはいわゆる「団塊の世代**」のすべてが75歳以上となり、令和22年(2040年)には「団塊ジュニア世代***」が65歳以上となります。これにより、介護を必要とする高齢者が今後さらに増加し、介護給付費の上昇や介護人材の不足等がより深刻となります。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を高めながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことを可能とするために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進に向けた制度改正等が行われてきました。

受け皿	本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎
植木鉢	生活の基盤となる住まいと住まい方
土	介護予防や生活支援
葉	専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」

地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域や住まいにおいて、必要に応じて介護の予防や日常生活の支援が行われ、また、適切な医療や介護サービスが途切れることなく連携して提供されるような仕組みのことです。

地域包括ケアシステムは左の植木鉢の図で表されており、地域包括ケアシステムの5つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が相互に関係しながら、一体的に提供されるものです。

介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷり蓄えた「土」となり、「葉」として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

令和5年(2023年)5月、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法改正における介護保険関係の主な改正事項は次のようなものになります。

① 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

⑤ 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

また、今後は、特に介護ニーズが高いとされる85歳以上人口が急速に増加する見込みに伴い、認知症の人や認知機能が低下した高年者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高年者の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっており、令和4年(2022年)3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」(令和4年度～令和8年度)が策定されました。

同計画では、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」等を掲げています。

令和5年(2023年)6月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

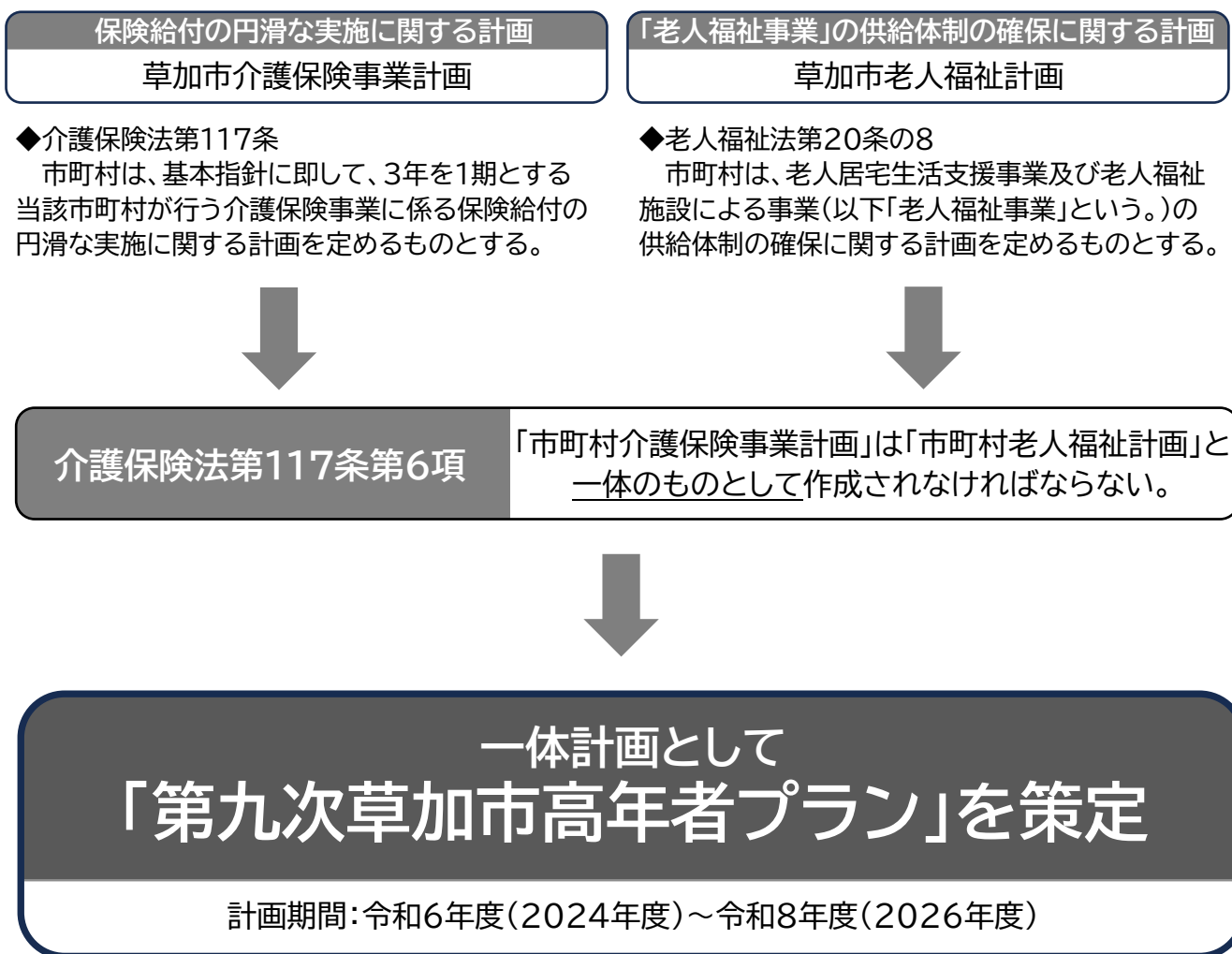
同法では、基本理念を定め、国や自治体等の責務を明らかにし、国に認知症施策推進基本計画の策定を義務付けるとともに都道府県及び市町村には計画の策定を努力義務としています。その上で、基本的施策として、国民の認知症に関する理解の促進、認知症の人の社会参加の機会の確保、保健医療や福祉サービスの提供体制の整備、認知症の人や家族等への相談体制の整備などを掲げています。

このような背景を踏まえ、令和7年(2025年)・令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点で、地域共生社会の実現を目指した本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の指針として、新たに第九次草加市高年者プラン(以下「第九次高年者プラン」といいます。)を策定します。

* 高年者…65歳以上の人。 ** 団塊の世代…昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)にかけて生まれた世代。「第一次ベビーブーム世代」とも言う。 *** 団塊ジュニア世代…昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)にかけて生まれた世代。「第二次ベビーブーム世代」とも言う。

2 法令等の根拠

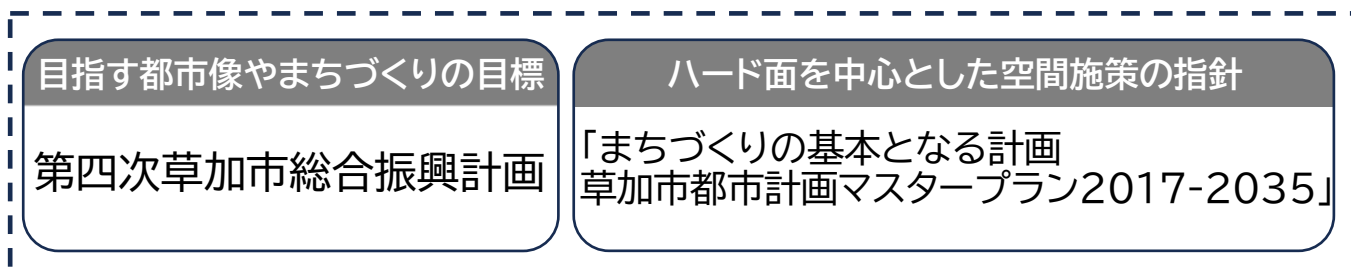
第九次高年者プランは、介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画を一体的に策定するものです。



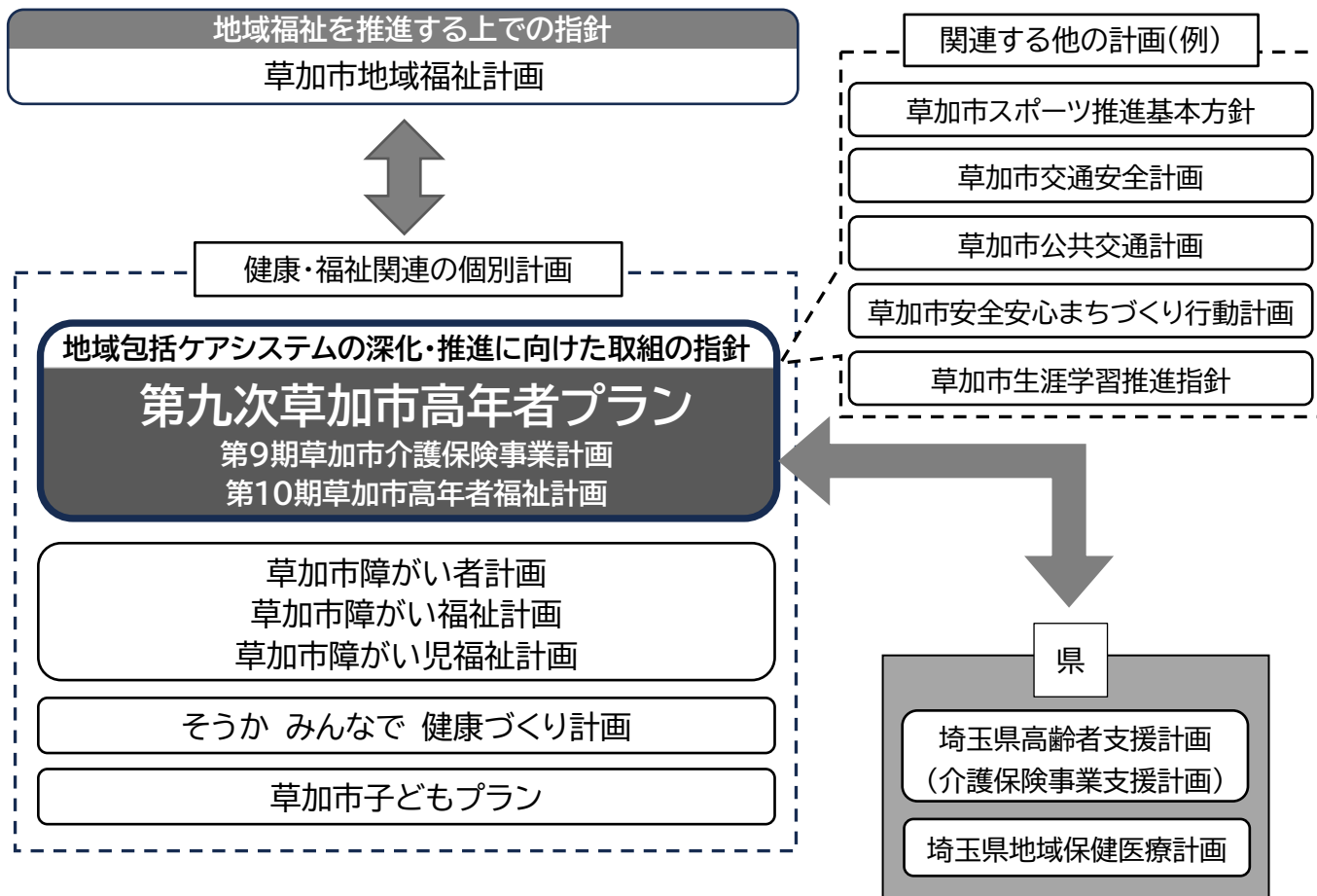
3 計画の位置付け

第九次高年者プランは、「第四次草加市総合振興計画」の実現を目指して策定する個別計画として位置付けられます。また、草加市地域福祉計画等の本市の高年者施策の推進に関連する他の計画や埼玉県高齢者支援計画との整合を図っています。

【「いつまでもこのまちで暮らしたい、このまちで子どもを育てたい」快適都市の実現のために】



【市・市民・関係機関が協働する地域共生社会の実現に向けて】



4 計画の策定体制

第九次高年者プランに位置付けられる高年者に対する各種サービスや介護保険料については、高年者はもとより、市民全体の生活に影響します。また、第九次高年者プランの推進に際しては、市民の協力が不可欠です。こうしたことから、第九次高年者プランの策定は、市民との協働により進めました。

(1) 草加市介護保険推進委員会・草加市高年者プラン庁内検討会

草加市介護保険推進委員会において、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を行いました。この委員会は、幅広い意見を集約するため、知識経験者のほかに保健医療関係者、福祉関係者、地域団体代表者、市民で構成しました。

また、関連する本市の他の計画等との整合性を図るとともに、生涯学習や健康づくり、地域における支援体制に関する施策と連動して取り組む必要があることから、庁内に草加市高年者プラン庁内検討会を設置し、担当部門間での連携を図りました。

(2) 市民意見の反映

① 実態調査

高年者等の生活実態や居宅介護支援事業所の意向を把握するため、令和4年(2022年)12月に第九次高年者プラン策定のための実態調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

② パブリックコメント

計画案に対する多様な視点からの市民意見を把握し、より良い計画とするため、令和6年(2024年)1月4日から令和6年(2024年)2月2日までを期間として、草加市みんなでまちづくり自治基本条例第15条に基づき、パブリックコメントを実施しました。市役所、公民館等に「第九次高年者プラン」素案や概要版を備え付けるほか、広報や市ホームページへの掲載を行い、意見・要望を市民から募りました。

5 計画期間

第九次高年者プランの計画期間は、介護保険法の規定に基づき、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。なお、第九次高年者プランの見直しは、令和8年度(2026年度)までに行うこととします。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
高年者プラン	第八次プラン 令和3～5年度			第九次プラン 令和6～8年度			第十次プラン 令和9～11年度		
		見直し			見直し			見直し	

第2章 本市の高年者を取り巻く現状

1 人口・世帯

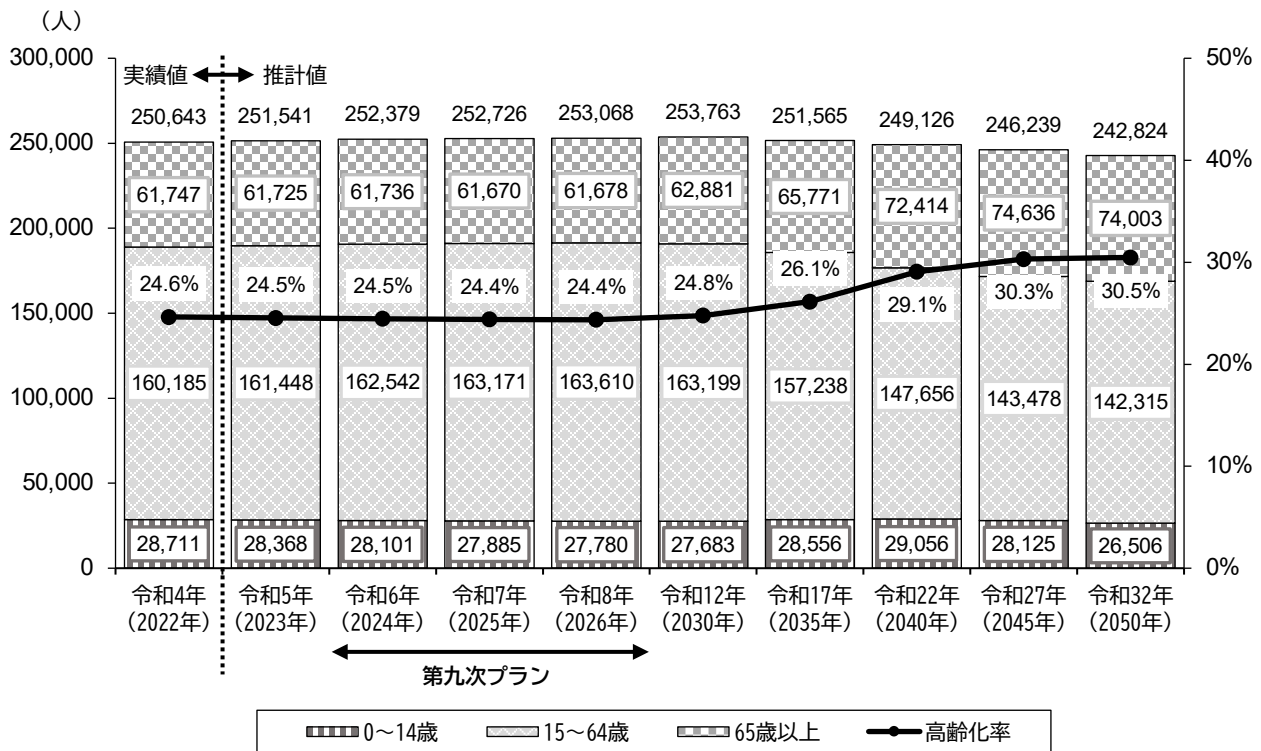
(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和12年(2030年)の253,763人をピークに減少に転じる見込みです。

65歳以上の高年者人口は、「団塊の世代」すべてが75歳以上となる令和7年(2025年)に61,670人となり、本市の総人口がピークとなる令和12年(2030年)には62,881人、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22年(2040年)には72,414人まで増加することが見込まれます。

高齢化率は、令和12年(2030年)まで24%台で推移していく見込みですが、その後は増加し続け、令和22年(2040年)頃には29%に達する見込みです。

図表 本市の人口と高齢化率の推移



資料：総合政策部総合政策課「草加市将来人口推計(1歳階級別)」(令和4年4月作成)

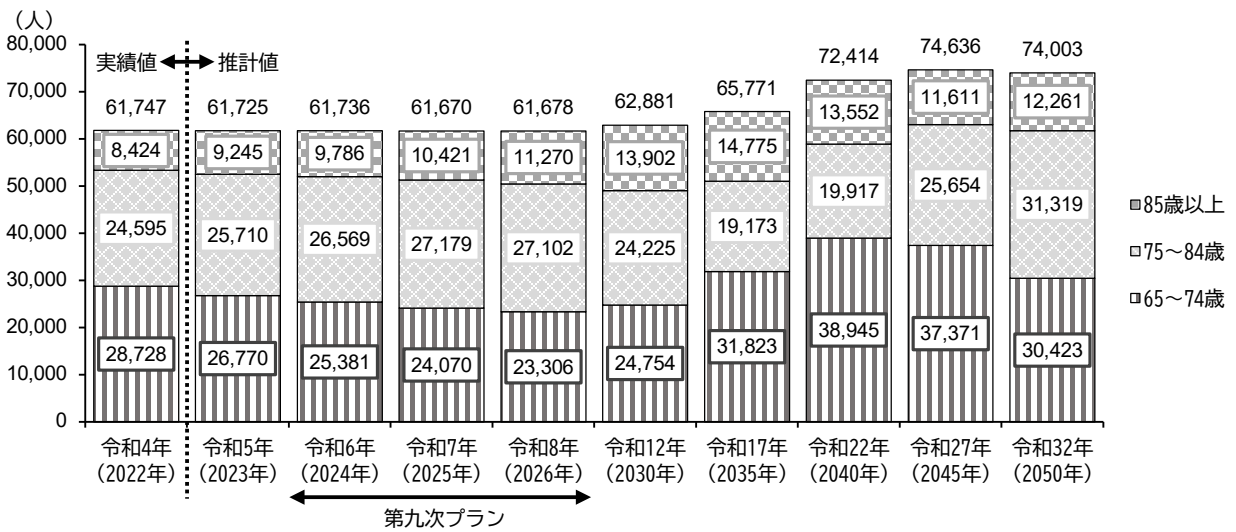
(2) 高年者人口の推移

65～74歳人口は、令和7年(2025年)には24,070人まで減少しますが、その後は増加に転じ、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる令和22年(2040年)には38,945人まで増加する見込みです。

75～84歳人口は、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)に27,179人まで増加しますが、その後は減少に転じる見込みです。

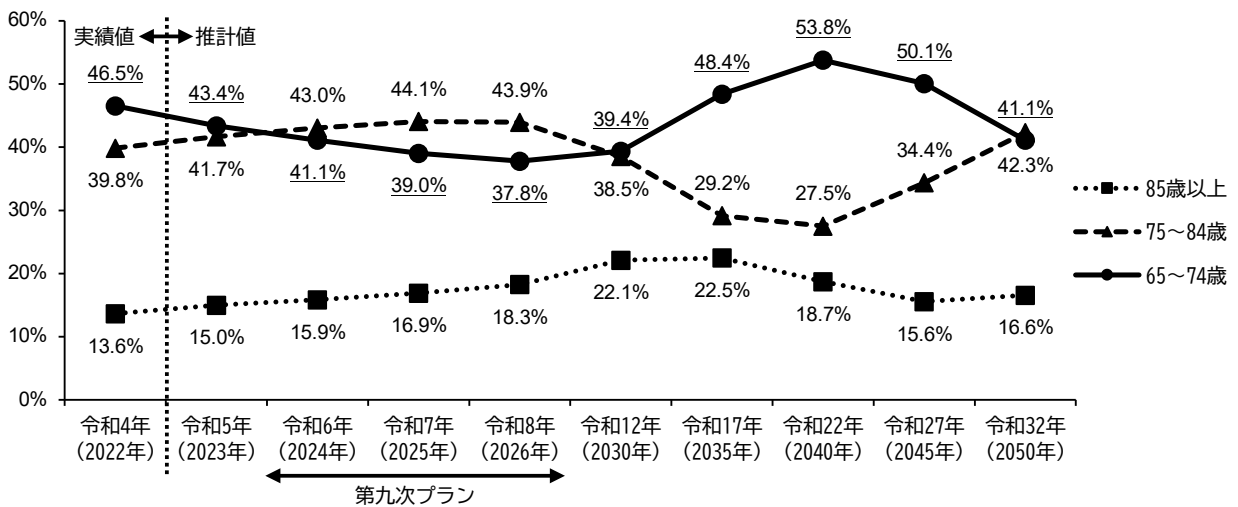
85歳以上人口は、今後、令和17年(2035年)頃まで増加する見込みです。

図表 高年者数の推移



資料：総合政策部総合政策課「草加市将来人口推計(1歳階級別)」(令和4年4月作成)

図表 高年者人口の構成比の推移



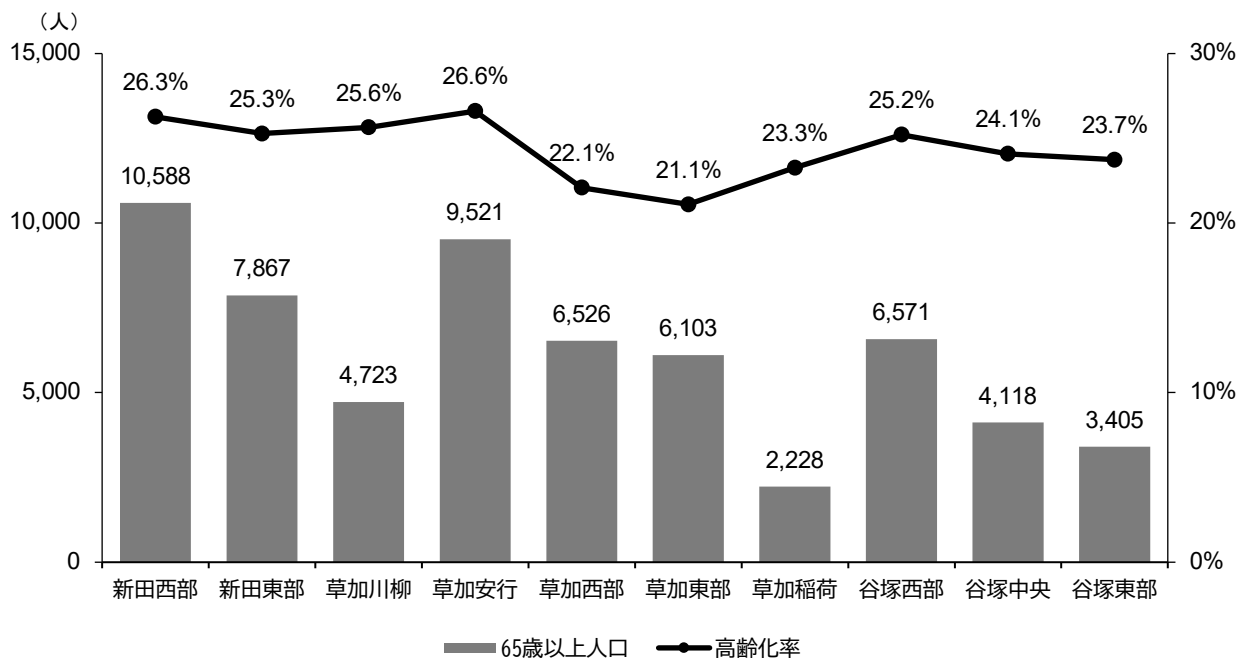
資料：総合政策部総合政策課「草加市将来人口推計(1歳階級別)」(令和4年4月作成)

(3) 日常生活圏域別にみた高年者の状況

高年者の状況を日常生活圏域別にみると、65歳以上人口は圏域による差が大きく、最も多い新田西部圏域が10,588人、最も少ない草加稲荷圏域は2,228人で、その差は5倍近くになります。

また、高齢化率は、最も高い草加安行圏域が26.6%、最も低い草加東部圏域が21.1%で、その差は5.5ポイントとなっています。

図表 日常生活圏域別にみた高年者の状況



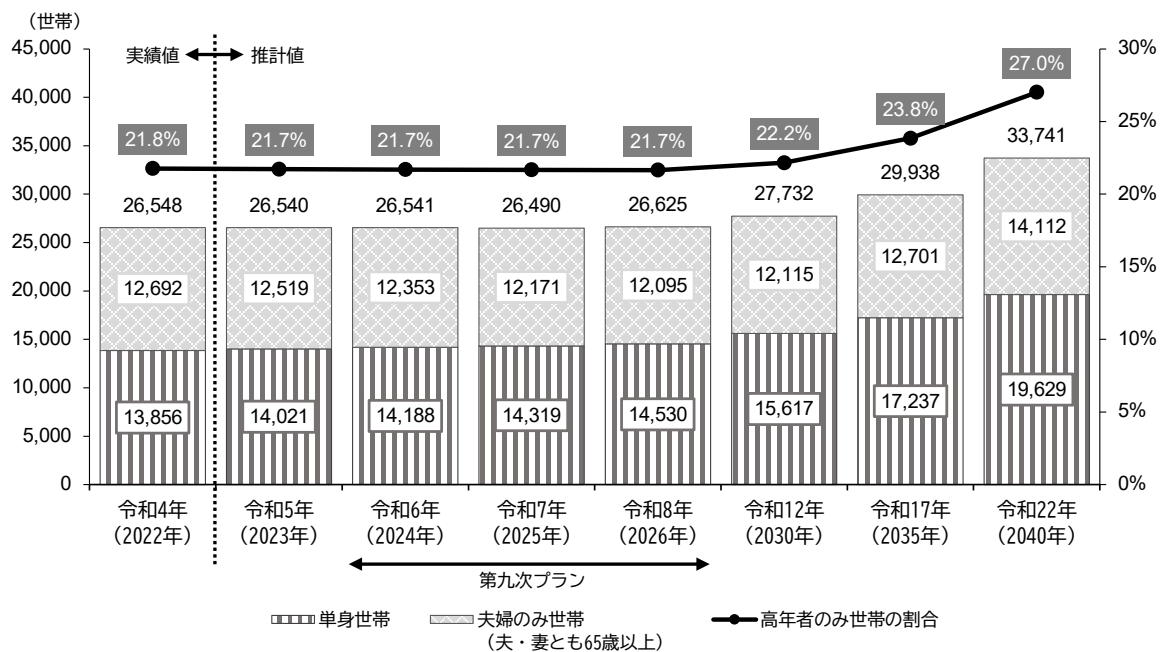
資料:「草加市の統計」(令和6年1月1日現在)

(4) 高年者のみ世帯の推移

高年者のみの世帯数は、令和4年(2022年)には26,548世帯となり、この20年間で4倍以上に増加しています。

今後は、計画期間の最終年である令和8年(2026年)頃まで横ばいで推移する見込みですが、その後は再び増加に転じ、令和22年(2040年)には33,741世帯まで増加するという推計結果となっています。

図表 高年者のみ世帯の推移



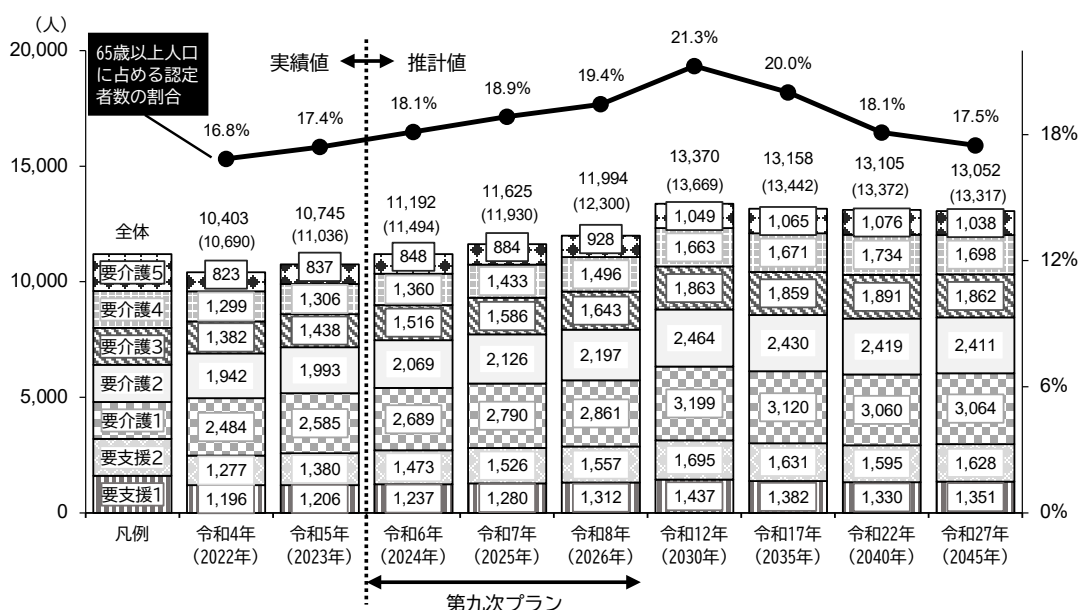
資料:草加市の将来世帯推計(令和4年8月作成)

2 要支援・要介護の高年者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

65歳以上の要支援・要介護認定者数は、令和4年(2022年)が10,403人となっており、その後、団塊世代すべてが75歳以上となる令和7年(2025年)には11,625人、団塊ジュニア世代すべてが65歳以上となる令和22年(2040年)には13,105人となる見込みです。

65歳以上人口に占める認定者数の割合については、令和4年(2022年)の16.8%から、令和12年(2030年)には最大となる21.3%まで上昇し、その後は85歳以上人口の減少に伴い、認定率が減少傾向にあります。認定者数は令和4年(2022年)時点よりも2,000人以上増加する見込みです。



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計値(令和6年1月推計値)

注：第1号被保険者のみの人数。「全体」の()内は第2号被保険者を含んだ人数。

(2) 介護を受けている高年者の世帯構成

要介護認定を受けていないが、何らかの介護を受けている高年者(要支援、事業対象者を含む)の世帯構成は、単身世帯が32.6%、夫婦のみ世帯が35.9%となっています。前回調査と比べ、夫婦のみ世帯で5.7ポイント増加しています。

図表 介護が必要な高年者の世帯構成

	単身世帯	夫婦のみ世帯	その他の世帯	無回答
令和4年度調査 (n= 92)	32.6	35.9	28.3	3.3
令和元年度調査 (n=149)	31.5	30.2	38.2	0.0

資料：令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

3 第九次高年者プラン策定のための実態調査等について

第九次高年者プランを策定するための基礎資料とするため、令和4年(2022年)12月12日から令和4年(2022年)12月28日までの期間で郵送や認定調査員による聞き取り調査を実施しました。

調査名		配布数	回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		2,000 通	1,087 通	54.4%
②在宅介護実態調査	郵送	1,503 通	753 通	50.1%
	認定調査員	200 通	144 通	72.0%
③在宅生活改善調査		51 通	33 通	64.7%
④居所変更実態調査		51 通	27 通	52.9%
⑤介護人材実態調査	施設系	110 通	57 通	51.8%
	訪問系	78 通	30 通	38.5%
⑥第2号被保険者調査		1,000 通	402 通	40.2%
⑦在宅医療・介護連携に関するアンケート調査	医療機関・介護保険事業所	469 通	211 通	45.0%
	居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター	54 通	42 通	77.8%
合計		5,516 通	2,786 通	50.5%

【各調査の総括】

● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ●

《総括》

生活機能評価における各調査項目では、令和元年度(2019年度)と比較すると運動器機能の低下が見られました。外出頻度や友人と会う頻度なども低下傾向となっており、コロナ禍が影響したことが考えられます。高年者の外出や人とのかかわり、地域活動への参加を促進するような取組を推進することが求められます。

また、高年者が在宅での生活を続ける上で重要なサービス(介護保険以外のサービス)としては、「家事援助(買物、食事の用意、掃除など)」、「緊急通報システム」の割合が増加傾向となっていることに加え、「移動が困難な方に対する移動手段の確保・支援」、「医療と介護の連携」を望む声が増加しています。

● 在宅介護実態調査 ●

《総括》

介護度別の訪問介護サービスの利用状況を見ると、介護度が重くなるにつれて、訪問系のサービス利用が増加し、施設への入所申請状況では、前回調査に比べて入所希望が減少傾向を示しています。

また、在宅介護を続ける上での不安としては、外出時の付き添いや、排せつ、認知症への対応などが挙げられており、在宅介護を続ける上で必要な基盤整備を進めるとともに、主な介護者の不安解消や仕事と介護の両立ができるよう、環境整備を進めていく必要があります。

また、介護度の重い方の訪問診療の利用者が増加しており、医療的ニーズの高い在宅療養者への対応が求められます。

● 第2号被保険者調査 ●

《総括》

第2号被保険者の「10年後の生活」についての設問では、多くの項目で、『安心である』の割合が増加していますが、10年後の地域活動への参加希望が減少傾向を示しており、高年者の社会参加と健康づくりの観点からも、住民相互の支え合いの仕組みづくり、地域づくりが求められます。

市の介護保険施策等で優先すべき取組としては、「移動が困難な方に対する移動手段の確保・支援」が挙げられており、他の調査結果においても割合が増加していることから、当該取組について検討していくことが求められます。

● 在宅生活改善調査 ●

《総括》

施設への入所を検討する方は、要介護3からが一番多くなっていますが、要介護2の段階から検討している方も24.6%となっています。また、在宅での生活維持が難しくなっている人の実態としては、92.8%が在宅介護で生活上の問題はないとなっていますが、認知症の悪化等に伴い生活の不安が大きくなり、今後必要な身体介護が増大することで、生活の維持が難しくなることも想定されます。

今後も、在宅での生活を維持できるようにするためには、ショートステイ、訪問介護・入浴、定期巡回サービス等の訪問系のサービスの充実が求められます。

● 介護人材実態調査 ●

《総括》

市内の介護事業所従業員の雇用形態としては、正規職員58.5%、非正規41.2%となっており、訪問系は正規職員が多い一方、通所系は非正規が多い状況となっています。

また、介護職員はほぼ女性となっており、特に訪問系では高齢の女性職員が多数(20%)を占めている状況となっていることから、在宅における支援・サービス提供の機能強化を図るためには、介護人材の確保、特に、訪問系の職員の確保が重要な課題となっています。

3-1 高年者の身体機能の状況

本市が令和4年(2022年)に実施した実態調査のうち、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では高年者の心身の状況等のリスクを分析するための調査項目が設定されています。

運動や栄養・口腔機能などの生活機能の低下のおそれのある方を早期に発見し、効果的な介護予防策の検討をするために、厚生労働省が示している「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、生活機能評価及び老研式活動能力指標に関する分析を行いました。

(1) 運動器機能の低下

生活機能評価として、以下の5項目のうち3項目以上に該当する人を、運動器機能が低下している高年者(リスク該当者)と判定しました。

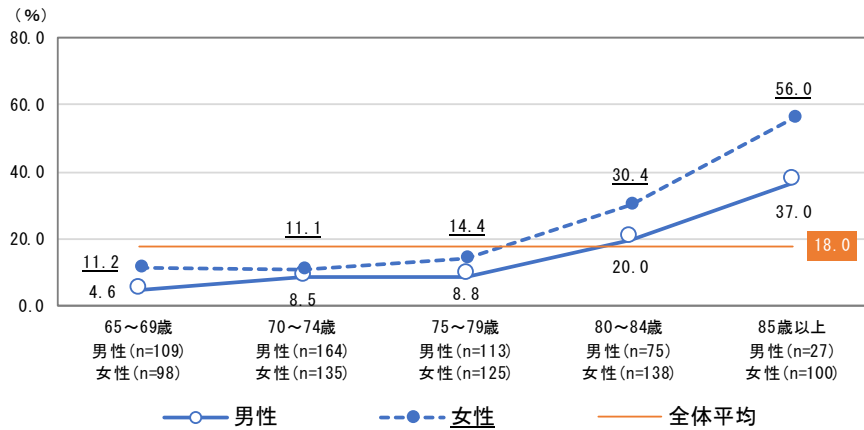
設 問	選択肢
階段を手すりや壁を伝わらずに昇れるか	3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	3. できない
15分くらい続けて歩いているか	3. できない
過去1年間の転倒経験	1. 何度もある 2. 1度ある
転倒に対する不安	1. とても不安である 2. やや不安である

① 性別・年齢別の運動器機能低下

運動器の評価結果をみると、運動器機能が低下している高年者は、本市全体で18.0%となっています。

性別・年齢別にみると、すべての年齢別階級で女性の該当者割合が高くなっています。男性・女性とも80歳以上になると運動器におけるリスクが顕在化するようになり、85歳以上になると、男性では37.0%、女性では56.0%まで割合が大きく増加しています。特に85歳以上の女性は、男性より19ポイント上回っており、当該年齢の女性のリスクが高くなっています。

図表 運動器機能の低下（性別・年齢階級別）



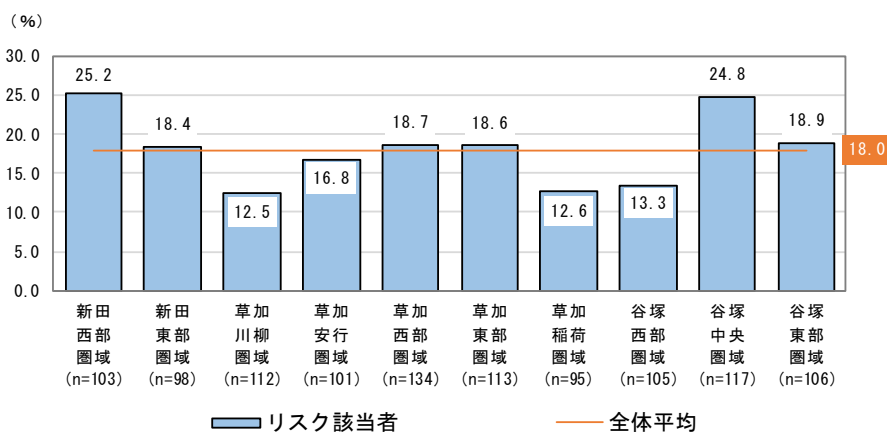
資料:令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査」

② 日常生活圏域別の運動器機能低下

日常生活圏域別にみると、新田西部圏域、新田東部圏域、草加西部圏域、草加東部圏域、谷塚中央圏域、谷塚東部圏域で該当者割合が本市全体の18.0%を超えています。

また、最も高い圏域は新田西部圏域で25.2%、最も低い圏域は草加川柳圏域で12.5%となっており、12.7ポイントの差となっています。

図表 運動器機能の低下（圏域別）



資料:令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査」

(2) 閉じこもり傾向

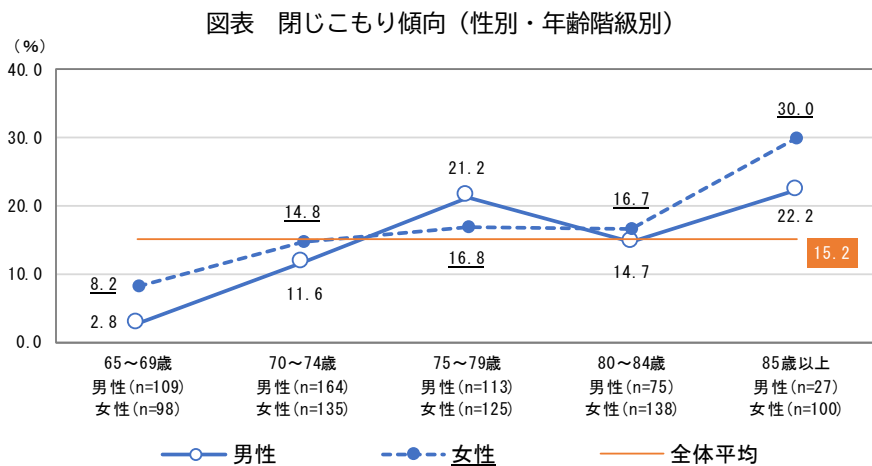
生活機能評価として、以下の項目に該当する人を、閉じこもり傾向のある高年者(リスク該当者)と判定しました。

設 問	選択肢
週に1回以上は外出しているか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回

① 性別・年齢別の閉じこもり傾向

閉じこもり傾向にある高年者は、本市全体では15.2%となっています。

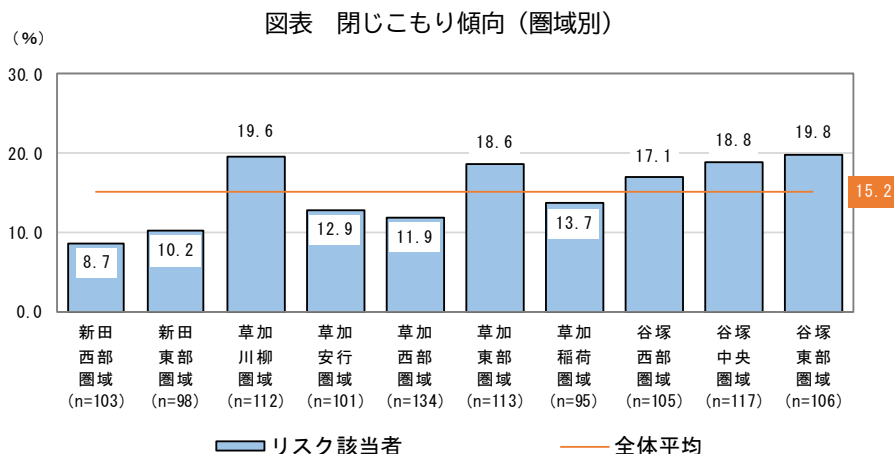
性別・年齢階級別にみると、女性の該当者割合は、75～79歳以外は男性より多くなっており、全体的に女性の閉じこもり傾向が強い状況が見られます。



資料：令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

② 日常生活圏域別の閉じこもり傾向

圏域別にみると、草加川柳圏域、草加東部圏域、谷塚西部圏域、谷塚中央圏域、谷塚東部圏域で該当者割合が本市全体の15.2%を超えています。また、最も高い圏域は谷塚東部圏域で19.8%、最も低い圏域は新田西部圏域で8.7%となっており、11.1ポイントの差となっています。



資料：令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

(3) 低栄養状態

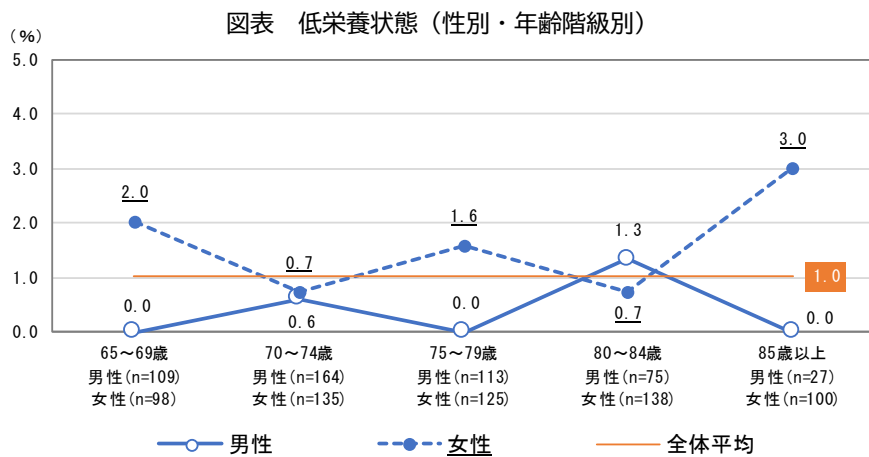
生活機能評価として、以下の2項目のすべてに該当する人を、低栄養状態の高年者(リスク該当者)と判定しました。

設 問	選択肢
BMI	18.5以下
6か月間で2～3kg以上の体重減少の有無	1. はい

① 性別・年齢別の低栄養状態

低栄養状態にある高年者は、本市全体では1.0%となっています。

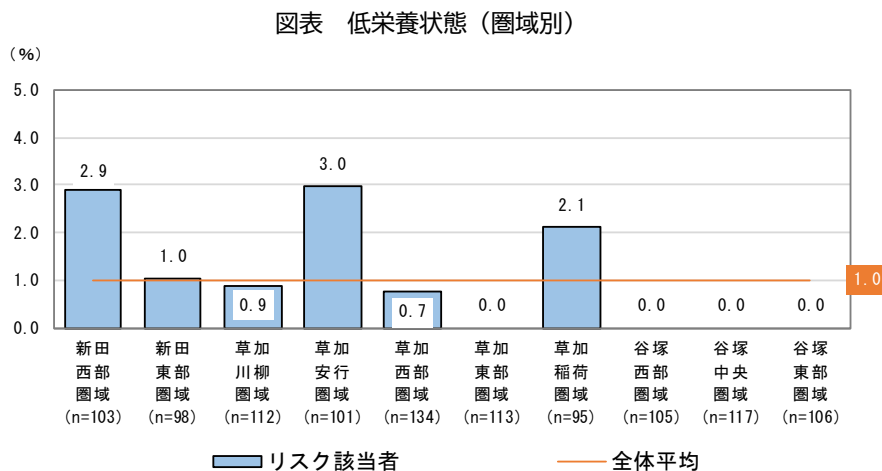
性別・年齢階級別にみると、女性の85歳以上が3.0%、65～69歳が2.0%と高くなっています。



資料: 令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

② 日常生活圏域別の低栄養状態

圏域別にみると、新田西部圏域、草加安行圏域、草加稻荷圏域で該当者割合が本市全体の1.0%を超えています。また、最も高い圏域は草加安行圏域で、該当者のいない4つの圏域(草加東部圏域、谷塚西部圏域、谷塚中央圏域、谷塚東部圏域)とは3.0ポイントの差となっています。



資料: 令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

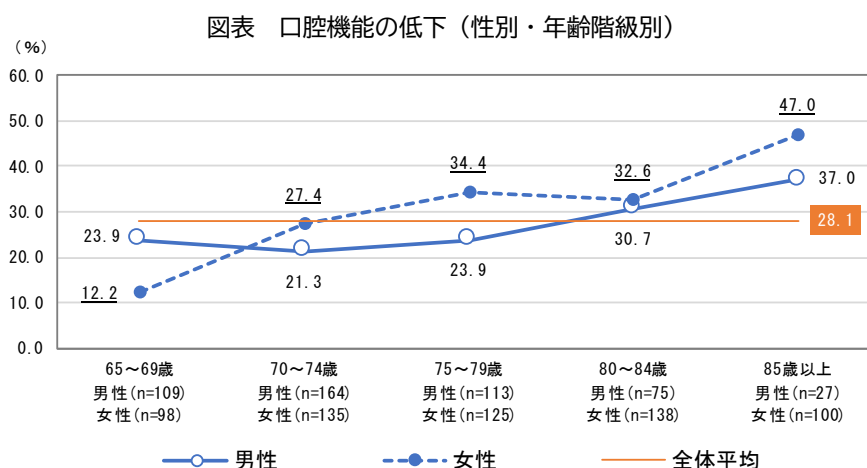
(4) 口腔機能の低下

生活機能評価として、以下の3項目のうち2項目以上に該当する人を、口腔機能が低下している高年者(リスク該当者)と判定しました。

設問	選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなったか	1. はい
お茶や汁物等でむせることの有無	1. はい
口の渇きが気になるか	1. はい

① 性別・年齢別の口腔機能の低下

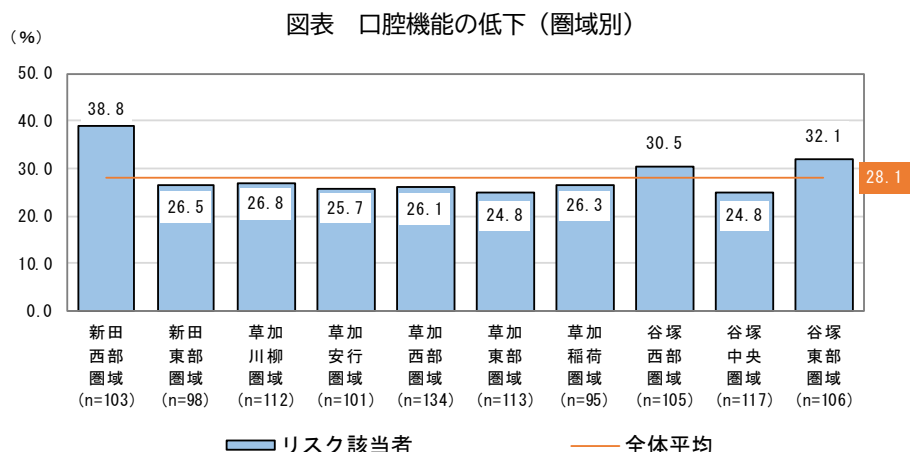
口腔機能が低下している高年者は、本市全体では28.1%となっています。
性別・年齢階級別にみると、70歳以降は、女性の割合が男性より多くなっています。



資料：令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

② 日常生活圏域別の口腔機能の低下

圏域別にみると、新田西部圏域、谷塚西部圏域、谷塚東部圏域で該当者割合が本市全体の28.1%を超えています。最も高い圏域は新田西部圏域で38.8%、最も低い圏域は草加東部圏域と谷塚中央圏域で24.8%となっており、14.0ポイントの差となっています。



資料：令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

(5) 認知機能の低下

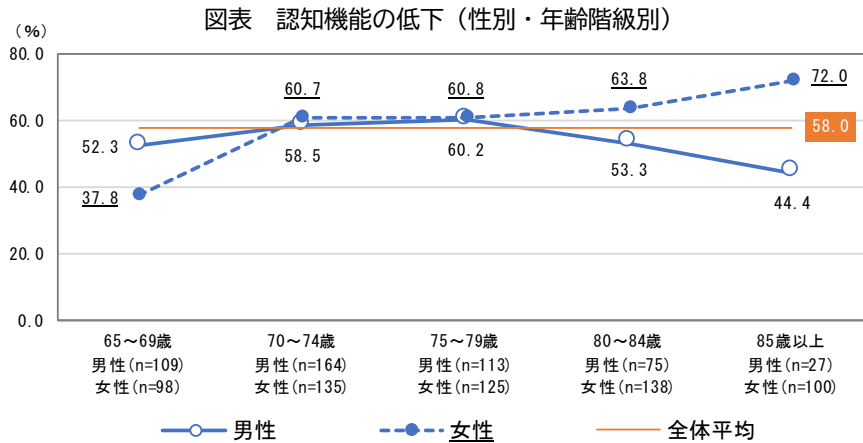
生活機能評価として、以下の3項目のうち1項目以上に該当する人を、認知機能が低下している高年者(リスク該当者)と判定しました。

設 問	選択肢
物忘れが多いと感じるか	1. はい
自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしているか	2. いいえ
今日が何月何日かわからない時があるか	1. はい

① 性別・年齢別の認知機能の低下

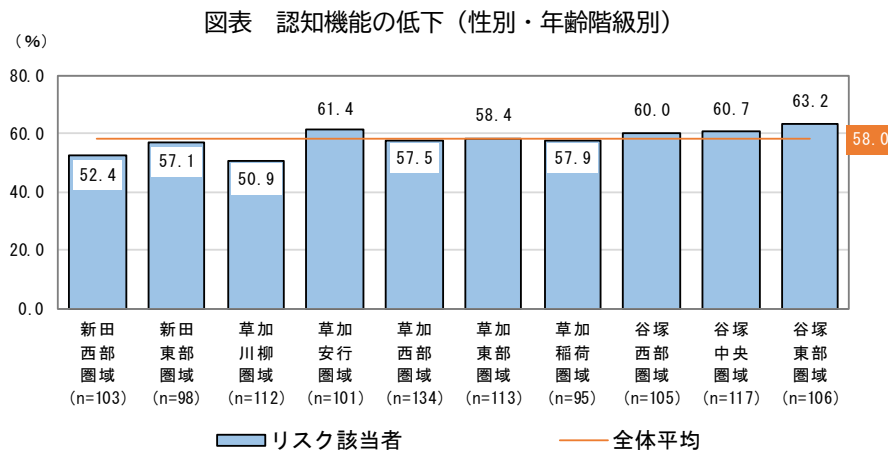
認知機能が低下している高年者は、本市全体では58.0%となっています。

性別・年齢階級別にみると、女性の割合は年齢が上がるにつれて増えていますが、男性の割合は80歳以降で減少傾向にあります。



② 日常生活圏域別の認知機能の低下

圏域別にみると、草加安行圏域、草加東部圏域、谷塚西部圏域、谷塚中央圏域、谷塚東部圏域で該当者割合が本市全体の58.0%を超えています。最も高い圏域は谷塚東部圏域で63.2%、最も低い圏域は草加川柳圏域で50.9%となっており、12.3ポイントの差となっています。



(6) うつ傾向

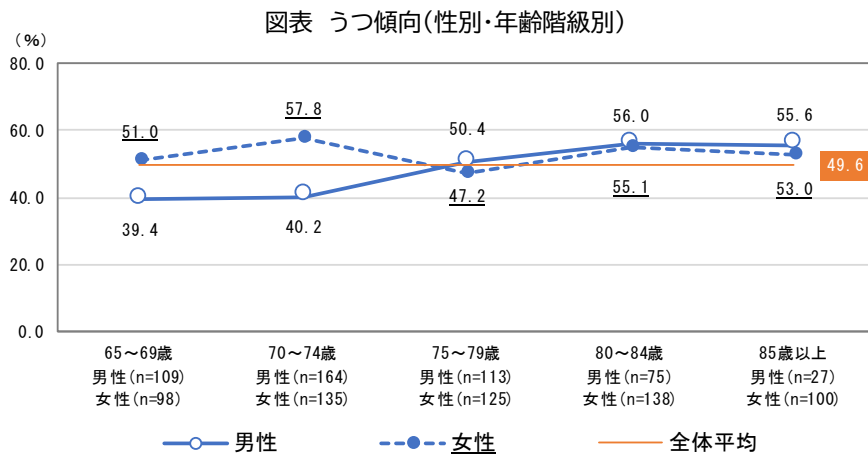
生活機能評価として、以下の2項目のうち1項目以上に該当する人を、うつ傾向のある高年者(リスク該当者)と判定しました。

設 問	該当する選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、憂鬱になることがあるか	1. はい
この1か月間、どうしても物事に興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがあるか	1. はい

① 性別・年齢別のうつ傾向

うつ傾向がある高年者は、本市全体では49.6%となっています。

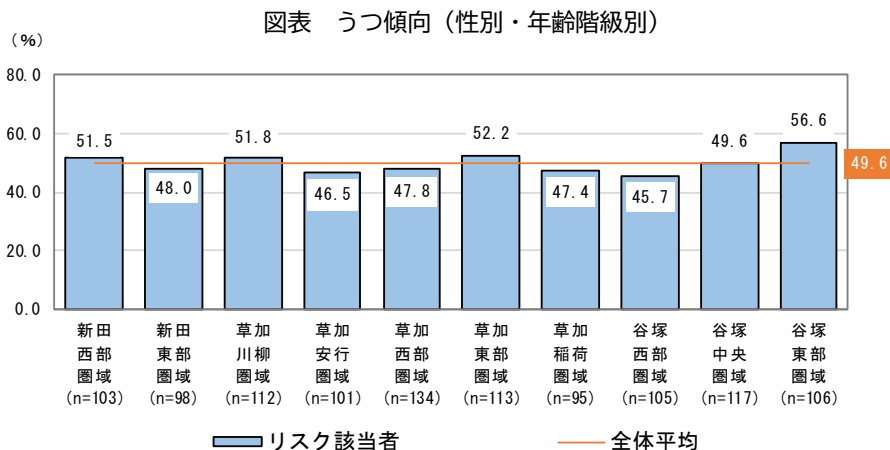
性別・年齢階級別にみると、74歳までは女性の割合が男性より多くなっていますが、75歳以降は性別による差異はあまりみられません。



資料: 令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」

② 日常生活圏域別のうつ傾向

圏域別にみると、新田西部圏域、草加川柳圏域、草加東部圏域、谷塚東部圏域で該当者割合が本市全体の49.6%を超えています。最も高い圏域は谷塚東部圏域で56.6%、最も低い圏域は谷塚西部圏域で45.7%となっており、10.9ポイントの差となっています。



資料: 令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」

(7) 手段的自立度(IADL)の状況

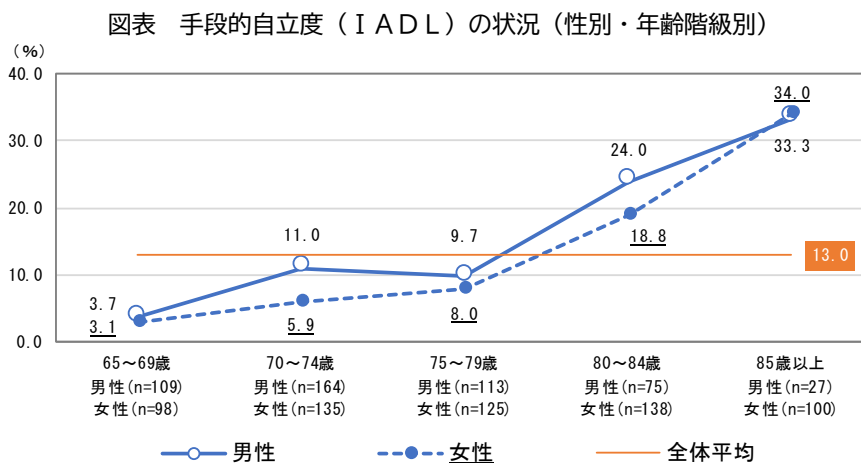
老研式活動能力指標として、以下の5つの設問に「できるし、している」又は「できるけどしていない」と回答した場合を1点として、5点満点で評価し、5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」と評価し、4点以下を手段的自立度が低下している高年者(リスク該当者)として判定しました。

設 問	該当する選択肢
バスや電車で1人で外出しているか	1. できるし、している 2. できるけどしていない
自分で食品・日用品の買い物をしているか	1. できるし、している 2. できるけどしていない
自分で食事の用意をしているか	1. できるし、している 2. できるけどしていない
自分で請求書の支払いをしているか	1. できるし、している 2. できるけどしていない
自分で預貯金の出し入れをしているか	1. できるし、している 2. できるけどしていない

① 性別・年齢別の手段的自立度(IADL)の状況

手段的自立度(IADL)の状況については、本市全体では13.0%が4点以下の手段的自立度低下者となっています。

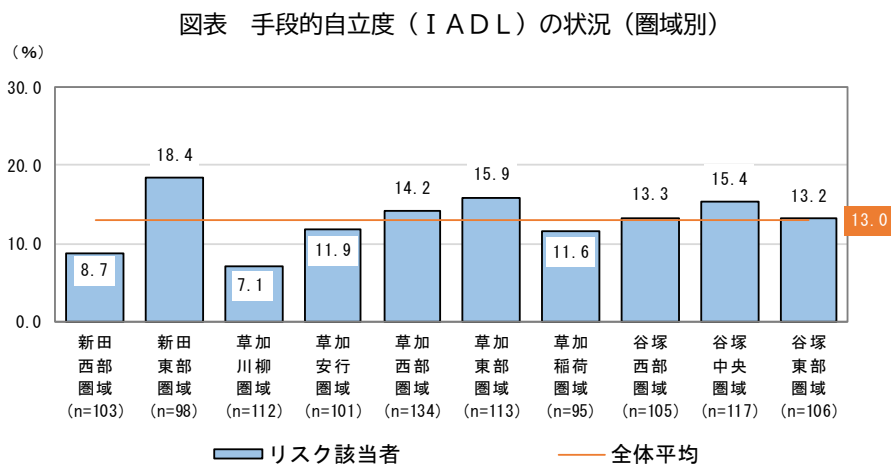
性別・年齢階級別で見ると、男性、女性ともに80歳以降の割合が大きく増加しています。



資料:令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

② 日常生活圏域別の手段的自立度(IADL)の状況

圏域別にみると、新田東部圏域、草加西部圏域、草加東部圏域、谷塚西部圏域、谷塚中央圏域、谷塚東部圏域で該当者割合が本市全体の13.0%を超えています。最も高い圏域は新田東部圏域で18.4%、最も低い圏域は草加川柳圏域で7.1%となっており、11.3ポイントの差となっています。



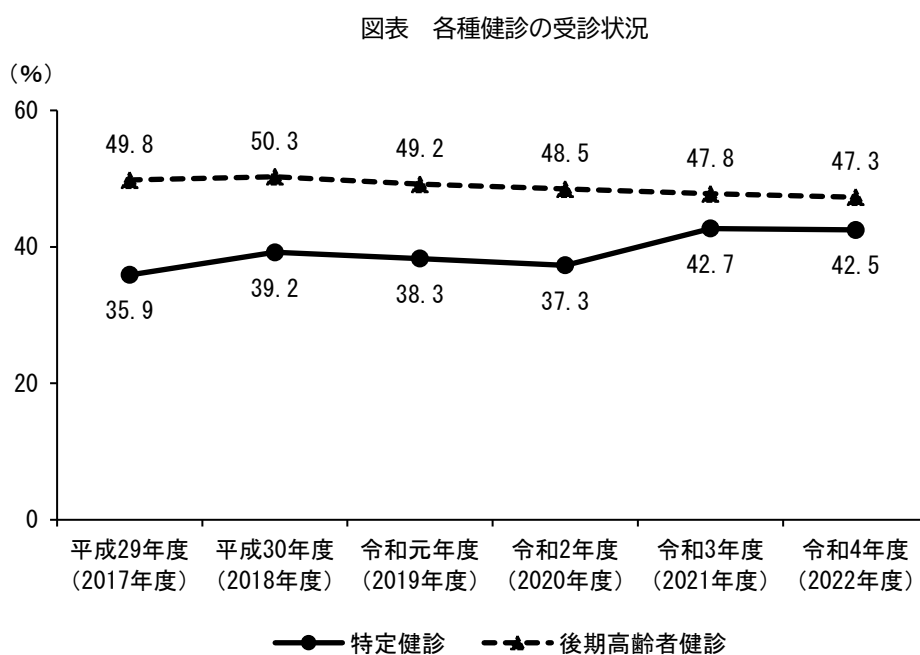
資料:令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

3-2 健康維持・介護予防

(1) 各種健診の受診状況

特定健診(74歳以下対象)の受診率は、年度によって増減していますが、直近2年間は40%を超えています。

後期高齢者健診(75歳以上対象)の受診率は、平成30年度(2018年度)の50.3%からやや減少傾向にあり、令和4年度(2022年度)は47.3%となっています。



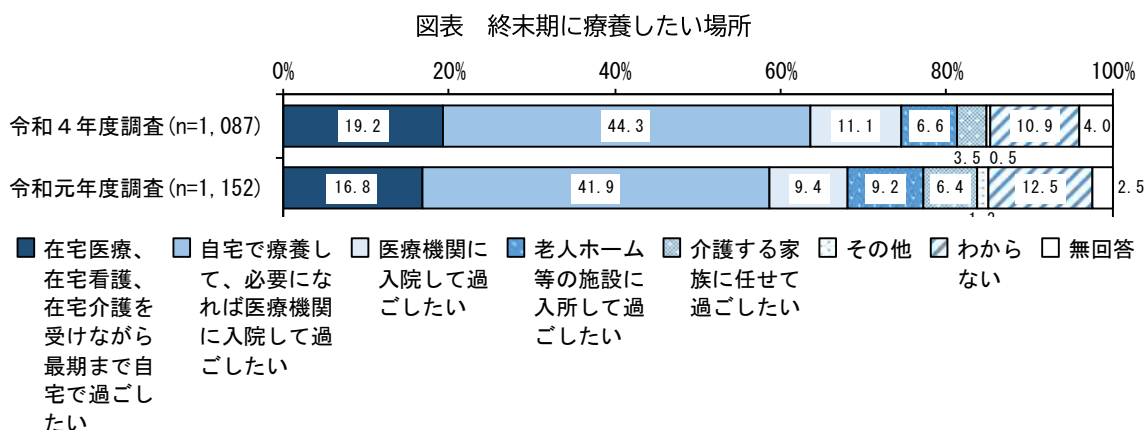
資料:市調べ(令和5年3月末時点)

3-3 在宅療養と医療・介護の連携

(1) 在宅療養

① 終末期に療養したい場所

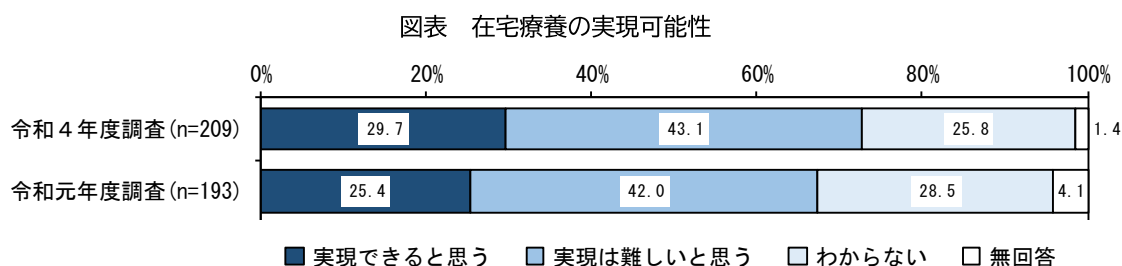
病気などで人生の最終段階を迎える場所について、「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院して過ごしたい」が44.3%で最も高く、次いで「在宅医療、在宅看護、在宅介護を受けながら最期まで自宅で過ごしたい」が19.2%、「医療機関に入院して過ごしたい」が11.1%となっています。



資料：令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」

② 在宅療養の実現可能性

在宅医療、在宅看護、在宅介護を受けながら最期まで自宅で過ごしたいと考えている人に、自宅での療養を実現できると思うかについて聞いたところ、「実現は難しいと思う」が43.1%で最も高く、次いで「実現できると思う」が29.7%、「わからない」が25.8%となっています。

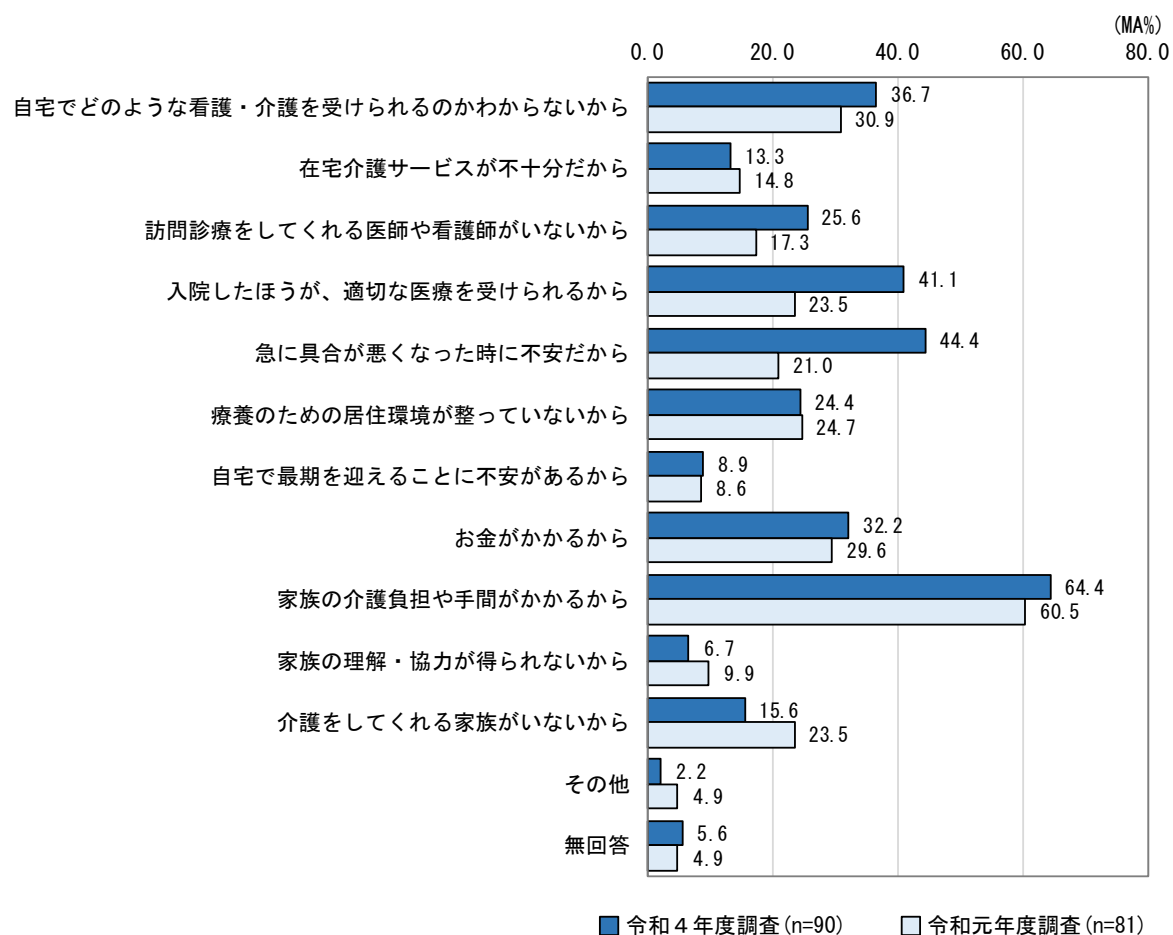


資料：令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」

③ 在宅療養の実現が難しいと思う理由

在宅医療、在宅看護、在宅介護を受けながら最期まで自宅で過ごしたいと考えているが、自宅での療養を実現するのは難しいと思っている人に、その理由について聞いたところ、「家族の介護負担や手間がかかるから」が64.4%で最も高く、次いで「急に具合が悪くなった時に不安だから」が44.4%、「入院したほうが、適切な医療を受けられるから」が41.1%となっています。

図表 自宅での療養の実現が難しいと思う理由



資料:令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

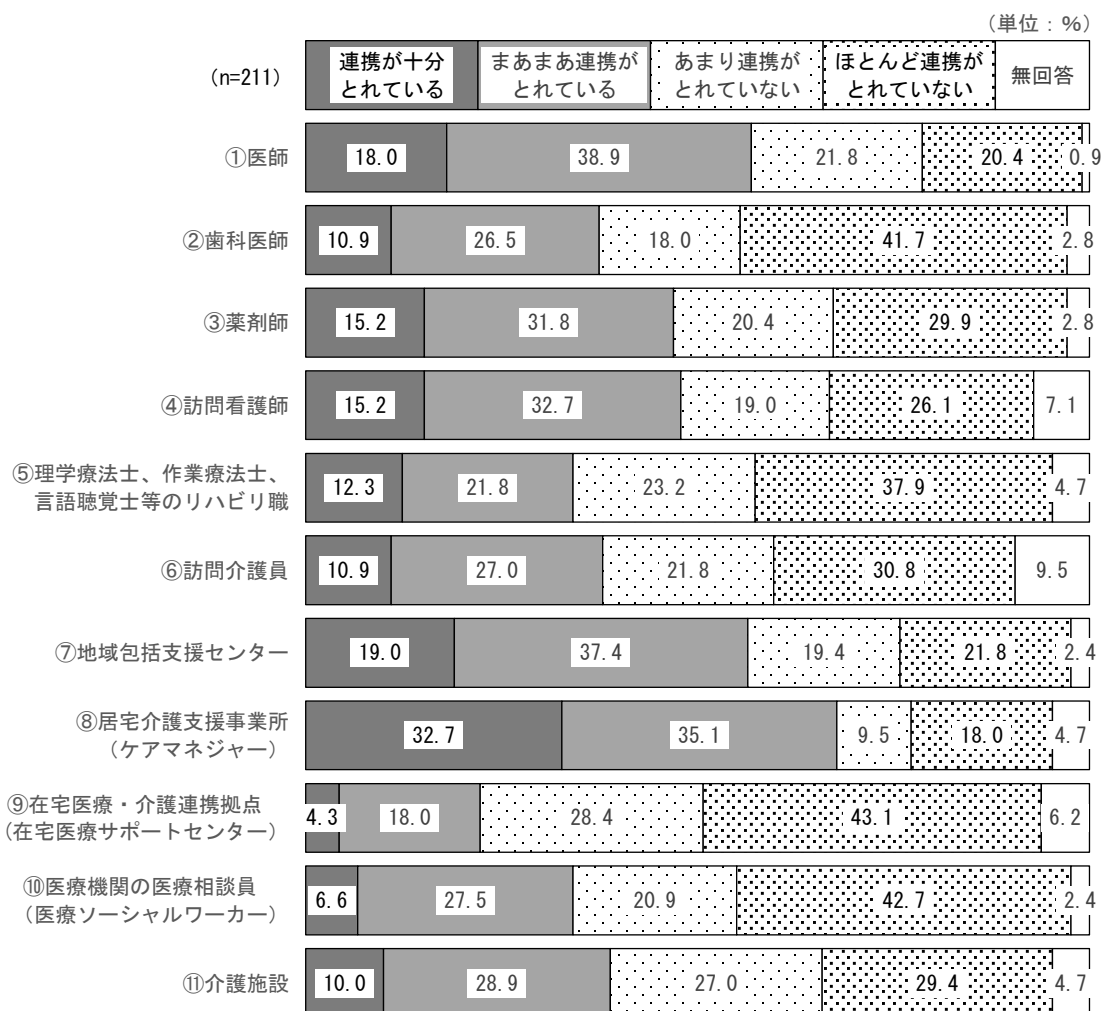
(2) 他職種との連携の状況

① 医療機関・介護保険事業所と他職種との連携

『連携がとれている』(「連携が十分とれている」+「まあまあ連携がとれている」)では、「⑧居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)」が67.8%で最も高く、次いで「①医師」が56.9%、「⑦地域包括支援センター」が56.4%となっています。

一方、『連携がとれていない』(「あまり連携がとれていない」+「ほとんど連携がとれていない」)では、「⑨在宅医療・介護連携拠点(在宅医療サポートセンター)」が71.5%で最も高く、次いで「⑩医療機関の医療相談員(医療ソーシャルワーカー)」が63.6%、「⑤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリ職」が61.1%となっています。

図表 医療機関・介護保険事業所と他職種との連携



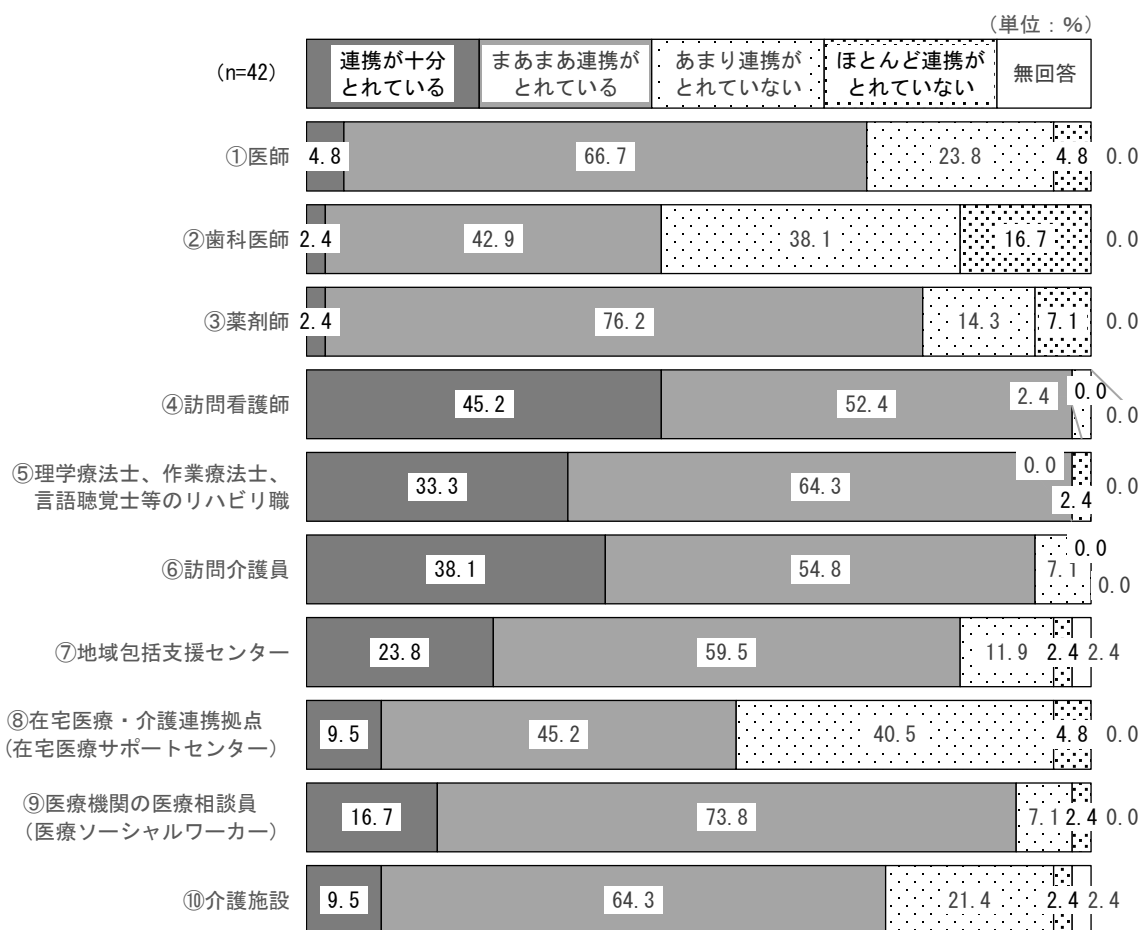
資料：令和4年実態調査「在宅医療・介護連携調査に関するアンケート調査」

② 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと他職種との連携

『連携がとれている』(「連携が十分とれている」+「まあまあ連携がとれている」)では、10職種中8職種で7割を超えており、特に「④訪問看護師」、「⑤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリ職」、「⑥訪問介護員」、「⑨医療機関の医療相談員(医療ソーシャルワーカー)」では9割を超えています。

一方、『連携がとれていない』(「あまり連携がとれていない」+「ほとんど連携がとれていない」)では、「②歯科医師」が54.8%で最も高く、次いで「⑧在宅医療・介護連携拠点(在宅医療サポートセンター)」が45.3%、「①医師」が28.6%となっています。

図表 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと他職種との連携



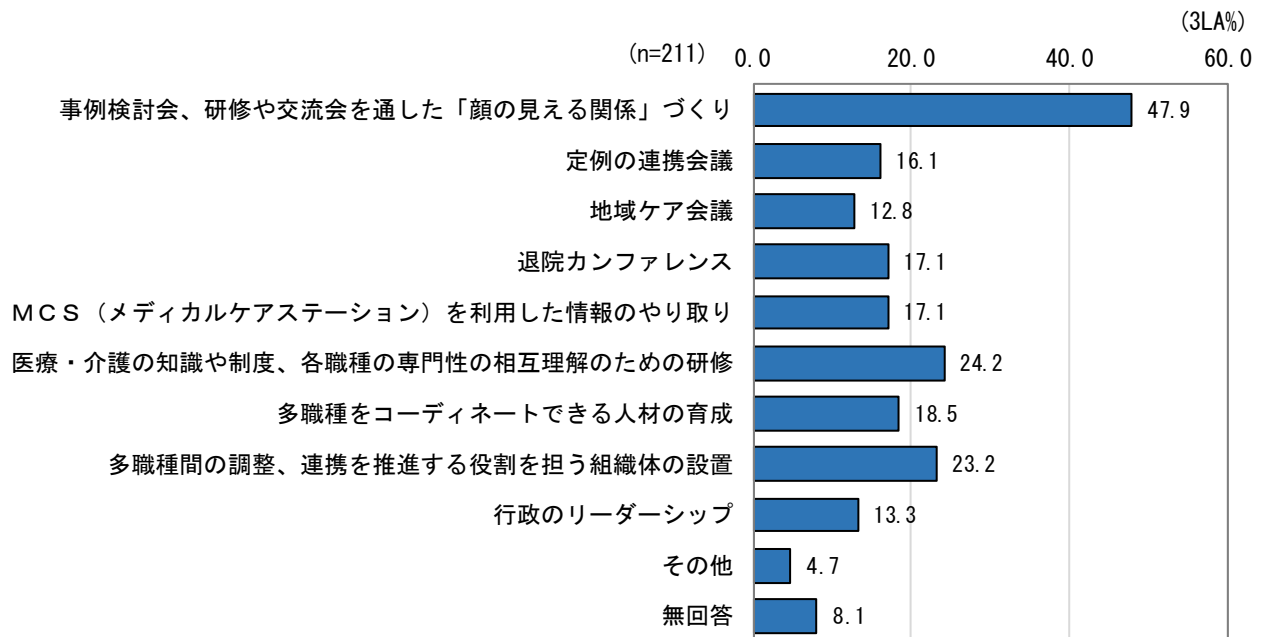
資料：令和4年実態調査「在宅医療・介護連携調査に関するアンケート調査」

(3) 多職種が連携するために重要なこと

① 医療機関・介護保険事業所

多職種が連携するために重要なことについて、「事例検討会、研修や交流会を通じた『顔の見える関係』づくり」が47.9%で最も高く、次いで「医療・介護の知識や制度、各職種の専門性の相互理解のための研修」が24.2%、「多職種間の調整、連携を推進する役割を担う組織体の設置」が23.2%となっています。

図表 多職種が連携するために重要なこと

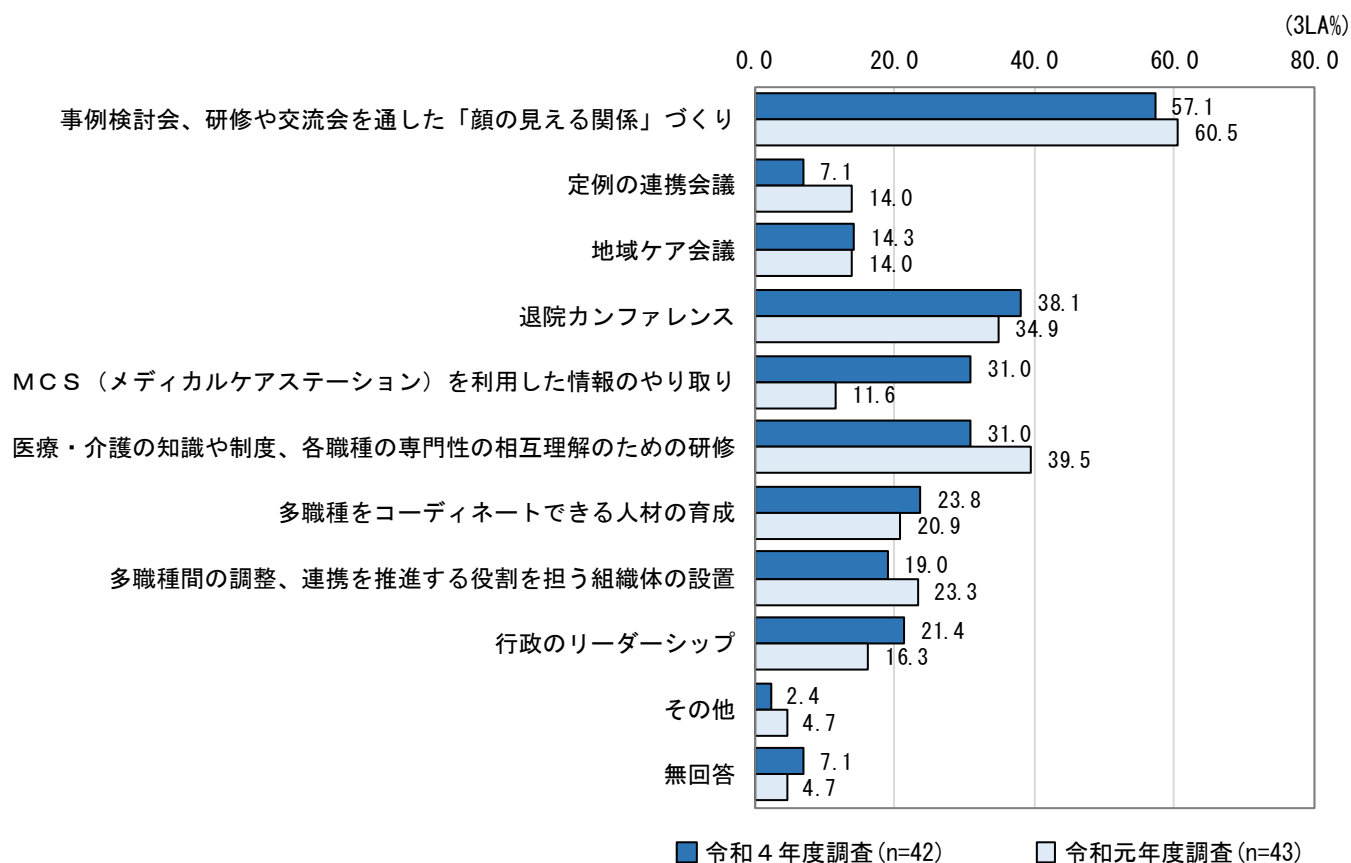


資料:令和4年実態調査「在宅医療・介護連携調査に関するアンケート調査」

② 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター

多職種が連携するために重要なことについて、「事例検討会、研修や交流会を通した『顔の見える関係』づくり」が57.1%で最も高く、次いで「退院カンファレンス」が38.1%、「MCS(メディカルケアステーション)を利用した情報のやり取り」「医療・介護の知識や制度、各職種の専門性の相互理解のための研修」が31.0%となっています。

図表 多職種が連携するために重要なこと

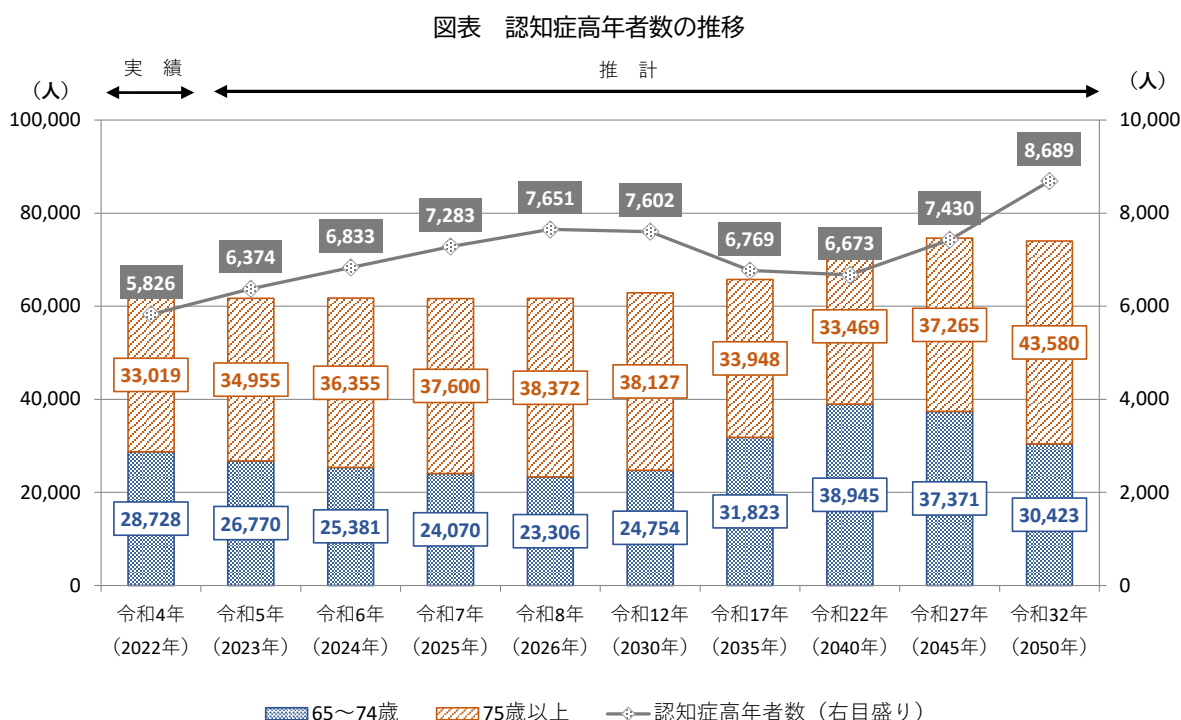


資料:令和4年実態調査「在宅医療・介護連携調査に関するアンケート調査」

3-4 認知症高齢者数と成年後見制度

(1) 認知症高齢者数の推移

日常生活に支障を来すような症状や行動が見られる日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者数は、令和5年(2023年)には6,374人(高齢者人口の約10.3%)となっており、計画期間の最終年である令和8年(2026年)には7,651人(同12.4%)に増加するものと推計されています。後期高齢者の減少により、令和17年(2035年)には6,769人(同10.3%)、令和22年(2040年)には6,673人(同9.2%)になりますが、その後は後期高齢者の増加に伴い、急激に増加すると推計されます。



※高齢者推計人口に平均発症率を乗じて算出

(推計年度の前年度の後期高齢者数に占める認知症高齢者数の割合に、過去3年間の当該割合の変動値の2分の1を加えたものを推計年度の出現率として、各年度の後期高齢者人口推計値に出現率を乗じたものを認知症高齢者数とする)

※参考: 認知症高齢者の日常生活自立度

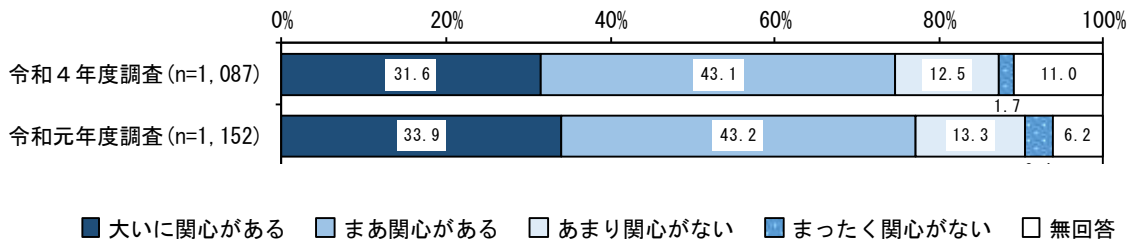
- I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- III 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
- IV 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(2) 認知症への関心と成年後見制度の認知状況

① 認知症への関心

高年者の認知症への関心は非常に高く、「大いに関心がある」と「まあ関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が74.7%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が14.2%となっています。

図表 認知症への関心

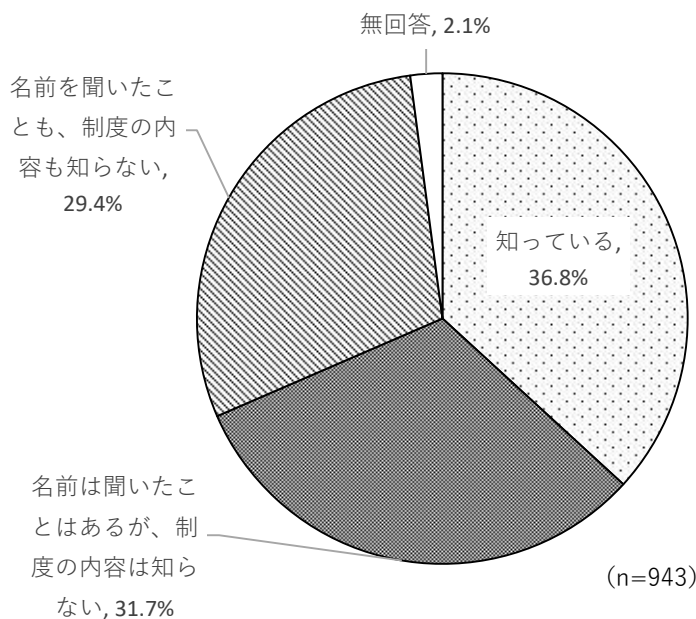


資料: 令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

② 成年後見人制度の認知状況

成年後見制度について、「知っている」と回答した人は36.8%、「名前は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」は31.7%、「名前を聞いたことも、制度の内容も知らない」は29.4%となっています。

図表 成年後見人制度の認知状況

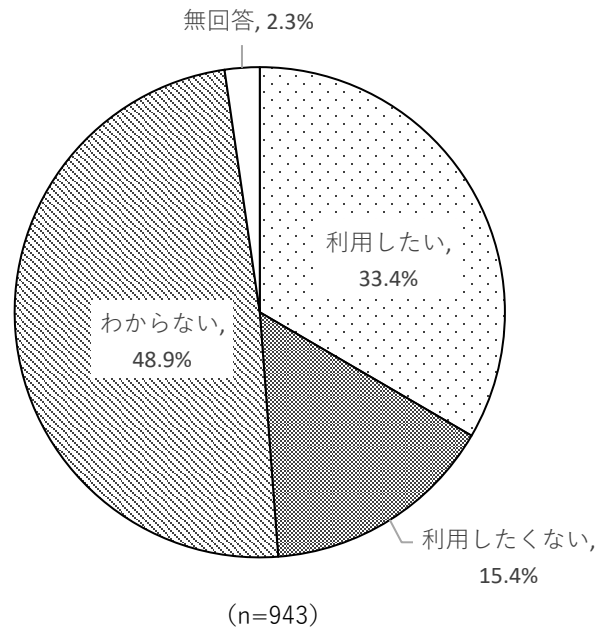


資料: 令和4年「草加市地域福祉計画 アンケート調査」
調査対象: 草加市在住の18歳以上の方から無作為に抽出した2,000人

③ 成年後見人制度の利用意向

成年後見制度の利用について尋ねたところ、「利用したい」は33.4%、「利用したくない」は15.4%、「わからない」は48.9%となっています。

図表 成年後見人制度の利用意向



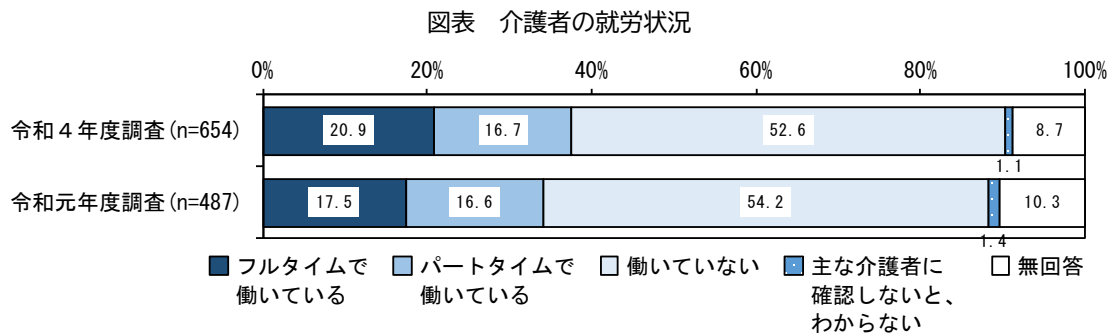
資料:令和4年「草加市地域福祉計画 アンケート調査」
調査対象:草加市在住の18歳以上の方から無作為に抽出した2,000人

3-5 介護と仕事の両立

(1) 介護者の就労状況と両立支援制度の利用状況

① 介護者の就労状況

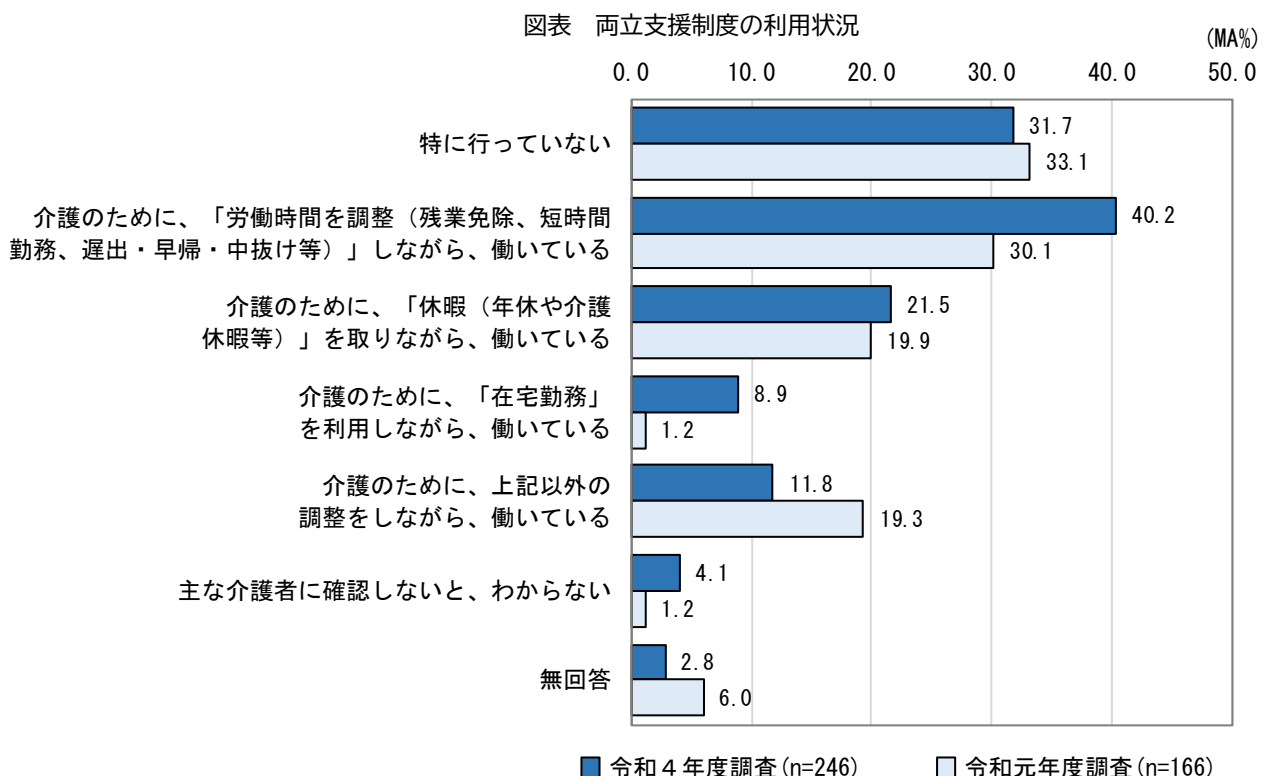
主な介護者の現在の勤務形態について、「働いていない」が52.6%で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が20.9%、「パートタイムで働いている」が16.7%となっています。



資料:令和4年実態調査「在宅介護実態調査」

② 両立支援制度の利用状況

就労している主な介護者に、介護をするに当たって、何か働き方についての調整等をしているかについて聞いたところ、「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が40.2%で最も高く、次いで「特に行っていない」が31.7%、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が21.5%となっています。

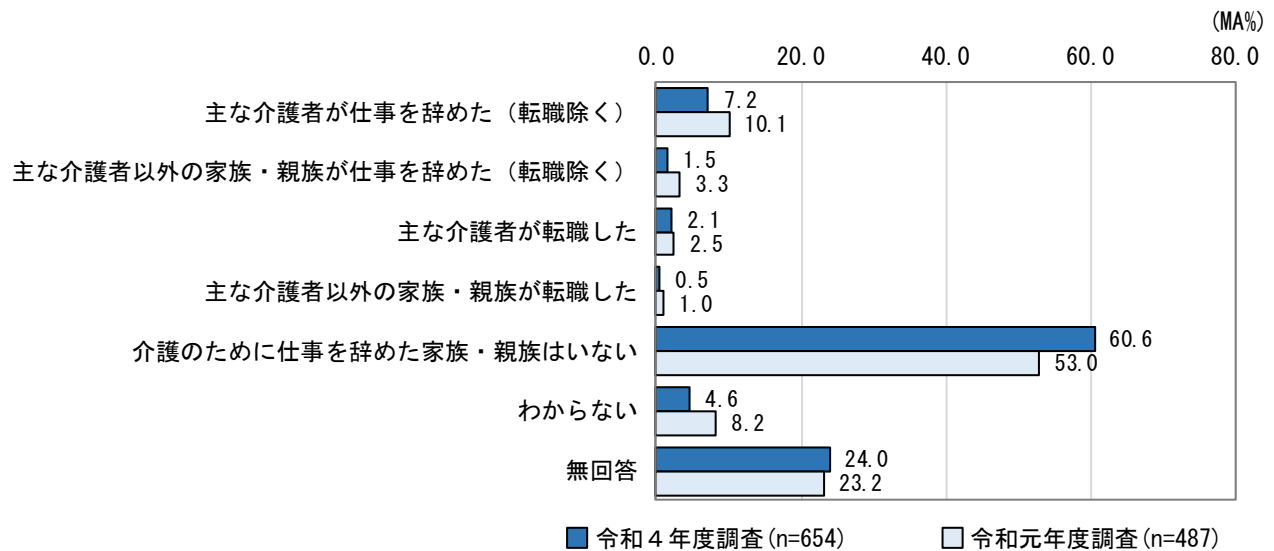


資料:令和4年実態調査「在宅介護実態調査」

(2) 家族・親族の中での離職者の有無

介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた人はいるかについて、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が60.6%で最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が7.2%、「わからない」が4.6%となっています。

図表 家族・親族の中での離職者の有無



資料:令和4年実態調査「在宅介護実態調査」

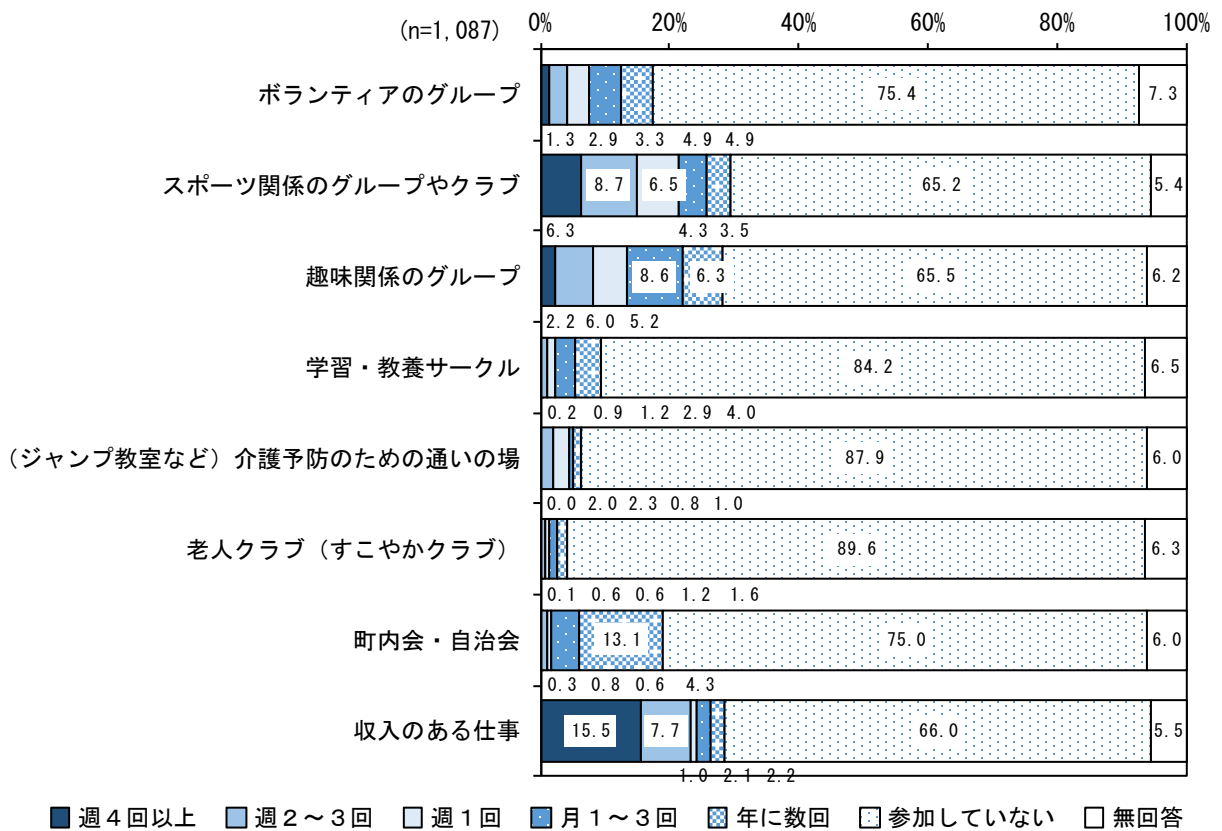
3-6 社会参加や助け合いについて

(1) 仕事や地域での活動状況

地域活動の参加頻度について、すべての活動において、「参加していない」が6割以上となっており、コロナ禍が影響したと考えられます。

『参加している』（「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」の合計）では、「スポーツ関係のグループやクラブ」が29.3%で最も高く、次いで「収入のある仕事」が28.5%、「趣味関係のグループ」が28.3%となっています。

図表 仕事や地域での活動条項

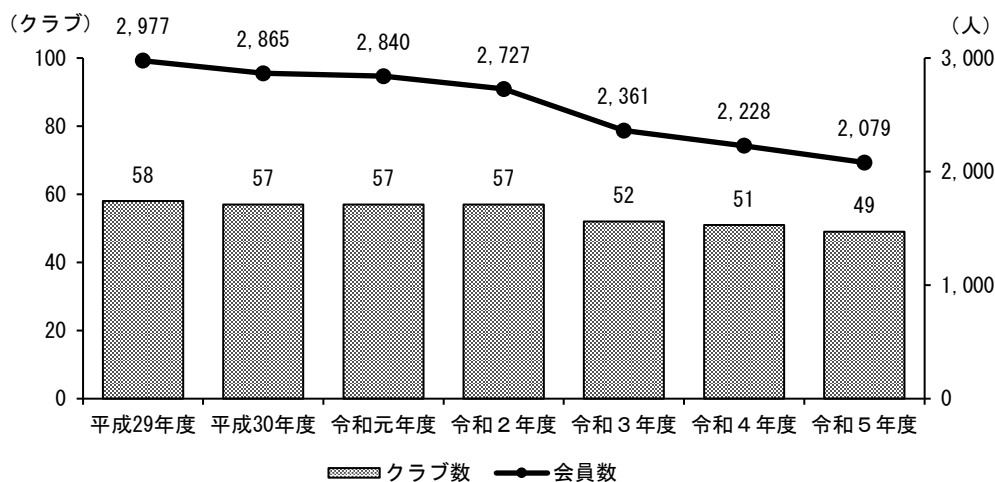


資料:令和4年実態調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

(2) すこやかクラブ

すこやかクラブは、クラブ数、会員数とも減少傾向にあり、特に令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)までの減少幅が大きく、コロナ禍が影響したと考えられます。令和5年度(2023年度)のクラブ数は49、会員数は2,079人となっています。

図表 すこやかクラブのクラブ数、会員数



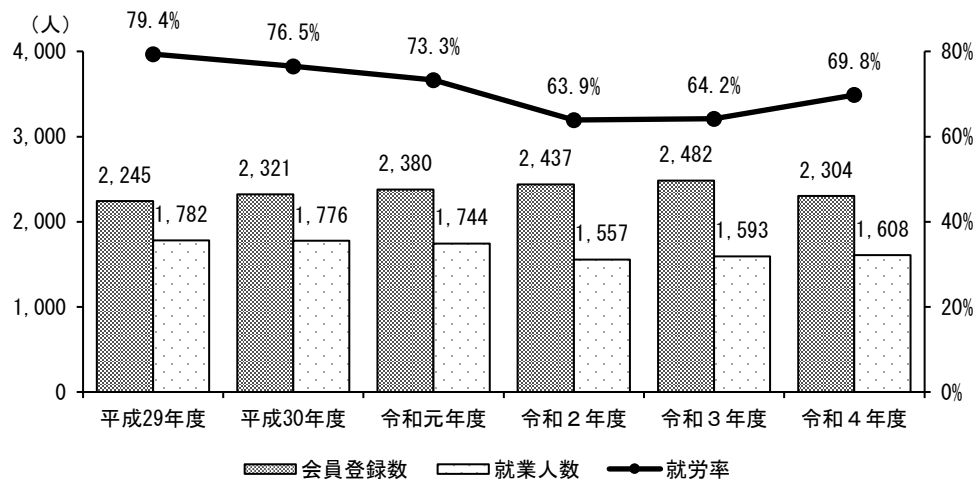
資料：市調べ

(3) シルバー人材センター

シルバー人材センターの会員数は、令和3年度(2021年度)までは増加傾向にありましたが、令和4年度(2022年度)は減少し、2,304人となっています。

就業人数は、令和元年度(2019年度)まで微減傾向にありましたが、令和2年度(2020年度)に大きく減少しており、コロナ禍が影響したと考えられます。その後は、微増に転じ、令和4年度(2022年度)は1,608人となっています。

図表 シルバー人材センターの会員数・就業人数、就労率

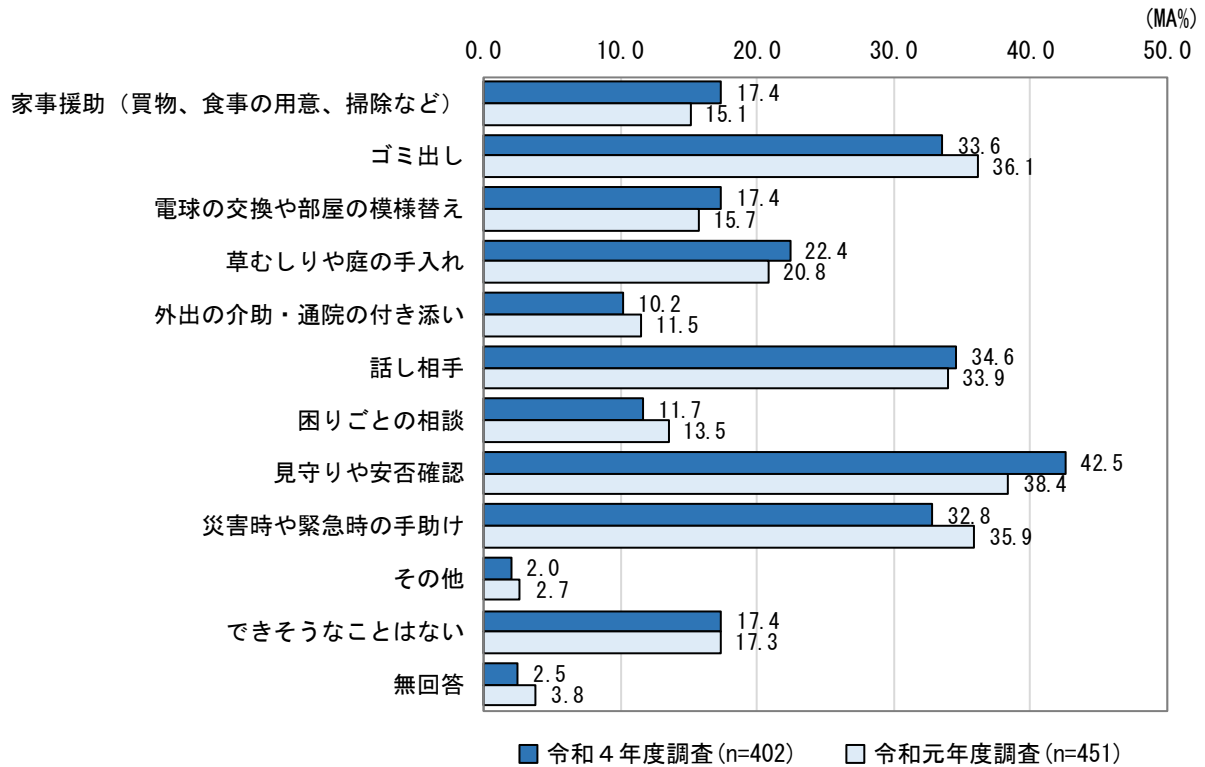


資料：市調べ

(4) 地域で暮らす高齢者に対してできそうな支援

55歳から64歳までの市民が地域で暮らす高齢者に対してできそうな支援では、「見守りや安否確認」が42.5%で最も高く、次いで「話し相手」が34.6%、「ゴミ出し」が33.6%となっています。

図表 地域で暮らす高齢者に対してできそうな支援



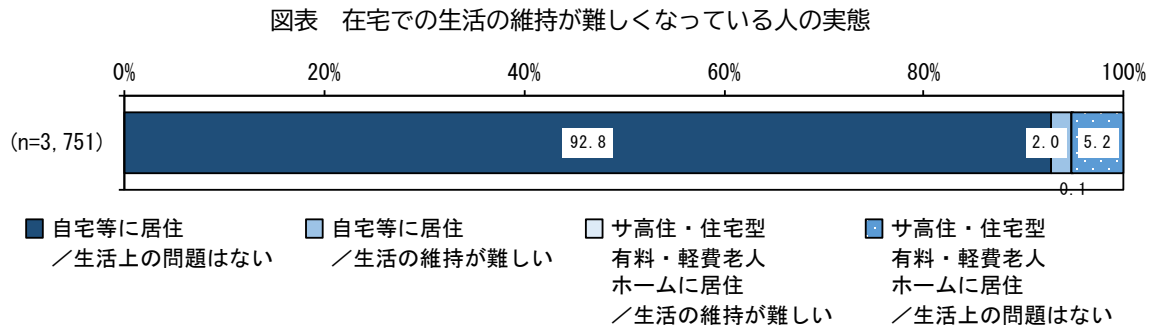
資料:令和4年実態調査「第2号被保険者調査」

3-7 在宅生活維持で求められるサービス

(1) 在宅生活の維持が難しくなっている人に必要な支援・サービス

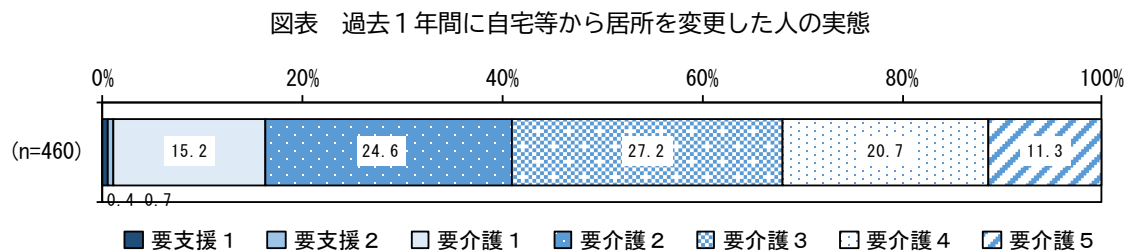
① 在宅での生活の維持が難しくなっている人の実態

在宅での生活の維持が難しくなっている利用者について、自宅・サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合が2.0%となっています。



② 過去1年間に自宅等から居所を変更した人の実態

過去1年間に自宅等から居所を変更した人のうち、死亡を除いた人の要介護度の内訳をみると、「要介護3」が27.2%で最も高く、次いで「要介護2」が24.6%、「要介護4」が20.7%となっています。



③ 在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

現在自宅等で生活している要支援・要介護者のうち、「生活の維持が困難になり始めている人」について、属性別でみると、「独居で、自宅等(借家等)に住む、要介護2以下の人」が全体の15.8%を占めています。

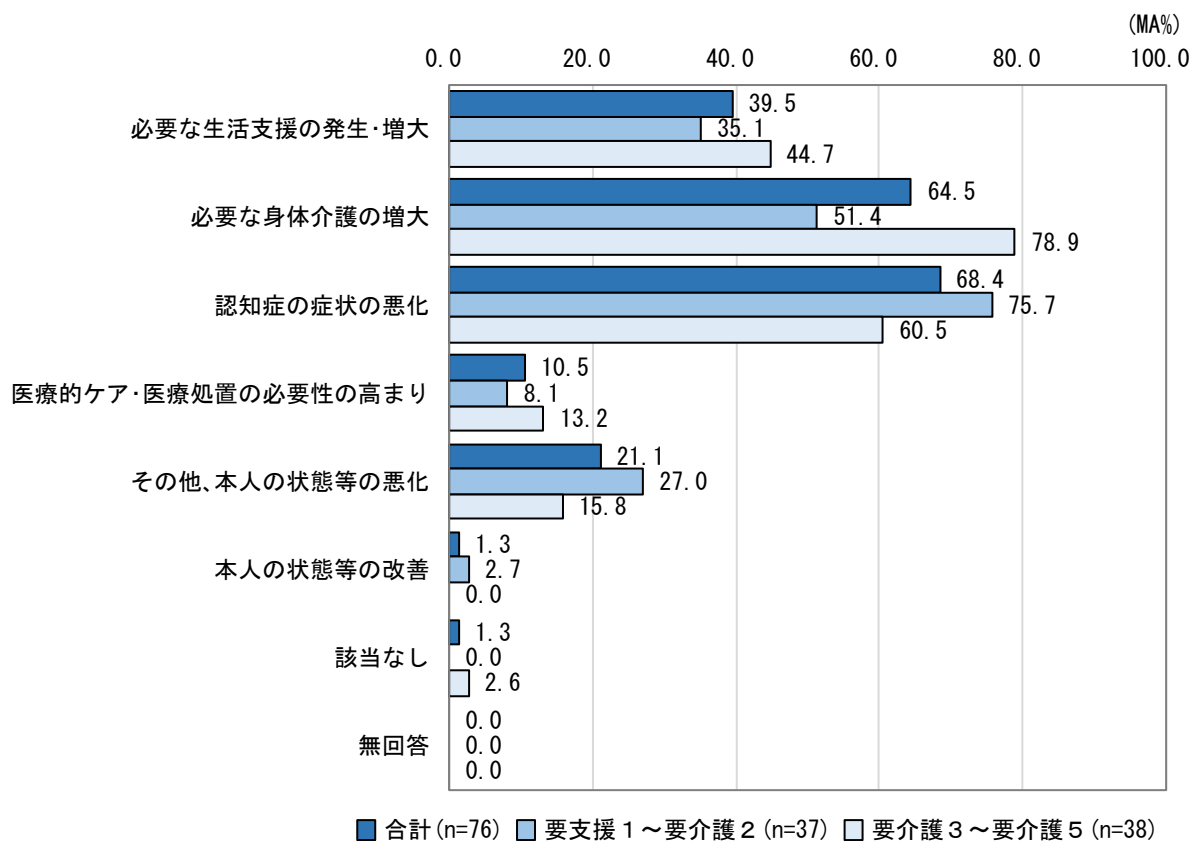
図表 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

順位(上位10類型)	回答数	粗推計	割合	世帯累計				居所			要介護度	
				独居	夫婦のみ世帯	単身の子どもの同居	その他世帯	自宅等(持ち家)	自宅等(借家)	サ高住・住宅型有料・軽費	介2以下	介3以上
1	12人	19人	15.8%	★					★		★	
2	10人	15人	13.2%	★				★				★
3	7人	11人	9.2%			★		★				★
3	7人	11人	9.2%	★				★			★	
5	6人	9人	7.9%				★	★				★
6	5人	8人	6.6%		★			★			★	
6	5人	8人	6.6%	★					★			★
8	4人	6人	5.3%				★	★			★	
8	4人	6人	5.3%		★			★				★
10	3人	5人	3.9%			★		★			★	
上記以外	13人	19人	17.1%									
合計	76人	117人	100.0%									

④ 在宅での生活の維持が難しくなっている理由

在宅での生活の維持が難しくなっている理由を、本人の状態で見ると、要介護2以下では「認知症の症状の悪化」が75.7%で最も高く、要介護3以上では「必要な身体介護の増大」が78.9%で最も高くなっています。

図表 生活の維持が難しくなっている理由／①本人の状態に属する理由

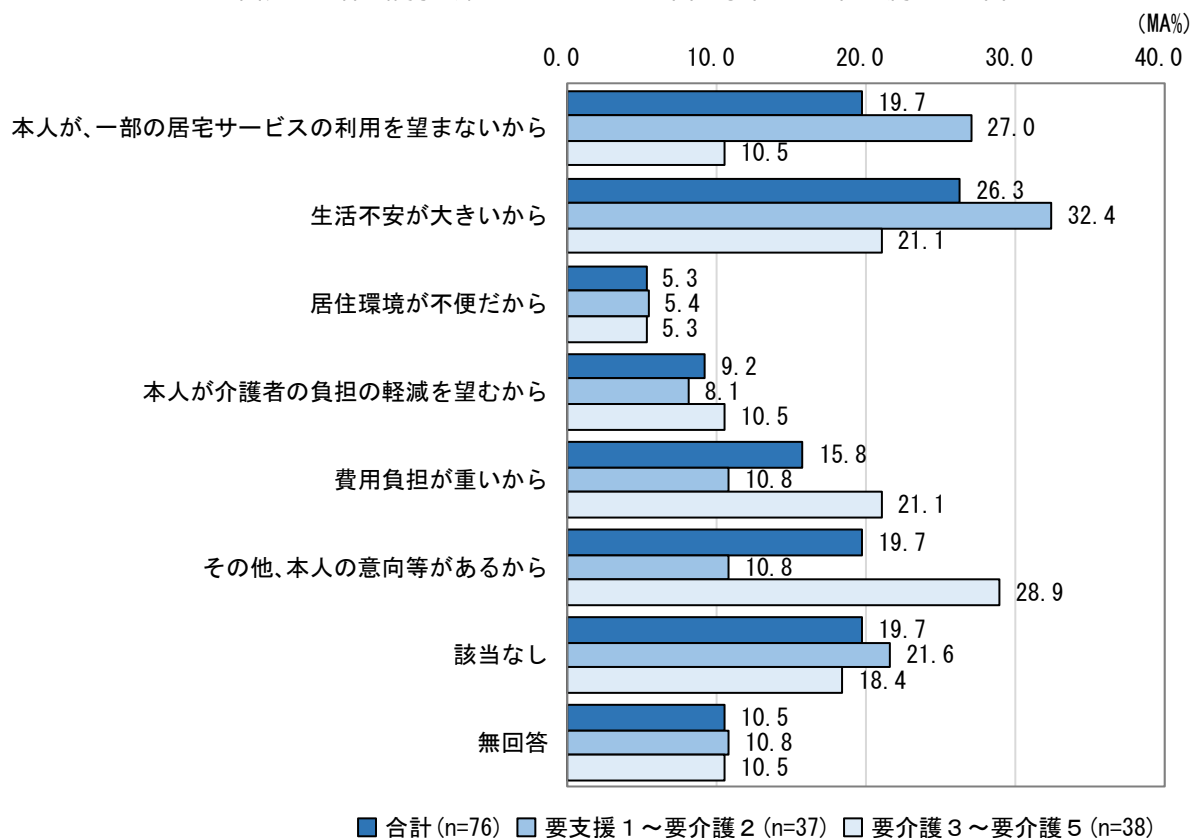


資料：令和4年実態調査「在宅生活改善調査」

⑤ 在宅での生活の維持が難しくなっている本人の意向に属する理由

在宅での生活の維持が難しくなっている理由を、本人の意向でみると、要介護2以下では「生活不安が大きいから」が32.4%で最も高く、要介護3以上では「その他、本人の意向等があるから」が28.9%で最も高くなっています。

図表 生活の維持が難しくなっている理由／②本人の意向に属する理由

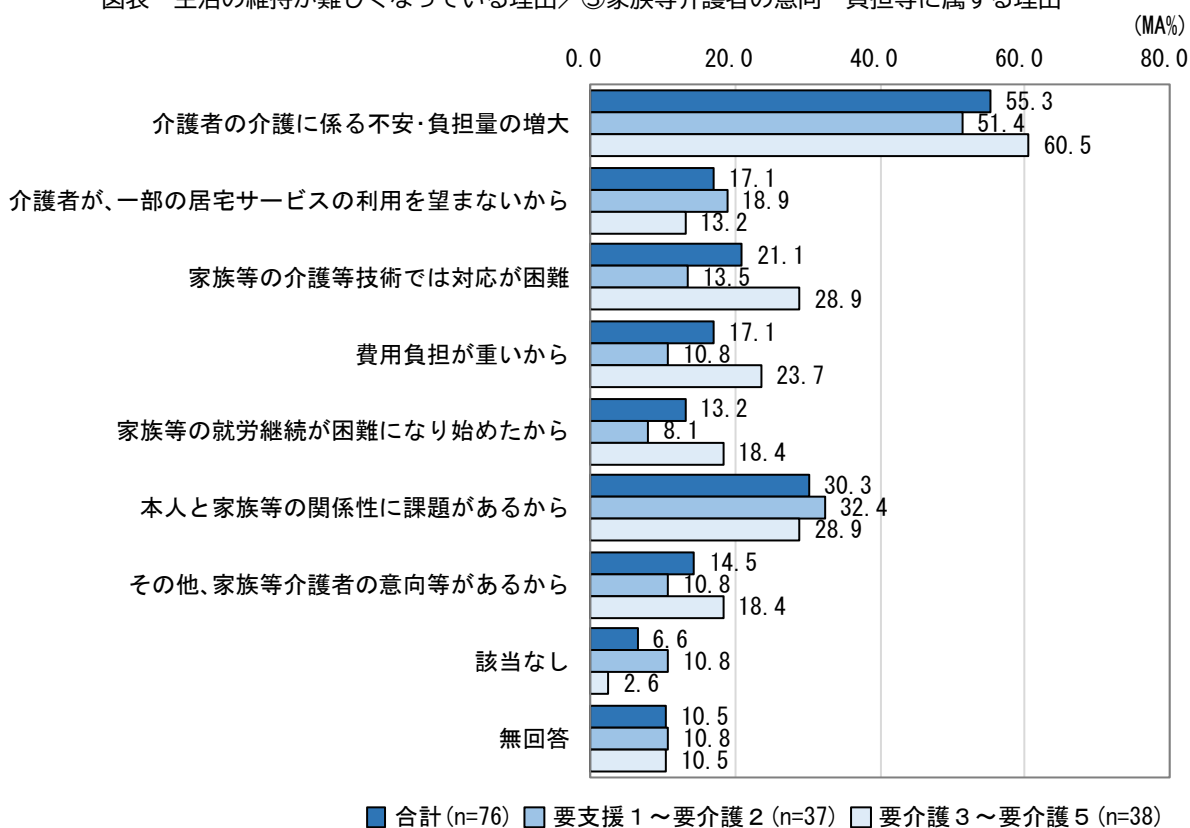


資料：令和4年実態調査「在宅生活改善調査」

⑥ 在宅での生活の維持が難しいと感じている家族等介護者の意向・負担等に属する理由

在宅での生活の維持が難しくなっている理由を、家族等介護者の意向・負担等でみると、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が最も高く、要介護2以下で51.4%、要介護3以上で60.5%となっています。

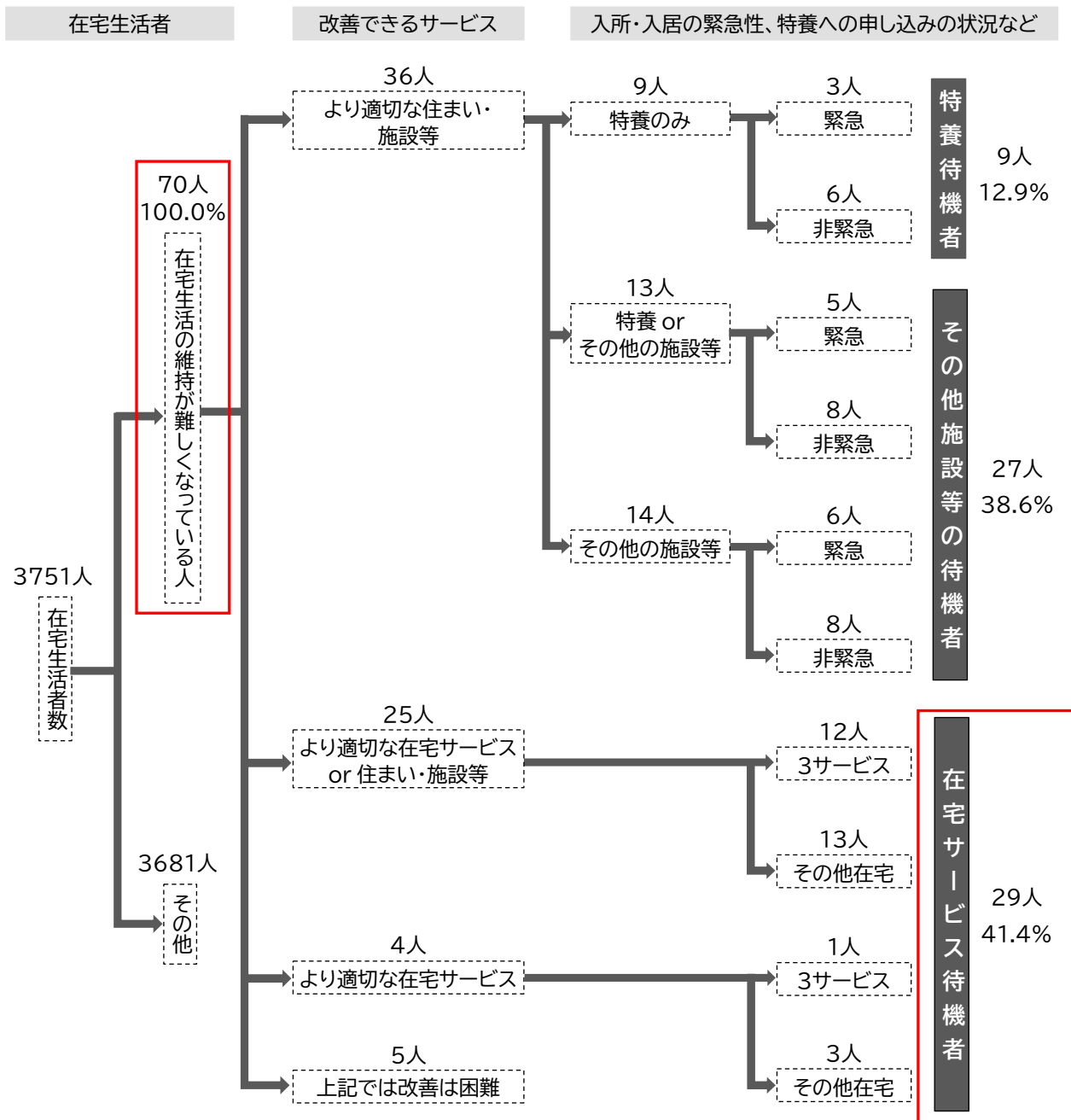
図表 生活の維持が難しくなっている理由／③家族等介護者の意向・負担等に属する理由



資料:令和4年実態調査「在宅生活改善調査」

⑦ 在宅での生活の維持が難しくなっている人の生活の改善に必要なサービス変更

ケアマネジャーの視点から担当する利用者のうち、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」について、生活の改善に必要なサービスを聞いたところ、必要な在宅サービス、又は施設・住まい等に分類すると、在宅生活の維持が難しくなっている人のうち、「在宅サービスの改善で、生活の維持が可能」が41.4%となっています



資料：令和4年実態調査「在宅生活改善調査」

- (注1)「より適切な在宅サービス or 住まい・施設等」については、選択された在宅サービスで「住まい・施設等」を代替できるとして、「在宅サービス待機者」に分類しています。
- (注2)「生活の維持が難しくなっている人」の合計76人のうち、上記の分類が可能な70人について分類しています(分類不能な場合は「その他」に算入しています)。割合(%)は、70人を分母として算出したものです。
- (注3)「非緊急」には、緊急度について「入所が望ましいが、しばらくは他のサービスでも大丈夫」「その他」と答えた方と無回答の方を含めています。

また、特養以外の「その他施設等の待機者」と「在宅サービス待機者」の生活の改善に必要なサービスを整理すると、「その他施設等の待機者」では、「グループホーム」「サ高住」「特定施設」が多くなっており、「在宅サービス待機者」では、「ショートステイ」「訪問介護」「訪問入浴」「定期巡回サービス」が多くなっています。

図表 「生活の維持が難しくなっている人」生活の改善に必要なサービス変更②

生活の改善に必要なサービス	その他施設等の待機者(27人)	在宅サービス待機者(29人)
住まい・施設等	住宅型有料 6人 22.2%	住宅型有料 0人 0.0%
	サ高住 8人 29.6%	サ高住 3人 10.3%
	軽費老人ホーム 2人 7.4%	軽費老人ホーム 1人 3.4%
	グループホーム 12人 44.4%	グループホーム 7人 24.1%
	特定施設 8人 29.6%	特定施設 4人 13.8%
	介護老人保健施設 4人 14.8%	介護老人保健施設 1人 3.4%
	療養型・介護医療院 4人 14.8%	療養型・介護医療院 1人 3.4%
	特別養護老人ホーム 13人 48.1%	特別養護老人ホーム 18人 62.1%
在宅サービス	—	ショートステイ 16人 55.2%
	—	訪問介護、訪問入浴 7人 24.1%
	—	夜間対応型訪問介護 5人 17.2%
	—	訪問看護 3人 10.3%
	—	訪問リハ 1人 3.4%
	—	通所介護、通所リハ、認知症対応型通所 5人 17.2%
	—	定期巡回サービス 9人 31.0%
	—	小規模多機能 6人 20.7%
—	看護小規模多機能 2人 6.9%	

生活の改善に向けて、代替が可能

(注1)割合は、それぞれ、その他施設等の待機者27人、在宅サービス待機者29人を分母として算出したものです。

(注2)「在宅サービス待機者」について、生活改善に必要なサービスとして「住まい・施設等」と「在宅サービス」の両方を回答している場合は、代替が可能としています。

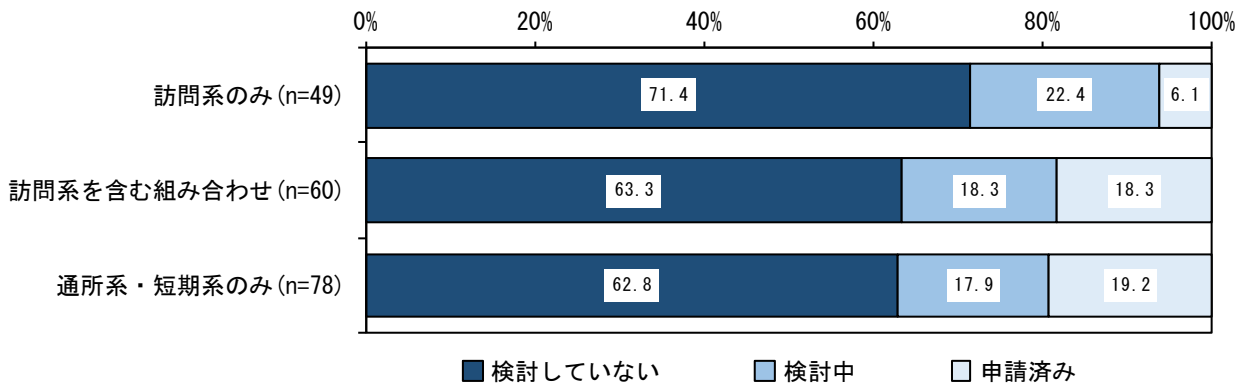
資料：令和4年実態調査「在宅生活改善調査」

(2) 在宅生活の継続が可能と考えている人の実態

① 「サービス利用の組み合わせ」と「施設等検討の状況」の関係

要介護3以上におけるサービス利用の組み合わせと施設等検討の状況について、「訪問系を含む組み合わせ」と「通所系・短期系のみ」で「申請済み」の割合が高くなっています。

図表 「サービス利用の組み合わせ」と「施設等検討の状況」

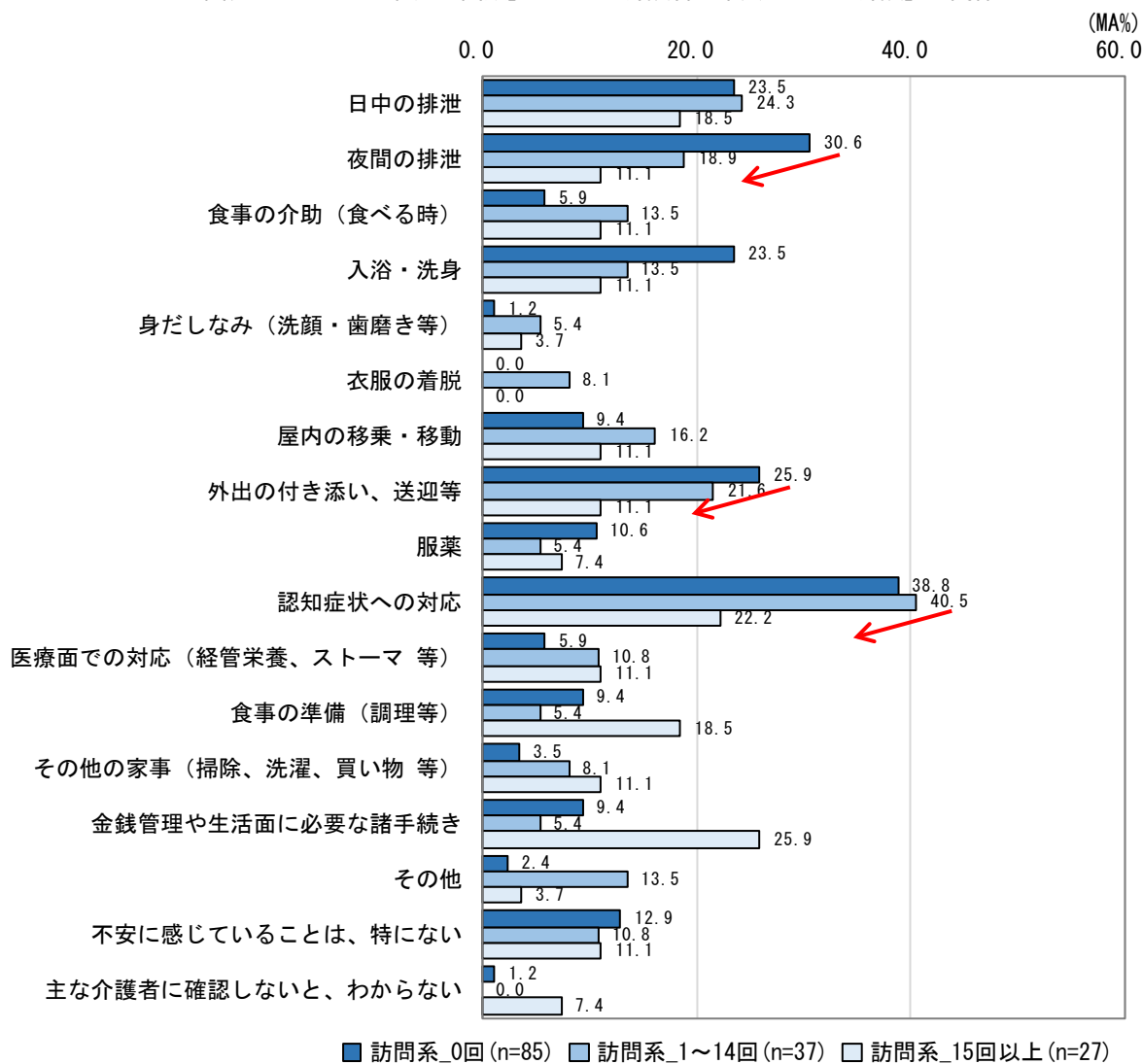


資料: 令和4年実態調査「在宅介護実態調査」

② 「サービス利用の回数」と「主な介護者が不安を感じる介護」の関係

要介護3以上における介護者が不安を感じる介護について、訪問系サービス利用回数別でみると、訪問回数が増加することで、「認知症状への対応」「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」の不安を感じる割合は低くなっています。

図表 「サービス利用の回数」と「主な介護者が不安を感じる介護」の関係



資料：令和4年実態調査「在宅介護実態調査」

(3) 住み慣れた住まいでの生活の維持に資する施設・居住系サービスに必要な機能

過去1年間の施設等の新規の入居・入所及び退居・退所の流れ

過去1年間の施設等の新規の入居・入所及び退居・退所の流れについて、退去者のうち死亡では、「特定施設」が76人(48.4%)で最も高く、次いで「特養」が40人(39.6%)、「グループホーム」が10人(21.3%)となっています。

図表 過去1年間の施設等の新規の入居・入所及び退居・退所の流れ

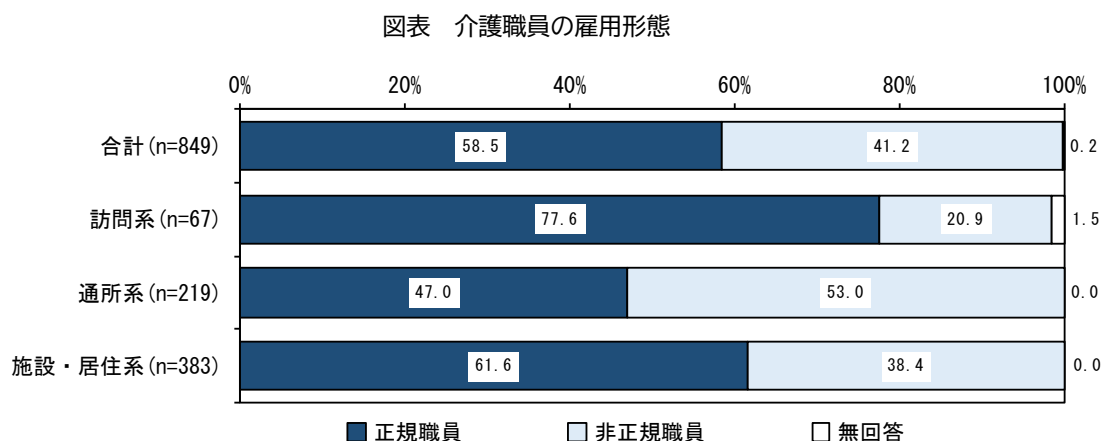
	新規入居者	退去者	退去者の内訳	
			死亡	居所変更
住宅型有料老人ホーム	3人	6人	0人 (0.0%)	6人 (100.0%)
軽費老人ホーム（特定施設除く）	0人	0人	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
サービス付き高年者向け住宅（特定施設除く）	15人	15人	3人 (20.0%)	12人 (80.0%)
グループホーム	41人	47人	10人 (21.3%)	37人 (78.7%)
特定施設	134人	157人	76人 (48.4%)	81人 (51.6%)
地域密着型特定施設	0人	0人	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
介護老人保健施設	88人	86人	14人 (16.3%)	72人 (83.7%)
療養型・介護医療院	0人	0人	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
特別養護老人ホーム	58人	101人	40人 (39.6%)	61人 (60.4%)
地域密着型特別養護老人ホーム	40人	31人	2人 (6.5%)	29人 (93.5%)

資料：令和4年実態調査「居所変更実態調査」

(4) 介護人材の状況等

① サービス系統別の介護職員の雇用形態・年齢構成

正規職員では「訪問系」が77.6%で最も高く、次いで「施設・居住系」が61.6%、「通所系」が47.0%となっています。

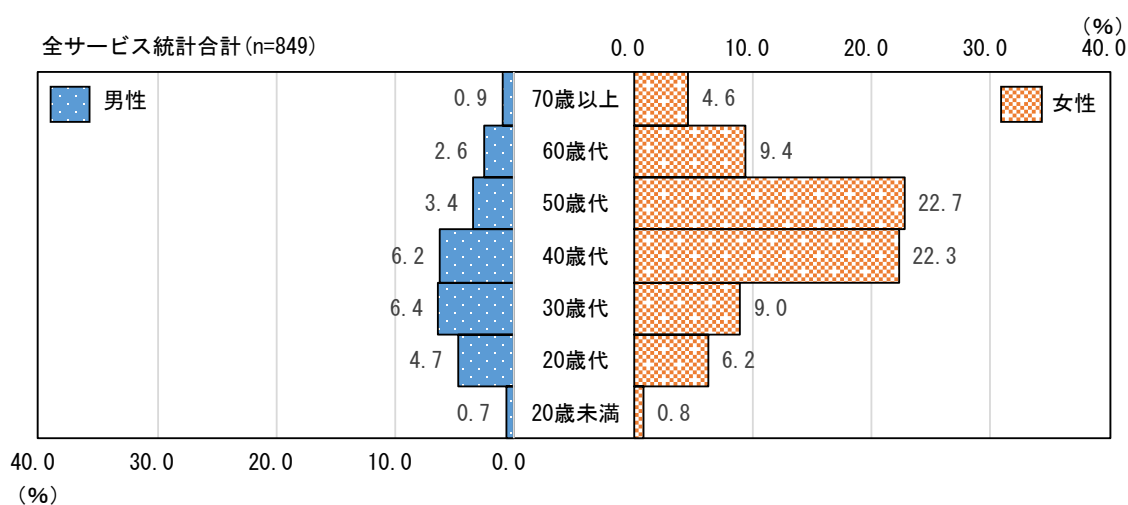


資料：令和4年実態調査「介護人材実態調査」

サービス系統別の雇用形態について、全サービス系統合計では、男性が24.9%、女性が75.0%と、女性が高い割合を占めています。

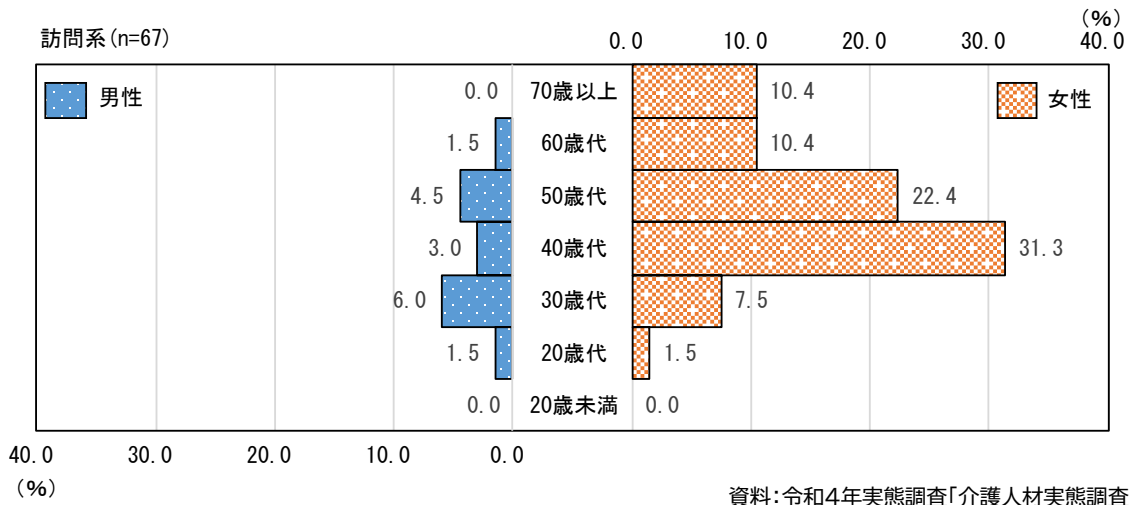
また、サービス系統に関わらず40～50歳代の女性が高い割合を占めており、施設・居住系では他のサービス系統と比較して、男性の割合が高く、20歳代や30歳代の若い職員を比較的確保できています。

図表 介護職員の性別・年齢別の状況 ①全サービス系統合計

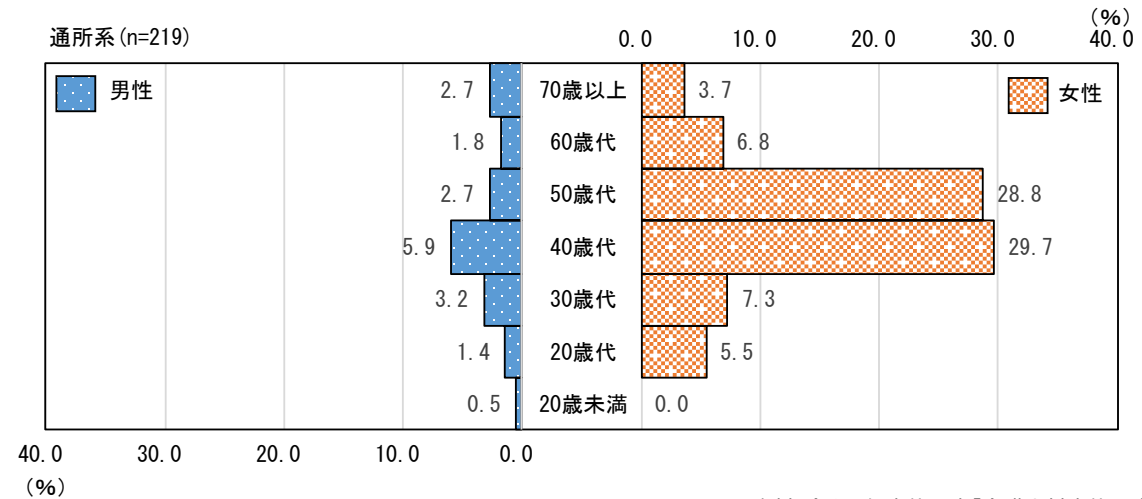


資料：令和4年実態調査「介護人材実態調査」

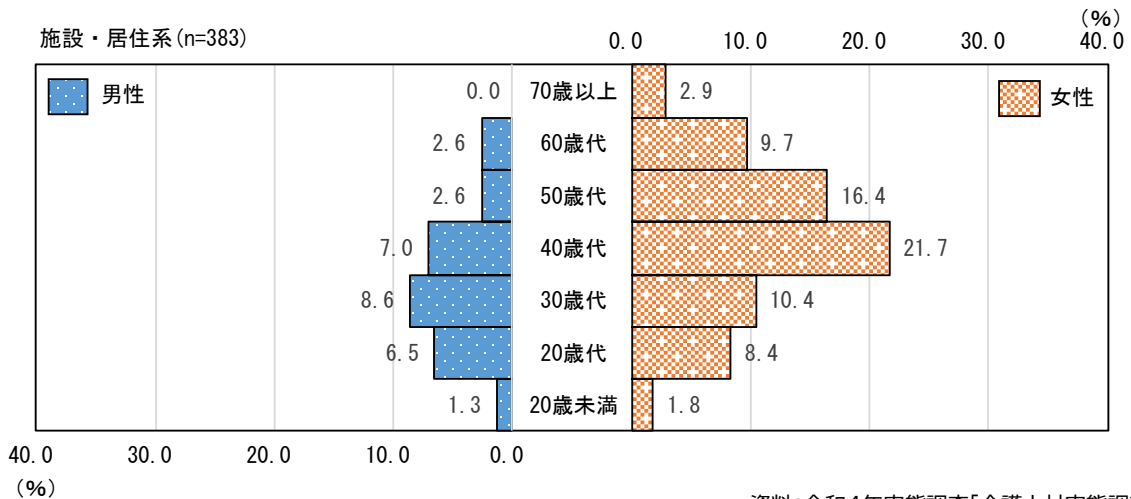
図表 介護職員の性別・年齢別の状況 ②訪問系



図表 介護職員の性別・年齢別の状況 ③通所系



図表 介護職員の性別・年齢別の状況 ④施設・居住系



② サービス系統別の介護職員の採用者数・離職者数

採用者数について、「施設・居住系」が103人で最も多く、次いで「訪問系」「通所系」が51人で、離職者数について、「施設・居住系」が90人で最も多く、次いで「通所系」が48人、「訪問系」が41人となっています。

また、昨年比でみると、「施設・居住系」が3.2%増で最も多く、次いで「訪問系」が3.1%増、「通所系」が1.1%増となっています。

図表 介護職員数の変化

	回答数	職員総数	採用者数	離職者数	昨年比
合計	89	1,305人	243人	224人	101.5%
訪問系	30	335人	51人	41人	103.1%
通所系	27	284人	51人	48人	101.1%
施設・居住系	20	417人	103人	90人	103.2%

資料：令和4年実態調査「介護人材実態調査」

前の職場が介護事業所である職員の前の職場の場所について、約5割の職員は草加市外となっています。

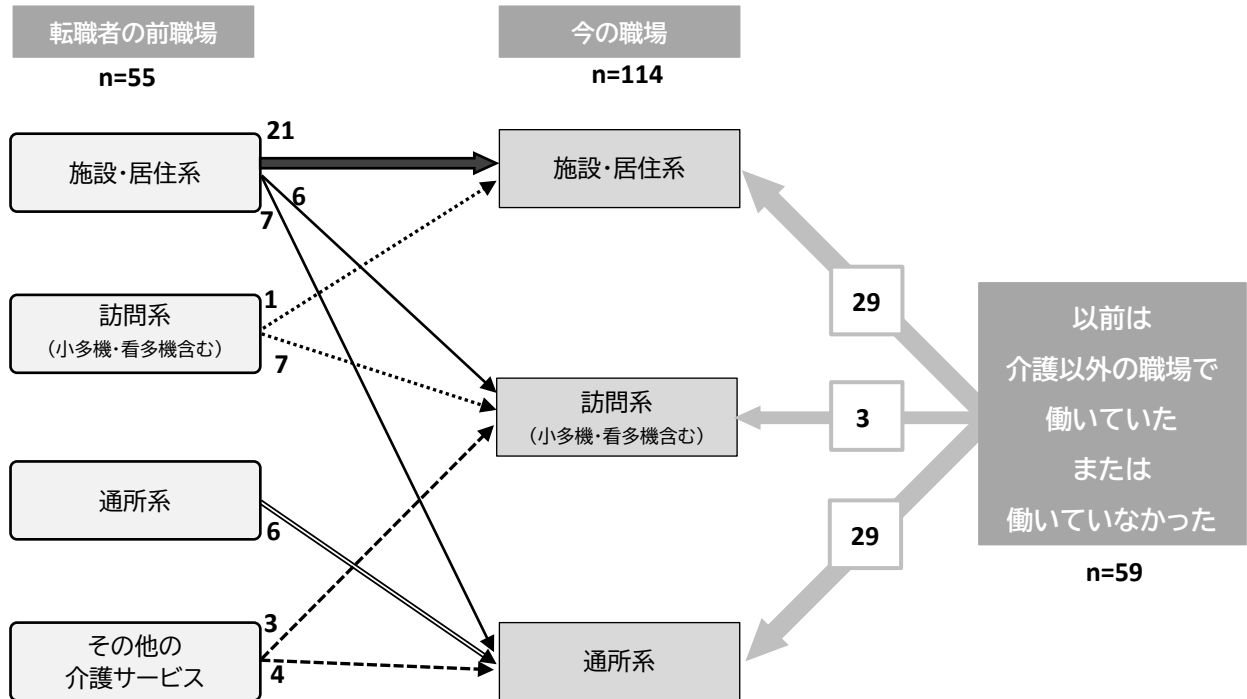
図表 前の職場が介護事業所である職員の前の職場の場所

前の職場の 場所	現在の職場							
	全サービス系統		訪問系		通所系		施設・居住系	
合計	90人	100.0%	16人	100.0%	25人	100.0%	24人	100.0%
草加市内	23人	25.6%	3人	18.8%	12人	48.0%	3人	12.5%
草加市外	44人	48.9%	13人	81.3%	13人	52.0%	9人	37.5%

資料：令和4年実態調査「介護人材実態調査」

過去1年間の介護職員の職場の変化(同一法人・グループ内での異動は除く)について、「以前は介護以外の職場で働いていた、または働いていなかった」人については、その大半が「通所系」か「施設・居住系」で採用されており、「訪問系」での採用はわずかとなっています。

図表 過去1年間の介護職員の職場の変化(同一法人・グループ内での異動は除く)



資料: 令和4年実態調査「介護人材実態調査」

(4) 今後必要とされるサービス提供体制

高年者の状況

本市の高年者を取り巻く推計では、令和22年(2040年)には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高年者人口の増加に伴った、高年者のみの世帯、介護を必要とする高年者、認知症高年者も増加が見込まれます。

生活機能に関する調査では、手段的自立度(IADL)の低下している高年者においては男女に差はありませんでしたが、運動器機能、閉じこもり傾向、口腔機能の低下、認知機能の低下、うつ傾向においては、第八次高年者プラン策定時の調査と同様に、女性の割合が高い状況がみられました。

また、人生の最終段階を迎える場所に関する調査では、「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院して過ごしたい」あるいは「医療機関に入院して過ごしたい」割合が半数以上を占めており、在宅療養の難しさを感じている割合が最も高い状況で、その理由の多くが「家族の負担や手間をかけることへの心配」や「医療機関で過ごす安心感」に関するものでした。このため、高齢になっても住み慣れた地域での暮らしを継続していくためには、介護保険サービスを適切に利用していくことが必要であり、在宅生活を継続するには、介護を受ける人ばかりでなく、介護を支える家族等の不安や負担を軽減する取組が重要となります。

在宅生活の維持に向けて

在宅生活改善調査では、在宅サービスを行っている事業所のケアマネジャーの視点から、在宅生活が難しいと感じる利用者の割合は2%で、要介護2以下の方の割合が最も高い状況でした。

在宅生活の維持が難しいと感じる理由について、それぞれの視点で見えますと、ケアマネジャーの視点では「認知症の症状の悪化」、本人の視点では「生活不安が大きいから」、家族等の介護者の視点では「介護に係る不安や負担量の増大」が主な理由で、過去1年間の居所変更状況では、要介護2以上の方が8割以上を占めていることから、「要介護2」が在宅生活を維持できるかどうかの境目になるといえます。

ケアマネジャーの視点では在宅生活の維持が難しい利用者の約4割が、在宅サービスを改善することで「在宅生活の維持が可能」というと感じており、具体的には「ショートステイ」「訪問介護」「訪問入浴」「定期巡回サービス」の充実が挙げられています。

また、高年者の在宅生活を支える上では、医療的なケアを必要とされる方も増加していることから、医療と介護の連携が重要となっています。

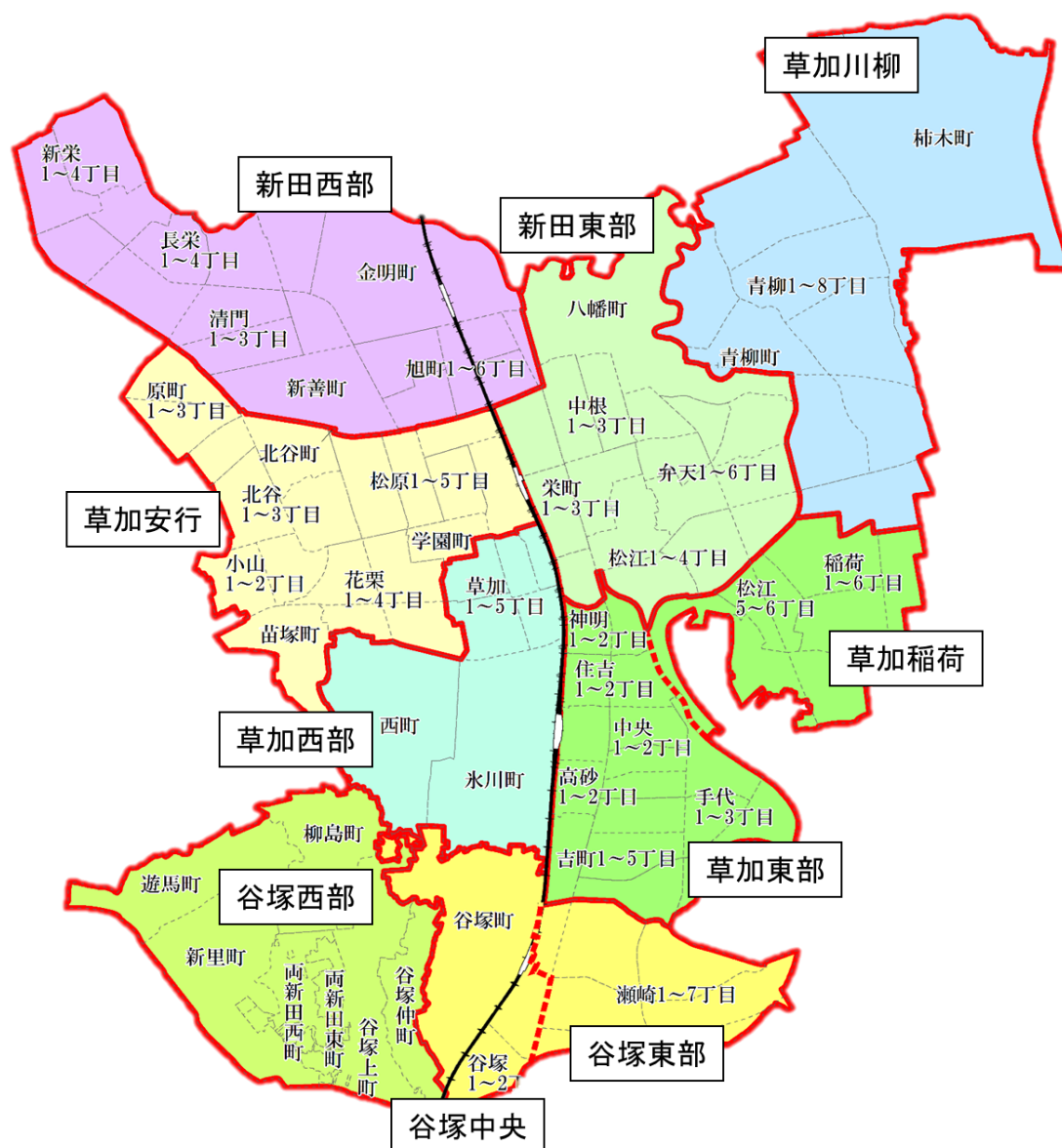
在宅医療・介護連携に関する調査では、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターは「他職種との連携が取れている」と感じる割合が高い一方で、在宅医療・介護連携拠点や医療機関の相談員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリ職は「連携が取れていない」と感じる割合が高い傾向となっています。職種にかかわらず、多職種が連携するために重要なこととして、「顔の見える関係づくり」が主な意見結果となっているため、今後、事例検討会や研修等の交流機会を増やす取組が必要であり、多職種が連携して在宅生活を支えるサービスの提供体制づくりが求められています。

今後も高齢化が進み、介護を必要とする人が増えることが見込まれることから、多様なニーズに応えるための在宅サービスの提供がより求められます。そのためにも、生活の実態やニーズに合わせたサービスが提供されるとともに、サービス提供事業者の人材確保や処遇改善が進むよう、市としても取組を進める必要があります。

4 各日常生活圏域の状況

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して区分した圏域です。本市ではコミュニティブロックを基本とした、新田西部圏域、新田東部圏域、草加川柳圏域、草加安行圏域、草加西部圏域、草加東部圏域、草加稲荷圏域、谷塚西部圏域、谷塚中央圏域、谷塚東部圏域の10圏域に区分しています。

令和6年(2024年)1月1日時点の各圏域別の状況を次ページから掲載します。認定率及び割合は65歳以上人口に占める割合、順位は10圏域別の順位です。合計の順位は認定率及び割合の順位を示します。



(1) 新田西部地区

圏域地区（町会数）	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、新善町、金明町、旭町1～6 （12町会）		
地域包括支援センター	新田西部地域包括支援センター		
総人口	40,313人（1位）	世帯数	19,262世帯（1位）
65歳以上人口	10,588人（1位）	65歳以上の割合	26.3%（2位）
75歳以上人口	6,192人（1位）	75歳以上の割合	15.4%（2位）
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	255人・2.4%	要介護1	474人・4.5%
要支援2	267人・2.5%	要介護2	315人・3.0%
合計	522人・4.9%（1位）	要介護3	256人・2.4%
事業対象者数・認定率	57人・0.5%（10位）	要介護4	210人・2.0%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	127人・1.2%
Ⅱb以上	877人・8.4%（8位）	合計	1,382人・13.1%（8位）
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	1か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所
介護老人保健施設	0か所	認知症対応型通所介護	1か所
介護付き有料老人ホーム	3か所	小規模多機能型居宅介護	0か所
その他		認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	2か所
サービス付き高齢者向け住宅	3か所	小規模特別養護老人ホーム	0か所
住宅型有料老人ホーム	0か所	看護小規模多機能型居宅介護	0か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	5か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	7か所	ジャンプ教室	2か所
すこやかクラブ	6か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	0か所
平成塾	4か所	介護者のつどい	1か所
医療機関等			
診療所・病院	16か所	歯科医院	14か所
薬局	7か所		

(2) 新田東部地区

圏域地区（町会数）	八幡町、弁天1～6、中根1～3、松江1～4、栄町1～3（14町会）		
地域包括支援センター	新田東部地域包括支援センター		
総人口	31,126人（3位）	世帯数	15,688世帯（4位）
65歳以上人口	7,867人（3位）	65歳以上の割合	25.3%（4位）
75歳以上人口	4,469人（3位）	75歳以上の割合	14.4%（5位）
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	141人・1.8%	要介護1	329人・4.2%
要支援2	148人・1.9%	要介護2	248人・3.2%
合計	289人・3.7%（8位）	要介護3	170人・2.2%
事業対象者数・認定率	78人・1.0%（6位）	要介護4	148人・1.9%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	117人・1.5%
Ⅱb以上	623人・8.0%（9位）	合計	1,012人・12.9%（9位）
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	0か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所
介護老人保健施設	0か所	認知症対応型通所介護	0か所
介護付き有料老人ホーム	3か所	小規模多機能型居宅介護	0か所
その他		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1か所
サービス付き高齢者向け住宅	0か所	小規模特別養護老人ホーム	1か所
住宅型有料老人ホーム	0か所	看護小規模多機能型居宅介護	0か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	1か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	7か所	ジャンプ教室	2か所
すこやかクラブ	2か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	1か所
平成塾	2か所	介護者のつどい	1か所
医療機関等			
診療所・病院	14か所	歯科医院	6か所
薬局	5か所		

(3) 草加川柳地区

圏域地区（町会数）	青柳1～8、青柳町、柿木町（7町会）		
地域包括支援センター	草加川柳地域包括支援センター		
総人口	18,420人（7位）	世帯数	8,413世帯（8位）
65歳以上人口	4,723人（7位）	65歳以上の割合	25.6%（3位）
75歳以上人口	2,801人（7位）	75歳以上の割合	15.2%（3位）
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	80人・1.7%	要介護1	185人・3.9%
要支援2	88人・1.9%	要介護2	156人・3.3%
合計	168人・3.6%（9位）	要介護3	119人・2.5%
事業対象者数・認定率	68人・1.4%（1位）	要介護4	105人・2.2%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	68人・1.4%
Ⅱb以上	393人・8.5%（7位）	合計	633人・13.4%（7位）
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	2か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所
介護老人保健施設	2か所	認知症対応型通所介護	0か所
介護付き有料老人ホーム	1か所	小規模多機能型居宅介護	0か所
その他		認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	2か所
サービス付き高齢者向け住宅	0か所	小規模特別養護老人ホーム	0か所
住宅型有料老人ホーム	0か所	看護小規模多機能型居宅介護	0か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	2か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	1か所	ジャンプ教室	1か所
すこやかクラブ	5か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	2か所
平成塾	1か所	介護者のつどい	1か所
医療機関等			
診療所・病院	5か所	歯科医院	4か所
薬局	4か所		

(4) 草加安行地区

圏域地区（町会数）	原町1～3、北谷1～3、北谷町、苗塚町、花栗1～4、小山1～2、松原1～5、学園町（15町会）		
地域包括支援センター	草加安行地域包括支援センター		
総人口	35,789人（2位）	世帯数	17,414世帯（2位）
65歳以上人口	9,521人（2位）	65歳以上の割合	26.6%（1位）
75歳以上人口	5,753人（2位）	75歳以上の割合	16.1%（1位）
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	207人・2.2%	要介護1	374人・3.9%
要支援2	239人・2.5%	要介護2	330人・3.5%
合計	446人・4.7%（2位）	要介護3	256人・2.7%
事業対象者数・認定率	105人・1.1%（4位）	要介護4	217人・2.3%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	156人・1.6%
Ⅱb以上	818人・8.7%（5位）	合計	1,333人・14.0%（4位）
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	3か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所
介護老人保健施設	0か所	認知症対応型通所介護	0か所
介護付き有料老人ホーム	3か所	小規模多機能型居宅介護	2か所
その他		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2か所
サービス付き高齢者向け住宅	0か所	小規模特別養護老人ホーム	0か所
住宅型有料老人ホーム	3か所	看護小規模多機能型居宅介護	1か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	2か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	4か所	ジャンプ教室	3か所
すこやかクラブ	10か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	1か所
平成塾	2か所	介護者のつどい	0か所
医療機関等			
診療所・病院	17か所	歯科医院	8か所
薬局	6か所		

(5) 草加西部地区

圏域地区（町会数）	草加1～5、西町、氷川町（12町会）		
地域包括支援センター	草加西部地域包括支援センター		
総人口	29,549人（4位）	世帯数	15,810世帯（3位）
65歳以上人口	6,526人（5位）	65歳以上の割合	22.1%（9位）
75歳以上人口	3,888人（5位）	75歳以上の割合	13.2%（7位）
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	115人・1.8%	要介護1	289人・4.4%
要支援2	153人・2.3%	要介護2	221人・3.4%
合計	268人・4.1%（6位）	要介護3	160人・2.5%
事業対象者数・認定率	83人・1.3%（2位）	要介護4	127人・1.9%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	81人・1.2%
Ⅱb以上	568人・8.8%（3位）	合計	878人・13.5%（6位）
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	0か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所
介護老人保健施設	0か所	認知症対応型通所介護	0か所
介護付き有料老人ホーム	4か所	小規模多機能型居宅介護	0か所
その他		認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	1か所
サービス付き高齢者向け住宅	1か所	小規模特別養護老人ホーム	0か所
住宅型有料老人ホーム	0か所	看護小規模多機能型居宅介護	1か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	0か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	9か所	ジャンプ教室	2か所
すこやかクラブ	6か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	2か所
平成塾	1か所	介護者のつどい	1か所
医療機関等			
診療所・病院	26か所	歯科医院	16か所
薬局	14か所		

(6) 草加東部地区

圏域地区（町会数）	神明1～2、住吉1～2、手代1～3、中央1～2、高砂1～2、吉町1～5 (24町会)		
地域包括支援センター	草加東部・草加稻荷地域包括支援センター		
総人口	28,927人(5位)	世帯数	14,737世帯(5位)
65歳以上人口	6,103人(6位)	65歳以上の割合	21.1%(10位)
75歳以上人口	3,408人(6位)	75歳以上の割合	11.8%(10位)
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	112人・1.8%	要介護1	279人・4.6%
要支援2	146人・2.4%	要介護2	219人・3.6%
合計	258人・4.2%(5位)	要介護3	169人・2.8%
事業対象者数・認定率	43人・0.7%(8位)	要介護4	139人・2.3%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	81人・1.3%
Ⅱb以上	540人・9.0%(2位)	合計	887人・14.5%(1位)
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	0か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所
介護老人保健施設	0か所	認知症対応型通所介護	1か所
介護付き有料老人ホーム	0か所	小規模多機能型居宅介護	1か所
その他		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2か所
サービス付き高齢者向け住宅	0か所	小規模特別養護老人ホーム	0か所
住宅型有料老人ホーム	0か所	看護小規模多機能型居宅介護	0か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	0か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	7か所	ジャンプ教室	1か所
すこやかクラブ	7か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	1か所
平成塾	1か所	介護者のつどい	1か所
医療機関等			
診療所・病院	22か所	歯科医院	15か所
薬局	9か所		

(7) 草加稲荷地区

圏域地区（町会数）	稲荷1～6、松江5～6（7町会）		
地域包括支援センター	草加東部・草加稲荷地域包括支援センター		
総人口	9,579人（10位）	世帯数	4,526世帯（10位）
65歳以上人口	2,228人（10位）	65歳以上の割合	23.3%（8位）
75歳以上人口	1,256人（10位）	75歳以上の割合	13.1%（8位）
要介護度	人数・認定率	要介護度	要介護度・認定率
要支援1	33人・1.5%	要介護1	77人・3.5%
要支援2	41人・1.8%	要介護2	59人・2.6%
合計	74人・3.3%（10位）	要介護3	50人・2.2%
事業対象者数・認定率	16人・0.7%（7位）	要介護4	54人・2.4%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	19人・0.9%
Ⅱb以上	161人・7.3%（10位）	合計	259人・11.6%（10位）
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	0か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所
介護老人保健施設	0か所	認知症対応型通所介護	0か所
介護付き有料老人ホーム	0か所	小規模多機能型居宅介護	0か所
その他		認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	0か所
サービス付き高齢者向け住宅	0か所	小規模特別養護老人ホーム	0か所
住宅型有料老人ホーム	0か所	看護小規模多機能型居宅介護	0か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	2か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	4か所	ジャンプ教室	0か所
すこやかクラブ	3か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	0か所
平成塾	0か所	介護者のつどい	0か所
医療機関等			
診療所・病院	1か所	歯科医院	3か所
薬局	2か所		

(8) 谷塚西部地区

圏域地区（町会数）	柳島町、遊馬町、新里町、両新田西町、両新田東町、谷塚上町、谷塚仲町（9町会）		
地域包括支援センター	谷塚西部地域包括支援センター		
総人口	26,069人（6位）	世帯数	12,419世帯（6位）
65歳以上人口	6,571人（4位）	65歳以上の割合	25.2%（5位）
75歳以上人口	3,928人（4位）	75歳以上の割合	15.1%（4位）
要介護度	人数・認定率	要介護度	要介護度・認定率
要支援1	133人・2.0%	要介護1	281人・4.3%
要支援2	154人・2.3%	要介護2	213人・3.2%
合計	287人・4.4%（4位）	要介護3	165人・2.5%
事業対象者数・認定率	70人・1.1%（5位）	要介護4	168人・2.6%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	99人・1.5%
Ⅱb以上	600人・9.2%（1位）	合計	926人・14.1%（3位）
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	1か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所
介護老人保健施設	0か所	認知症対応型通所介護	0か所
介護付き有料老人ホーム	0か所	小規模多機能型居宅介護	0か所
その他		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2か所
サービス付き高齢者向け住宅	1か所	小規模特別養護老人ホーム	2か所
住宅型有料老人ホーム	1か所	看護小規模多機能型居宅介護	0か所
ケアハウス	1か所	地域密着型通所介護	0か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	4か所	ジャンプ教室	1か所
すこやかクラブ	6か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	1か所
平成塾	2か所	介護者のつどい	1か所
医療機関等			
診療所・病院	4か所	歯科医院	4か所
薬局	2か所		

(9) 谷塚中央地区

圏域地区(町会数)	谷塚町、谷塚1～2 (11町会)		
地域包括支援センター	谷塚中央・谷塚東部地域包括支援センター		
総人口	17,100人(8位)	世帯数	9,093世帯(7位)
65歳以上人口	4,118人(8位)	65歳以上の割合	24.1%(6位)
75歳以上人口	2,342人(8位)	75歳以上の割合	13.7%(6位)
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	101人・2.5%	要介護1	191人・4.6%
要支援2	85人・2.1%	要介護2	148人・3.6%
合計	186人・4.5%(3位)	要介護3	87人・2.1%
事業対象者数・認定率	49人・1.2%(3位)	要介護4	109人・2.6%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	61人・1.5%
Ⅱb以上	352人・8.7%(4位)	合計	596人・14.5%(2位)
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	0か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所
介護老人保健施設	1か所	認知症対応型通所介護	0か所
介護付き有料老人ホーム	1か所	小規模多機能型居宅介護	0か所
その他		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2か所
サービス付き高齢者向け住宅	0か所	小規模特別養護老人ホーム	0か所
住宅型有料老人ホーム	1か所	看護小規模多機能型居宅介護	0か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	3か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	4か所	ジャンプ教室	1か所
すこやかクラブ	1か所	オレンジカフェ(認知症カフェ)	0か所
平成塾	0か所	介護者のつどい	1か所
医療機関等			
診療所・病院	12か所	歯科医院	6か所
薬局	6か所		

(10) 谷塚東部地区

圏域地区（町会数）	瀬崎1～7（4町会）		
地域包括支援センター	谷塚中央・谷塚東部地域包括支援センター		
総人口	14,347人（9位）	世帯数	7,512世帯（9位）
65歳以上人口	3,405人（9位）	65歳以上の割合	23.7%（7位）
75歳以上人口	1,843人（9位）	75歳以上の割合	12.8%（9位）
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	69人・2.0%	要介護1	144人・4.2%
要支援2	61人・1.8%	要介護2	117人・3.4%
合計	130人・3.8%（7位）	要介護3	74人・2.2%
事業対象者数・認定率	23人・0.7%（9位）	要介護4	80人・2.3%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	53人・1.6%
Ⅱb以上	285人・8.5%（6位）	合計	468人・13.7%（5位）
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	0か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所
介護老人保健施設	0か所	認知症対応型通所介護	1か所
介護付き有料老人ホーム	1か所	小規模多機能型居宅介護	0か所
その他		認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	1か所
サービス付き高齢者向け住宅	0か所	小規模特別養護老人ホーム	0か所
住宅型有料老人ホーム	0か所	看護小規模多機能型居宅介護	0か所
ケアハウス	0か所	地域密着型通所介護	1か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	1か所	ジャンプ教室	1か所
すこやかクラブ	3か所	オレンジカフェ（認知症カフェ）	0か所
平成塾	1か所	介護者のつどい	0か所
医療機関等			
診療所・病院	1か所	歯科医院	6か所
薬局	2か所		

(11) 市全体

総人口	251,219人	世帯数	124,874世帯
65歳以上人口	61,650人	65歳以上の割合	24.5%
75歳以上人口	35,880人	75歳以上の割合	14.3%
要介護度	人数・認定率	要介護度	人数・認定率
要支援1	1,246人・2.0%	要介護1	2,623人・4.3%
要支援2	1,382人・2.2%	要介護2	2,026人・3.3%
合計	2,628人・4.3%	要介護3	1,506人・2.4%
事業対象者数・割合	592人・1.0%	要介護4	1,357人・2.2%
認知症日常生活自立度	人数・割合	要介護5	862人・1.4%
Ⅱb以上	5,217人・8.6%	合計	8,374人・13.6%
施設等の整備状況			
広域型		地域密着型	
特別養護老人ホーム	7か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所
介護老人保健施設	3か所	認知症対応型通所介護	3か所
介護付き有料老人ホーム	16か所	小規模多機能型居宅介護	3か所
その他		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	15か所
サービス付き高齢者向け住宅	5か所	小規模特別養護老人ホーム	3か所
住宅型有料老人ホーム	5か所	看護小規模多機能型居宅介護	2か所
ケアハウス	1か所	地域密着型通所介護	16か所
通いの場			
ふれあい・いきいきサロン	48か所	ジャンプ教室	14か所
すこやかクラブ	49か所	オレンジカフェ(認知症カフェ)	8か所
平成塾	14か所	介護者のつどい	7か所
医療機関等			
診療所・病院	118か所	歯科医院	82か所
薬局	57か所		

5 第八次高年者プランの振り返り(事業評価)

基本方針1 地域における支援体制の確立

基本目標(1) 地域支援協力体制の整備

事業名	評価
① 地域包括支援センターの運営	概ね計画どおり
<p>【取組結果】 (長寿支援課) 圏域変更の際には地域住民や関係機関に丁寧な対応を行い、改めてセンターの周知に取り組むことができました。また、事務職員の配置や在宅福祉センターさくくの里によるセンターの活動支援に取り組むことで、センター職員の負担軽減、より効率的に業務に取り組むための環境作りができました。</p>	
② 生活支援体制整備事業	概ね計画どおり
<p>【取組結果】 (長寿支援課) 市内全域(第1層)及び日常生活圏域(第2層)に生活支援コーディネーターを配置し、高年者の多様な日常生活を支える仕組みの充実や、生きがいや介護予防につながる社会参加の機会を確保することで、支え合いの地域づくりを一体的に推進しました。</p>	
③ 草加市高年者地域見守りネットワーク	概ね計画どおり
<p>【取組結果】 (長寿支援課) 協力事業者に対し事業内容に対する理解を深めるためのチラシやカードの配布を行うほか、認知症サポーター養成講座を行うことで地域の見守り体制の強化を行うことができました。</p>	
④ 地域ケア会議	概ね計画どおり
<p>【取組結果】 (長寿支援課) 新型コロナウイルスの影響により、地域ケア会議の開催を控えていた時期がありましたが、開催方法を工夫し、困難ケースや地域課題の解決に取り組むことができました。</p>	
⑤ 地区別懇談会	概ね計画どおり
<p>【取組結果】 (都市計画課) 新型コロナウイルスの影響により、地区別懇談会を開催できない時期がありましたが、開催方法を工夫することで地域住民の意見を収集することができました。</p>	
⑥ 市民活動センターの取組	概ね計画どおり
<p>【取組結果】 (みんなでまちづくり課) 市内のNPO・市民活動団体の交流の場、情報収集・情報発信の場として「協働のひろば事業」を開催しました。NPO・市民活動団体が活動上の課題や疑問等を提示し、相互にアドバイスし合う中で、団体運営上の課題解決やまちづくりに関わる人材の育成を図り、併せて連携の機会を創出しました。</p>	

⑦ 草加市社会福祉協議会の事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (社会福祉協議会)生活支援コーディネーターが地区に赴き、地域住民や地域包括支援センター等との懇談会等を通し、課題の共有を行う中で、新たな地域資源の創出に取り組みました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 地域包括支援センターの運営 【地域包括支援センターの認知度(%)】	— —	35.0 33.1	— —
② 生活支援体制整備事業 【第1層協議体及び第2層協議体の開催回数 (開催回数)】	33 50	44 89	44 —
③ 草加市高齢者地域見守りネットワーク 【草加市高齢者地域見守りネットワーク協力 事業者数(事業者)】	436 436	444 445	452 —
④ 地域ケア会議 【地域ケア会議事例件数(件)】	102 48	106 51	70 —
⑤ 地区別懇談会 【懇談会の開催回数(回)】	12 2	12 10	12 —
⑦ 草加市社会福祉協議会の事業 【各地区での懇談会等の開催回数(回)】	26 61	70* 94	30 —

※令和4年度に協議体の立ち上げに向けた懇談会等の開催数を多く見込んだもの。

基本目標(2) 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	評価
① 高齢者に配慮した防犯知識の普及啓発	概ね計画どおり
【取組結果】 (くらし安全課)草加警察署と連携し、特殊詐欺被害等の防犯情報を「草加お知らせメール」で配信したほか、金融機関等での啓発キャンペーンも実施できました。	
② 地域ぐるみの防犯活動の支援	概ね計画どおり
【取組結果】 (くらし安全課)自主防犯活動団体の活動実績や活動計画を基に自主防犯活動補助金を交付したほか、草加警察署や地域防犯推進委員と連携した戸別訪問を実施したことで地域の見守りを強化できました。	

③ 交通安全知識の普及促進	概ね計画どおり
【取組結果】 (交通対策課) 高年者施設などにおける高年者の集まるイベント等の機会を利用し、自転車シミュレーター等による交通安全啓発を行うことで交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼び掛けることができました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
③ 交通安全知識の普及促進	5.1	5.1	5.1
【人口1万人当たりの高齢死傷者数(人)】	2.6	3.3	—

基本目標(3) 福祉のまちづくりの推進

事業名	評価
① ユニバーサルデザインの推進	概ね計画どおり
【取組結果】 (総合政策課) ユニバーサルデザインの具体事例をホームページ等で周知することで、ユニバーサルデザインの普及啓発とすべての人を尊重する意識の醸成に取り組みました。	
② 市の建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	概ね計画どおり
【取組結果】 (公共建築課) 公共施設を誰もが安全・快適に使用できるように、新築・増築・改修工事において、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を可能な限り設計・施工に反映しました。	
③ 公共的建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進	概ね計画どおり
【取組結果】 (建築安全課) 建築相談や埼玉県福祉のまちづくり条例の審査を通じて、不特定多数の人々が利用する建築物等について、バリアフリー化を促すことができました。	
④ 安心して利用できる歩行空間の確保	概ね計画どおり
【取組結果】 (交通対策課) 自転車安全利用ガイドによる放置自転車への警告を継続して実施したことにより、高年者等が安心して利用できる歩行空間の確保に努めることができました。 (道路整備課) 歩行空間における段差の解消、歩道の未整備箇所や狭隘箇所の整備を適宜実施することで、高年者や障がいのある方など、誰もが安心して利用できる歩行空間の確保に努めました。	

⑤ 将来にわたり利用可能な公共交通ネットワークの構築	概ね計画どおり
【取組結果】 (交通対策課) 公共交通機関の利用啓発活動を継続的に行うことで、パリポリくんバスを含めた公共交通機関の利用者数の増加に寄与することができました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① ユニバーサルデザインの推進 【そうかユニバーサルデザイン事例集による新規紹介数(件)】	1 1	1 1	1 -
④ 安心して利用できる歩行空間の確保 【市内4駅周辺における昼間の放置自転車数(台)】	60 34	60 22	60 -
⑤ 将来にわたり利用可能な公共交通ネットワークの構築 【コミュニティバス乗車人数=市内3路線のコミュニティバスの1便当たりの平均乗車人数(人/便)】	12.8 7	12.8 7	12.8 -

基本目標(4) 高年者の安定的な居住環境の整備

事業名	評価
① 高年者の住まいに関する情報提供	概ね計画どおり
【取組結果】 (都市計画課) 住宅確保要配慮者に対し、低家賃賃貸住宅を紹介したほか、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度により、高年者等が入居しやすい住宅等の情報提供を行いました。	
② 住宅改修支援事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 居宅サービスを利用していない要支援・要介護認定者の住宅改修を推進することができました。	
③ 市営住宅等への入居支援	概ね計画どおり
【取組結果】 (資産活用課) 市営住宅定期募集において、高年者世帯の居住の安定に一定程度貢献できました。 (都市計画課) 草加松原団地の建替え事業に併せ、住宅確保要配慮者に対して家賃差額の助成を行いました。	

④ 養護老人ホームへの入所措置	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 関係機関との連携を図ってきたことで、在宅生活の困難な方へ生活の場を確保することができました。	
⑤ 要介護者のための施設の整備等	半分程度実施
【取組結果】 (長寿支援課) 地域密着型サービスについては定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所、看護小規模多機能型居宅介護1か所を計画しましたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所が未整備となったため、半分程度の実施としています。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
③ 市営住宅等への入居支援 【制度対象者数(世帯)】	— 16	— 14	— —

基本目標(5) 災害に備える体制づくり

事業名	評価
① 災害時に支援を必要とする人の把握と支援	概ね計画どおり
【取組結果】 (危機管理課) 災害時の地域防災体制の構築に努めるとともに、避難行動要支援者への有効かつ実効性のある情報提供方法等について、新たなシステムの導入及び検討を行いました。 (福祉政策課) 災害時の要配慮者対策として、避難行動要支援者名簿を整備したほか、災害が起こらない時においても、名簿を活用して地域で見守れるよう関係機関・団体と協力できる体制の構築に努めました。	
② 新型インフルエンザ等感染症への対応	概ね計画どおり
【取組結果】 (保健センター) 予防接種率向上のため、ポスターや広報等で周知を図り、蔓延防止と重症化リスクの軽減に努めました。	

基本方針2 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進

基本目標(1) 高年者の自立支援と介護予防・重度化防止

事業名	評価
① 介護予防普及啓発事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 介護予防ステップ教室の拡大や体力測定の実施を行うなど、介護予防に関する事業を拡充させました。また、高年者の介護予防に関するセルフケアマネジメントのツールとして、介護予防手帳の作成を行いました。	
② 介護予防健康づくり事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (保健センター) 高年者のフレイル予防、生活習慣病の予防として移動健康教育、健康相談、栄養相談、骨密度測定を行いました。	
③ 高年者健康づくり協働支援事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (スポーツ振興課) 新型コロナウイルスの影響により、人数制限を設けて開催したことから、目標値には届きませんでした。高年者のスポーツ・レクリエーション活動、文化活動等を主体的に行う協議会等に助成を継続して行い、活動の支援を行いました。	
④ 介護予防把握事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 認知症検診事業と連動させ、MC I (軽度認知障害) の方へ個別アプローチを行うことで、認知症予防の実施を行いました。また、体力測定事業を実施することで、身体機能の自覚を促し、介護予防活動につなぐ取組を行いました。	
⑤ 地域ケア会議【自立支援型地域ケア会議】	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 会議の助言内容のシートを本人に渡し、本人、支援者と課題を共有しながら、自立に向けた支援が行えるようにしました。	
⑥ 地域介護予防活動支援事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 新型コロナウイルスの影響もあり、休止団体が多く、講師派遣や団体拡充にはなかなか至らない状況でした。活動を再開した団体には、講師派遣や介護予防手帳の配布を行いました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
③ 高年者健康づくり協働支援事業 【事業参加者数(延べ人数)(人)】	4,800 2,699	4,800 4,579	4,800 -
⑥ 地域介護予防活動支援事業 【専門職による講義の受講者数(人)】	454 0	488 174	522 -

基本目標(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

事業名	評価
① 介護予防・生活支援事業(総合事業)	概ね計画どおり
<p>【取組結果】</p> <p>(長寿支援課) 体操を中心とし、口腔や栄養のプログラムを総合的に実施するホップ教室(通所型サービスC)を計画通り実施しました。</p> <p>(介護保険課) 多様な主体によるサービスが円滑に提供されるよう、環境整備等の支援を行うとともに、必要なケアマネジメントの実施に向けて提供団体と協議を重ねました。</p>	
② 生活支援体制整備事業【再掲】	概ね計画どおり
<p>【取組結果】</p> <p>(長寿支援課) 生活支援コーディネーターと連携し、地域住民のインフォーマルな集いの情報をはじめ、地域の企業・店舗の情報収集をするとともに、地域資源情報サイトそうかナビの市民公開により地域資源の見える化を行いました。</p>	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 介護予防・生活支援事業(総合事業) 【体力測定の維持・向上の割合(5種目の合計の維持・改善割合)(%)】	90 91.6	90 91.7	90 -
② 生活支援体制整備事業【再掲】 【生活支援コーディネーターと連携し、地域づくりや支え合いの活動を行う団体数(団体数)】	130 92	140 102	150 -

基本目標(3) 高年者の保健事業と介護予防の一体的な実施

事業名	評価
① 特定健診・後期高齢者健診及び特定保健指導	概ね計画どおり
<p>【取組結果】</p> <p>(保健センター) 電話勧奨や再案内等により対象者に複数回アプローチし保健指導への参加を勧奨しました。参加しやすい半日コースやリモートコースを設けるなど利用率向上と指導内容の質の向上に努めました。</p> <p>(保険年金課) 特定健診については、令和3年度から対象者に合わせた受診勧奨ハガキを送付したことで、県内他市町村と比較し、高い受診率を記録できました。後期高齢者健診については、広報紙や市ホームページ等で受診勧奨を行った結果、県内他市町村と比較して高い受診率を維持することができ、自身の健康管理への意識向上につなげることができました。</p>	
② 保健事業と介護予防の一体的な実施	概ね計画どおり
<p>【取組結果】</p> <p>(長寿支援課) ポピュレーションアプローチとして、令和5年度にステップ教室へ管理栄養士の派遣を行い、講話を実施しました。</p> <p>(介護保険課) 医療、健診、介護等に関するデータを分析し、関係各課と地域の健康課題を共有し、事業内容等を検討しました。</p> <p>(健康づくり課) 令和5年度からの事業開始を目標に、部内の担当者会議を開催し、事業実施に向けた課題の整理や事業内容の検討を重ね、予定どおり令和5年度から事業を開始しました。</p> <p>(保険年金課) 当初の計画どおり、令和5年度に事業を実施し、関係各課と連携しながら、後期高齢者の生活習慣病重症化予防とフレイル予防に取り組むことができました。</p> <p>(保健センター) ポピュレーションアプローチとして、介護予防事業で栄養講話を行い、ハイリスクアプローチとして、後期高齢者健診結果から、糖尿病等とフレイル状態にある人に対し、栄養講話、体力測定や運動実習を行う教室を実施しました。</p>	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 特定健診・後期高齢者健診及び特定保健指導 【特定保健指導実施率(%)】	40 15	50 18	60 -
① 特定健診・後期高齢者健診及び特定保健指導 【特定健診受診率(%)】	39.5 42.7	40.0 42.5	40.5 -
① 特定健診・後期高齢者健診及び特定保健指導 【後期高齢者健診受診率(%)】	52.0 47.8	52.1 47.3	52.2 -

基本目標(4) 日常生活の支援

事業名	評価
① 移送サービス事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) ねたきりにより介護タクシーでの通院が必要な方に対して、経済的負担の軽減を図ることができました。実績としては横ばいとなっていますが、必要な方へのサービス提供を行うことができました。	
② 配食サービス	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 事業の周知が図られたことにより、実利用者が増加し、食事の確保だけでなく、高年者の見守り強化としての役割も果たせています。また参入事業者の増加により、利用者の選択肢の増加にもつながりました。	
③ 訪問理容サービス	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 実利用者数は増加傾向にあり、ねたきりにより外出が困難な状態の方であっても整容できる手段のひとつとなっています。	
④ 寝具洗濯乾燥消毒サービス	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 関係機関への周知が図れたことで、昨年度に比べ登録人数及び利用件数が増加し、利用者の生活の質の向上につながりました。	
⑤ おむつ支給	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) ねたきり又は重度の認知症状態の高年者の快適性向上及び家族介護者の経済的負担軽減を図ることができました。令和3年度に対象要件の見直しを行ったため、実利用者数は減少したものの、延べ支給件数に関しては令和3年度とほぼ同等で、必要な方へのサービス提供ができました。	
⑥ あんしん見守りネットワーク事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 持病があっても在宅で安心して過ごす一助となりました。施設入所等により、利用人数としては横ばいとなっていますが、通報回数は増加しており、必要な方へのサービス提供ができました。	
⑦ おしゃべりボランティア	半分程度実施
【取組結果】 (社会福祉協議会) 新型コロナウイルスの影響により、令和3年度及び令和4年度は、おしゃべりボランティア支援員の訪問が叶いませんでしたが、はがきや電話での非接触型の交流を継続したほか、令和5年度は再開に向けた説明会やボランティアのマッチングなどに努めました。	
⑧ 生活管理指導短期宿泊	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 虐待や、やむを得ない事情により在宅生活が困難な高年者に対し、迅速に適切な支援を行うことができました。	

⑨ ねたきり老人手当	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 死亡等に伴い、登録者数の変動はあるものの、支給人数への影響はありませんでした。関係機関への周知が図れたことで、在宅介護での経済面での軽減を図ることにつながりました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 移送サービス事業 【実利用者数(人)】	69 74	72 70	76 -
② 配食サービス 【実利用者数(人)】	290 330	300 361	320 -
③ 訪問理容サービス 【実利用者数(人)】	36 57	37 65	40 -
④ 寝具洗濯乾燥消毒サービス 【実利用者数(人)】	23 16	24 17	25 -
⑤ おむつ支給 【実利用者数(人)】	730 711	760 593	800 -
⑥ あんしん見守りネットワーク事業 【実利用者数(人)】	106 106	110 104	117 -
⑦ おしゃべりボランティア 【登録者数(人)】	45 43	47 43	50 -
⑨ ねたきり老人手当 【支給実人数(人)】	119 111	124 122	131 -

基本方針3 介護保険事業の円滑な実施と人材の確保及び資質の向上

基本目標(1) 介護保険制度の適正・円滑な運営

事業名	評価
① 適正な審査の実施	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 介護認定審査会における要介護認定の資料となる認定調査票及び主治医意見書の内容を確認し、整合を図りました。また、その資料を基に公平・公正な審査・判定を行いました。	
② 地域包括支援センター等運営協議会	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 協議会で委員から意見をいただくことにより、地域包括支援センターの適正な運営を図ることができました。	
③ 保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の活用	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 計画期間を通し、交付金を充当した事業において、高年者の自立支援・重度化防止に向けた取組を実施するとともに、評価指標の該当状況を分析し、より有効な取組を検討しました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
② 地域包括支援センター等運営協議会 【会議開催回数(回)】	3 3	3 3	3 -

基本目標(2) サービスの質の向上に向けた取組の推進

事業名	評価
① 事業者連絡調整会議	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小して開催しましたが、介護保険制度や高年者に関する事業についての周知等を行い、円滑な制度運営を図りました。	
② 介護サービス事業者に対する支援、指導・監査	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 適切なサービス提供が行われるよう、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、事業所に対する運営指導を実施しました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 事業者連絡調整会議	600	600	600
【事業者連絡調整会議参加者数(人)】	120	90	—

基本目標(3) 介護給付費の適正化

事業名	評価
① 適正な認定調査の実施	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 認定調査票全件を点検し、必要な修正を行うことで適正な審査判定を行うとともに、新規認定調査員に対する草加市独自の研修等により、調査の質の向上を図りました。	
② 適正なケアプランの推進	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 居宅介護支援事業者等が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)の内容の点検、指摘・助言により適正なケアプランの作成を支援しました。	
③ 住宅改修・福祉用具の点検	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 申請時の精査や利用者宅の訪問等による点検等により、適正な住宅改修・福祉用具購入を推進しました。	
④ 国保連介護給付適正化システムの活用	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 保険請求内容の確認及び医療情報との整合性の点検を行い、請求誤りがある事業所に、制度の周知、過誤請求等の指導を行うことで、介護給付費の適正化を図りました。	
⑤ 介護給付費の透明化の推進	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 「介護給付費通知」を利用者本人に送付し、利用者が自身のサービスの利用状況を確認することで、介護給付費の透明性を確保しました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
② 適正なケアプランの推進 【ケアプランチェック件数(件)】	21 21	22 22	23 -

基本目標(4) 被保険者の費用負担に関する経済的支援策

事業名	評価
① 高額介護（介護予防）サービス費	概ね計画どおり
【取組結果】 （介護保険課）高額介護（介護予防）サービス費を滞りなく支給し、利用者の費用負担軽減を行いました。	
② 高額医療・高額介護合算制度	概ね計画どおり
【取組結果】 （介護保険課）高額医療合算介護（介護予防）サービス費を滞りなく支給し、利用者の費用負担軽減を行いました。	
③ 介護サービス利用者負担補助事業（市独自）	概ね計画どおり
【取組結果】 （介護保険課）低所得者に対する利用者負担補助を滞りなく実施し、低所得の利用者の費用負担軽減を行いました。	
④ 介護保険料減免（市独自）	概ね計画どおり
【取組結果】 （介護保険課）要件を満たす被保険者に対する介護保険料の減免を滞りなく実施し、収入の少ない被保険者等の費用負担軽減を行いました。	
⑤ 特定入所者介護サービス費	概ね計画どおり
【取組結果】 （介護保険課）施設入所及び短期入所生活介護を利用している、保有資産が一定以下の低所得者に対し、特定入所者介護サービス費を滞りなく支給し、費用負担軽減を行いました。	
⑥ 社会福祉法人利用者負担軽減措置補助事業	概ね計画どおり
【取組結果】 （介護保険課）軽減対象確認申請があった利用者に対し、要綱に基づき軽減認定を適切に行いましたが、補助に至る社会福祉法人はありませんでした。	
⑦ 訪問介護サービス補助事業	概ね計画どおり
【取組結果】 （介護保険課）補助を必要とする利用者が発生したときに速やかに実施できるよう、要綱を整備していましたが、対象者はいませんでした。	

基本目標(5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と育成並びに業務の効率化に向けた取組の推進

事業名	評価
① 介護人材の確保	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 介護人材の確保のため、埼玉県主催の介護の仕事相談会の周知等を積極的に行うほか、介護職員資格取得支援事業を創設、充実して実施しました。	
② 介護人材の定着	概ね計画どおり
【取組結果】 (介護保険課) 介護人材の定着に資するよう、市内の介護事業所で働く人のキャリアアップ支援として介護職員資格取得支援事業を創設、充実して実施しました。	
③ 元気高年者等の参加の促進	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 地域福祉の担い手となる人材確保に向け、継続的に「草加市介護予防・日常生活支援総合事業多様なサービス担い手研修」を実施できました。	
④ 介護のイメージアップ	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 生活支援体制整備事業において、担い手研修のほか、プラチナシニア講座の開催や、市ホームページで介護現場の魅力を発信するとともに新たな担い手の発掘を行いました。 (介護保険課) 介護現場の魅力発信の取組について関係課と調整を図り、方策を検討するとともに、埼玉県主催の介護の仕事相談会の周知等により介護のイメージアップを図りました。	
⑤ 業務の効率化	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続に関する簡素化等について取り組みました。 (介護保険課) 計画期間を通し、国が示す方針等の情報収集に努め、簡素化できるものは簡素化し、介護事業所等に対し、周知・指導等を行うことで、介護事業所における業務の効率化を図りました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
③ 元気高年者等の参加の促進 【研修修了者(人)】	60 54	60 40	60 -

基本方針4 高年者の社会参加と生きがいづくりの促進

基本目標(1) 社会参加の促進

事業名	評価
① シルバー人材センターの取組	概ね計画どおり
【取組結果】 (シルバー人材センター) センターPRチラシの配布や各種イベント参加などにより、就業をはじめとする様々なセンター事業を広くPRしました。新型コロナウイルスの影響により事業実績及び会員数ともに一時的な落ち込みは見せたものの、事業実績については回復傾向となりました。	
② 高年者の継続雇用の推進	概ね計画どおり
【取組結果】 (くらし安全課) 県及び関係機関との共催等による高年者向け就職支援セミナーのほか、求人情報の提供や就職相談、就職面接会等を実施し、就労の斡旋を行いました。また、内職相談を実施し、高年者の就労機会の確保に努めました。	
③ ボランティア活動の支援	概ね計画どおり
【取組結果】 (社会福祉協議会) 活動団体及び個人に対する活動保険の加入促進や、活動団体に対する各種助成金の案内を行いました。また、個別の支援や地域福祉の担い手を発掘するため、ボランティア講座を開催しました。	
④ 元気高年者等の参加の促進【再掲】	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 地域における通いの場や介護予防等の地域福祉の担い手として、元気高年者等の参加を促進するため「草加市介護予防・日常生活支援総合事業多様なサービス担い手研修」や地域活動を通じた高年者の生きがいづくりの醸成を図りました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① シルバー人材センターの取組 【会員数(人)】	2,475 2,482	2,500 2,304	2,525 -
③ ボランティア活動の支援 【ボランティア行事保険加入数(人)】	3,000 1,272	1,500 2,363	8,000※ -

※新型コロナウイルスの影響が終息することを見込み、影響前と同程度の目標数値としている。

基本目標(2) 地域交流・生きがいづくりの促進

事業名	評価
① 高年者福祉センターの充実	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課)「であいの森」と「ふれあいの里」の2つの高年者福祉センターにおいて、60歳以上の人を対象とした各種相談対応、各種講座の実施、入浴サービス等、利用者の健康増進や教養の向上につながる事業やレクリエーション活動を行いました。	
② 平成塾	概ね計画どおり
【取組結果】 (生涯学習課)新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者人数は目標値に届きませんでしたでしたが、各平成塾において、可能な範囲で共同学習や小学校の児童との交流事業が行われており、高年者にとっては生きがいづくりの場、児童にとっては世代間交流を通して思いやりの心を育むきっかけの場になりました。	
③ 高年者学級	概ね計画どおり
【取組結果】 (生涯学習課)各公民館・文化センターにおいて、健康体操やスマートフォン講座等を実施したことで、高年者の生きがいや健康づくりにつながりました。	
④ ふれあい・いきいきサロン	半分程度実施
【取組結果】 (社会福祉協議会)新型コロナウイルスの影響により、廃止、休止団体が増加となりましたが、新規サロンの立ち上げ支援に向けて、各種団体や協議体等で情報提供を行い、支援を行いました。	
⑤ すこやかクラブ活動の支援	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課)地域に根ざした各種親睦活動やスポーツ交流等を行い、活発なコミュニケーションによる高年者の交流及び生きがいづくり、健康増進を図るすこやかクラブ活動を支援できました。また、健康に対する意識の高揚及び会員同士の交流を図るため、高年者を対象としたふれあい高年者運動会の開催支援ができました。	
⑥ 敬老事業の実施	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課)新型コロナウイルスの影響により、敬老会式典が開催できない中でも地区社会福祉協議会や民生委員を通じ安否確認を兼ねた記念品配布を行えました。また、長寿を祝す敬老祝金や記念品の贈呈を行うことで生きがいづくりの向上を図りました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 高年者福祉センターの充実 【延べ利用者数(人)】	150,000 82,352	151,000 119,853	152,000 -
② 平成塾 【平成塾利用人数(人)】	50,000 16,509	50,000 28,838	50,000 -
③ 高年者学級 【高年者を対象とした事業数(事業)】	23 21	28 25	30 -
④ ふれあい・いきいきサロン 【サロン参加人数(人)】	1,000 845	1,200 644	1,300 -
⑤ すこやかクラブ活動の支援 【すこやかクラブ会員数(人)】	2,700 2,361	2,720 2,228	2,740 -

基本方針5 在宅医療・介護連携の推進

基本目標(1) 在宅医療・介護連携の推進

事業名	評価
① 在宅医療・介護連携推進事業	概ね計画どおり
<p>【取組結果】 (長寿支援課) 安心して在宅療養が受けられるよう相談対応や講演会の開催、リーフレットの配布を行いました。また、研修会の企画運営、入退院支援ルール作成周知、いきいき元気ノート(介護予防手帳)の作成など医療・介護関係者の連携を図る取組を行いました。</p>	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 在宅医療・介護連携推進事業 【終末期に自宅での療養を希望し、実現でき ると思う人の割合(%)】	- -	30 19.2	- -

基本目標(2) 医療体制の整備

事業名	評価
① 救急医療体制の整備	概ね計画どおり
【取組結果】 (健康づくり課) 休日当番医事業(第一次救急医療)及び病院群輪番制病院運営事業(第二次救急医療)の体制を維持することにより、住み慣れた地域で必要な医療を受けられる環境を提供することができました。	
② 医療・救急情報管理システム事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 持病があっても利用者が安心して過ごす一助となりました。施設入所等により実登録者数の減少はありますが、必要な方へのサービス提供を行うことができました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
② 医療・救急情報管理システム事業 【実登録者数(人)】	510 485	530 476	560 -

基本方針6 認知症施策の総合的な推進

基本目標(1) 予防及び早期発見・早期対応の促進

事業名	評価
① 意識啓発活動の推進	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 出前講座や講演会の開催、認知症ガイドブックや広報特集号の作成配布、認知症月間に市役所1階でパネル展を行い、認知症に関する普及啓発を行いました。	
② 認知症検診事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) より多くの人に受診していただけるよう、特定健診の封筒への掲載や、商店会掲示板の活用、鉄道駅構内に掲示する等、周知に努めました。また、市主催の高年者を対象とした教室やイベントで認知症について普及啓発のために認知症ガイドブックを配布しました。	
③ 認知症地域支援推進員	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 認知症に関する正しい理解のために、市民を対象とした講演会や、医療・介護専門職を対象とした研修会を実施しました。	
④ 認知症初期集中支援チーム	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 対象ケースについては電話連絡や訪問を重ね、地域包括支援センターと連携を取りながら、医療機関や往診など必要な支援につなぐことができました。	
⑤ 認知症予防教室	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 認知症予防教室として、ドレミ♪でスッキリ教室を実施しました。また、「在宅福祉センターきくの里」において、認知症予防教室として様々なプログラムを実施し、教室の検証を行いました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 意識啓発活動の推進 【認知症虎の巻講座参加者(人)】	200 172	200 119	200 -
② 認知症検診事業 【認知症検診受診者数(人)】	1,900 1,415	1,950 1,705	2,000 -
⑤ 認知症予防教室 【認知機能評価点数の伸び率(前後比較) (%)】	108 106	108 107	108 -

基本目標(2) 認知症になっても安心して生活できる体制づくり

事業名	評価
① 認知症に関する相談支援体制の確立	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 医療・介護専門職のスキルアップのため多職種協働研修会を実施しました。また、令和5年度に「在宅福祉センターきくの里」に認知症を地域で支える仕組みづくり、若年性認知症を含む相談に応じるための、認知症総合支援センターの設置を行いました。	
② 認知症高齢者位置情報探索事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 登録者数は減少していますが、行方不明時の検索数は増加しており、必要な家庭へのGPSの貸与ができました。	
③ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 高齢者だけでなく、希望に応じて家族への傾聴サービスも実施しました。長期にわたって利用している方や、新型コロナウイルスの影響により利用を控えていた家庭の再開も多く、心地よいサービス提供ができました。	
④ 認知症サポーターの養成	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 一般向け、小学生向け、企業・団体向けの認知症サポーター養成講座を開催したほか、サポーター連絡会を開催し、認知症の正しい知識の普及啓発や互いに支え合う地域づくり・人づくりに努めました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
② 認知症高齢者位置情報探索事業 【実利用者数(人)】	65 61	68 46	72 -
③ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 【実利用者数(人)】	60 48	62 40	66 -
④ 認知症サポーターの養成 【認知症サポーター養成数(人)】	2,120 745	2,280 805	2,400 -

基本方針7 介護者支援の充実と権利擁護の推進

基本目標(1) 相談支援体制の整備

事業名	評価
① 安心して相談できる体制づくり	概ね計画どおり
【取組結果】 (福祉政策課) 包括的な支援体制を構築するため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、参加支援事業及び地域づくり事業を実施しました。また、各種会議を開催し、関係課等との連携強化を図りました。	
② ケアラー支援の体制整備	概ね計画どおり
【取組結果】 (福祉政策課) ケアラーを含めた世帯の支援を早期に行えるよう、関係機関との情報共有会議等を開催しました。また、埼玉県が定めるケアラー月間に合わせて、広報そうかやホームページにより、ケアラー支援等の周知を図りました。	
③ 認知症に関する相談支援体制の確立【再掲】	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 医療・介護専門職のスキルアップのため多職種協働研修会を実施しました。また、令和5年度に「在宅福祉センターきくの里」に認知症を地域で支える仕組みづくり、若年性認知症を含む相談に応じるための、認知症総合支援センターの設置を行いました。	

基本目標(2) 介護者支援策の充実

事業名	評価
① 介護者のつどい	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 開催場所の増加、介護者ニーズに合わせた開催時間の設定により、介護体験や悩み、より良い介護方法を共有できる場を継続的に提供することができました。	
② 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業【再掲】	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 高齢者だけでなく、家族への傾聴希望も増加しており、傾聴、見守りを通して、在宅での介護負担の軽減となり、適切なサービス提供ができました。	
③ おむつ支給【再掲】	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) ねたきり状態の高齢者の快適性向上及び家族介護者の経済的負担軽減を図ることができました。令和3年度に対象要件の見直しを行ったため、実利用者数は減少したものの、延べ支給件数に関しては令和3年度とほぼ同等で、必要な方へのサービス提供ができました。	
④ 認知症高齢者位置情報探索事業【再掲】	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 登録者数は減少していますが、高齢者の行方不明時の検索回数は増加しており、家族の介護負担の軽減につながりました。	

【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
② 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業【再掲】 【実利用者数(人)】	60 48	62 40	66 -
③ おむつ支給【再掲】 【実利用者数(人)】	730 711	760 593	800 -
④ 認知症高齢者位置情報探索事業【再掲】 【実利用者数(人)】	65 61	68 46	72 -

基本目標(3) 権利擁護の推進

事業名	評価
① 成年後見制度利用促進に向けた協議会の設置と中核機関の整備	概ね計画どおり
【取組結果】 (福祉政策課) 成年後見制度利用促進に向けて、高年者及び障がい者その他の判断能力の不十分な者並びにその親族等に対し、制度の利用相談及び利用援助、その他必要な支援を行う体制づくりを図りました。また、令和4年度に中核機関を設置するとともに、市民向け講演会、一次相談機関向け研修会等、成年後見制度利用促進に向けた取組を実施しました。	
② 成年後見制度利用支援	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 相談件数は増加傾向にあり、関係機関と連携を取ることで、本人にとって適切な援助が受けられるよう支援を行いました。また、経済的援助として、必要な方へ後見人報酬の助成を行いました。	
③ あんしんサポートねっと	概ね計画どおり
【取組結果】 (社会福祉協議会) 新型コロナウイルスの影響下においても、日常の金銭に係る不可欠な事業として活動を継続しました。金銭管理事業として誤認されることもありますが、本来目的である権利擁護や適切な福祉支援へのつなぎを重視して活動を展開しました。	
④ 高年者虐待防止の推進	概ね計画どおり
【取組結果】 (長寿支援課) 複合的な家族問題や認知症等での介護の難しさを原因とした家族からの虐待に対し、関係機関と連携しながら迅速な対応を行いました。	

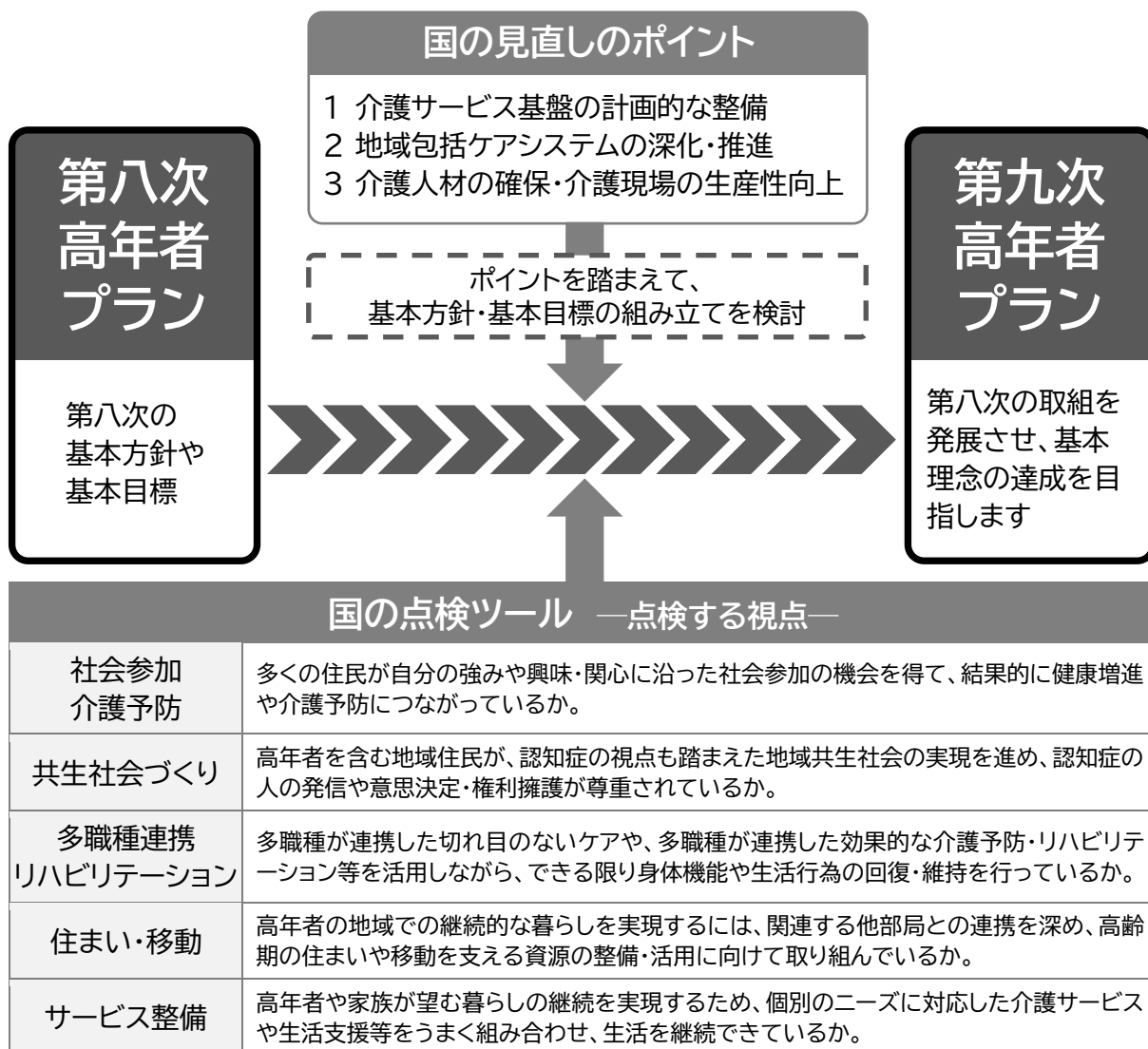
【目標値及び実績値】

事業名 【評価指標】	目標値(上段)、実績値(下段)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
② 成年後見制度利用支援 【市長申立件数(件)】	— 5	— 15	— —
③ あんしんサポートねっと 【問合せ、初回相談、相談援助件数(件)】	1,100 1,288	1,100 1,144	1,120 —

6 第九次高年者プラン策定に当たって

(1) 第八次高年者プランを見直す手順

第八次高年者プランを見直すに当たっては、国から示された見直しポイントや「点検ツール」による点検を踏まえ、第八次高年者プランの基本方針・基本目標の組み立て方を検討し、第九次プランへ発展させます。



7 本市の現状から見えてくる課題(重点課題)

(1) 高年者の状況と介護保険サービス

令和22年(2040年)には高年者人口の急増を迎え、計画期間中となる令和8年(2026年)までは後期高齢者人口の割合が増加、その後は前期高齢者人口割合の急増が見込まれており、高齢化率の上昇を伴いながら生産年齢人口が急減するものと考えられます。また、65歳以上の人口に占める要支援・要介護認定者の割合は令和5年(2023年)には17.4%となっており、令和12年(2030年)にかけて上昇する見込みとなっています。また、令和5年(2023年)の日常生活に支障を来すような症状や行動が見られる日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高年者数は、高年者人口の約10.3%となっており、この割合も今後上昇すると推計されています

(2) 今後重点的に取り組むべき課題

また、国は令和3年度(2021年度)に自治体における点検の考え方とそのための方針、参考となる指標等を整理した「点検ツール」を取りまとめました。令和4年度(2022年度)には全国11か所の自治体で実証を行い、「地域包括ケアシステムの構築状況の点検ツール」として公開、各自治体での使用を推奨しています。

本市でも、第八次高年者プランの事業実績や「点検ツール」を活用した考察等を基に、重点的に取り組むべき課題を点検しました。

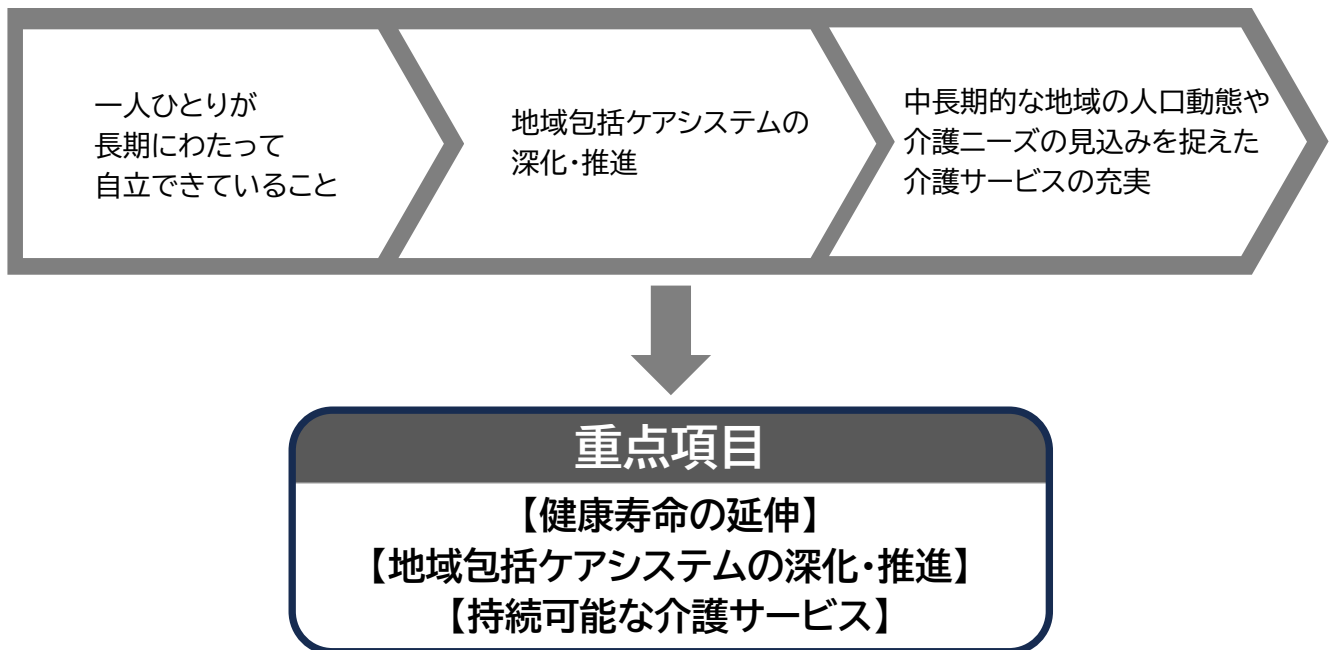
国の点検ツール —点検結果(課題)—	
社会参加 介護予防	令和22年(2040年)を見据え健康寿命の延伸に向けた更なる事業展開が必要 ◆生活支援体制整備事業による地域の場づくりや生活支援の創設 ◆地域活動を支える担い手の養成やボランティア活動の支援 ◆地域資源情報の周知 ◆住民主体の介護予防活動の普及・促進・担い手養成が必要 ◆介護予防意識の普及啓発に向けた保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
共生社会 づくり	地域包括支援センター強化と認知症の予防・共生の推進が必要 ◆地域包括支援センターのマネジメント力強化・支援 ◆相談体制の充実に向けた重層的支援体制整備事業による各機関の更なる連携 ◆認知症に関する意識啓発と検診事業の周知 ◆認知症予防教室の新たな取組 ◆各地域で自主的にオレンジカフェを開催できるような支援 ◆認知症サポーター受講者を支援活動につなぐ仕組み「チームオレンジ」の構築
多職種連携 リハビリ テーション	在宅医療・介護連携推進協議会の各事業の更なる周知と利活用が必要 ◆入退院支援ルールと草加市版介護予防手帳の周知と利活用 ◆多職種の連携強化 ◆各地域における自主的な介護予防活動の推進と専門職との連携 ◆関係機関等と協議・連携したリハビリテーション体制の検討
住まい・移動	関係部局との連携を深め、中長期的に対応・対策について検討が必要 ◆経済的・身体的な状況変化が生じた高年者が安心して暮らせる住まいの情報を提供する取組の検討 ◆高年者の在宅生活維持に向けた公共交通ネットワーク構築の検討
サービス整備	地域密着型サービスの整備を図るとともに生活支援の取組の推進が必要 ◆地域の実態に応じた要介護者のための施設整備 ◆介護人材の確保に向けた介護報酬の改定や地域区分の見直しの検討 ◆円滑な介護保険事業の運営に向けた業務の効率化の検討 ◆総合事業における多様な主体によるサービス提供の推進 ◆生活支援体制整備事業を通じた集いの場や生活支援サービス創設支援

(3) 重点項目の設定

本市の高年者を取り巻く状況のデータや、第八次高年者プランにおいてこれまでに取り組んできた事業の見直し結果を踏まえると、今後、高年者が介護を必要とするまでの期間を可能な限り長くし、一人ひとりが長期にわたって自立できていること「健康寿命の延伸」が最も重要と言えます。そのためには、本市に適した地域包括ケアシステムを深化・推進することで、高年者が住み慣れた地域での健康づくりや介護予防などの取組のほか、適切なサービスを包括的に受けられるような体制づくりを推進する必要があります。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを捉え、介護サービスを支える人材の確保や定着などをはじめとした「持続可能な介護サービス」の運営に向けた取組が必要となります。

以上のことから、第九次高年者プランを策定するに当たっての重点項目として「健康寿命の延伸」「地域包括ケアシステムの深化・推進」「持続可能な介護サービス」の視点を設定しました。



【健康寿命の延伸】

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、一人ひとりが長期にわたって自立し、健康を維持していくことが必要です。そのためには社会参加、地域交流、認知症・介護予防などの取組が重要です。第八次高年者プランでは、高年者が気軽に集える場や住民主体の介護予防に資する活動の支援や、認知症に関する普及啓発、それらを担うリーダーを養成する取組を進めてきましたが、高年者人口が今後ますます増加していくことを見据えると十分な展開がされているとは言えず、より一層の充実が必要です。

また、高年者自身が社会参加・生きがいづくり、健康管理・介護予防に自ら取り組めるような意識づくりなど、介護が必要となる時期を遅らせる「健康寿命の延伸」の施策が必要となってきます。

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

高齢者人口の増加に伴い、一人暮らしの高年者や高年者夫婦のみの世帯数が増加している中、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、地域において支援を必要とする方への支援の充実がこれまで以上に求められてきます。第八次高年者プランでは、地域での支え合い、介護を必要としている高年者やその家族等への相談支援体制、多職種による連携、権利擁護に関する取組を進めてきましたが、医療と介護関係者が速やかな情報共有を目的とした「入退院支援ルール」や、救急搬送時に迅速な対応を可能にした「医療・救急情報管理システム」が十分に浸透していないため、多職種による連携を深めるためには、より一層の普及啓発が課題です。

また、介護が必要になった方への地域リハビリテーション体制や在宅での看取り体制が構築できていない状況のため、中長期的な課題として検討が必要です。

今後、多様化する一人ひとりの状態やニーズに応じて、住まい、医療、介護、予防、生活支援を包括的に提供するためには、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進のほかにも、介護分野に限らず複雑なケースに対応できるよう重層的な支援体制整備も必要です。

【持続可能な介護サービス】

団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7年(2025年)や高年者人口の急増を迎える令和22年(2040年)を見据えると、介護保険サービスの利用はますます拡大することが予想されます。住み慣れた地域での暮らしを支えるためにも、介護保険制度は持続可能であることが求められます。第八次高年者プランでは、介護保険制度の適正・円滑な運営、地域医療の実情に応じたサービスや生活支援の充実、介護人材の確保に取り組んできましたが、計画したサービス整備数に至らなかったことや、介護分野で働く人材の確保や育成は十分と言えない状況です。

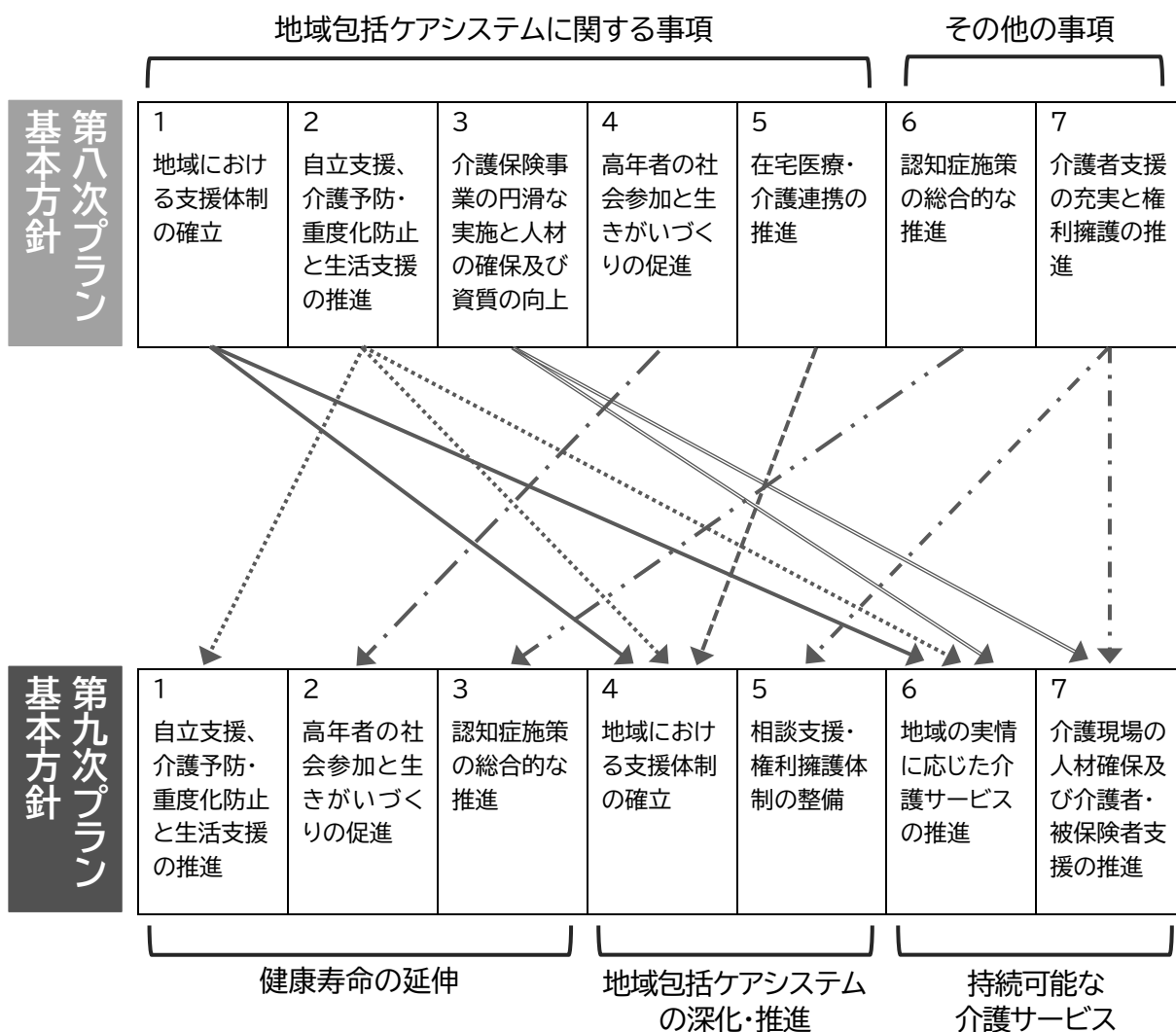
少子高齢社会において、地域包括ケアシステムを支える人材の確保は大きな課題となっており、介護人材の確保や定着に資するための介護現場の魅力発信や、介護職の処遇改善に取り組む必要があります。また、地域における生活支援や介護予防等の地域福祉の担い手を確保することも中長期的な課題として取り組む必要があります。

【今後に向けて】

第九次高年者プランではこれまで第八次高年者プランにおいて進めてきた取組について「健康寿命の延伸」「地域包括ケアシステムの深化・推進」「持続可能な介護サービス」の視点で組み替え、計画期間である令和8年(2026年)までの短期的に取り組む優先的な施策と、令和22年(2040年)を見据えて中長期的に取り組む施策として位置づけて各事業の推進を図ります。

(4) 基本方針・基本目標の組み立て

第八次高齢者プランでは、基本理念の達成に向けて、地域包括ケアシステムの5要素(住まい、医療、介護、予防、生活支援)と認知症施策、介護者支援の7つを基本方針と定めていました。第九次高齢者プランでは、各施策を「健康寿命の延伸」「地域包括ケアシステムの深化・推進」「持続可能な介護サービス」の視点で要素別に推進する体制を構築します。



【3つの視点で組み替えた結果】

「健康寿命の延伸」の視点では、基本方針1「自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進」、基本方針2「高齢者の社会参加と生きがいがづくりの促進」、基本方針3「認知症施策の総合的な推進」、

「地域包括ケアシステムの深化・推進」の視点では、基本方針4「地域における支援体制の確立」、基本方針5「相談支援・権利擁護体制の整備」、

「持続可能な介護サービス」の視点では、基本方針6「地域の実情に応じた介護サービスの推進」、基本方針7「介護現場の人材確保及び介護者・被保険者支援の推進」として要素別に構築しました。

第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

すべての人が 支え合い

住み慣れた地域で いつまでも

自分らしく 暮らせるまち



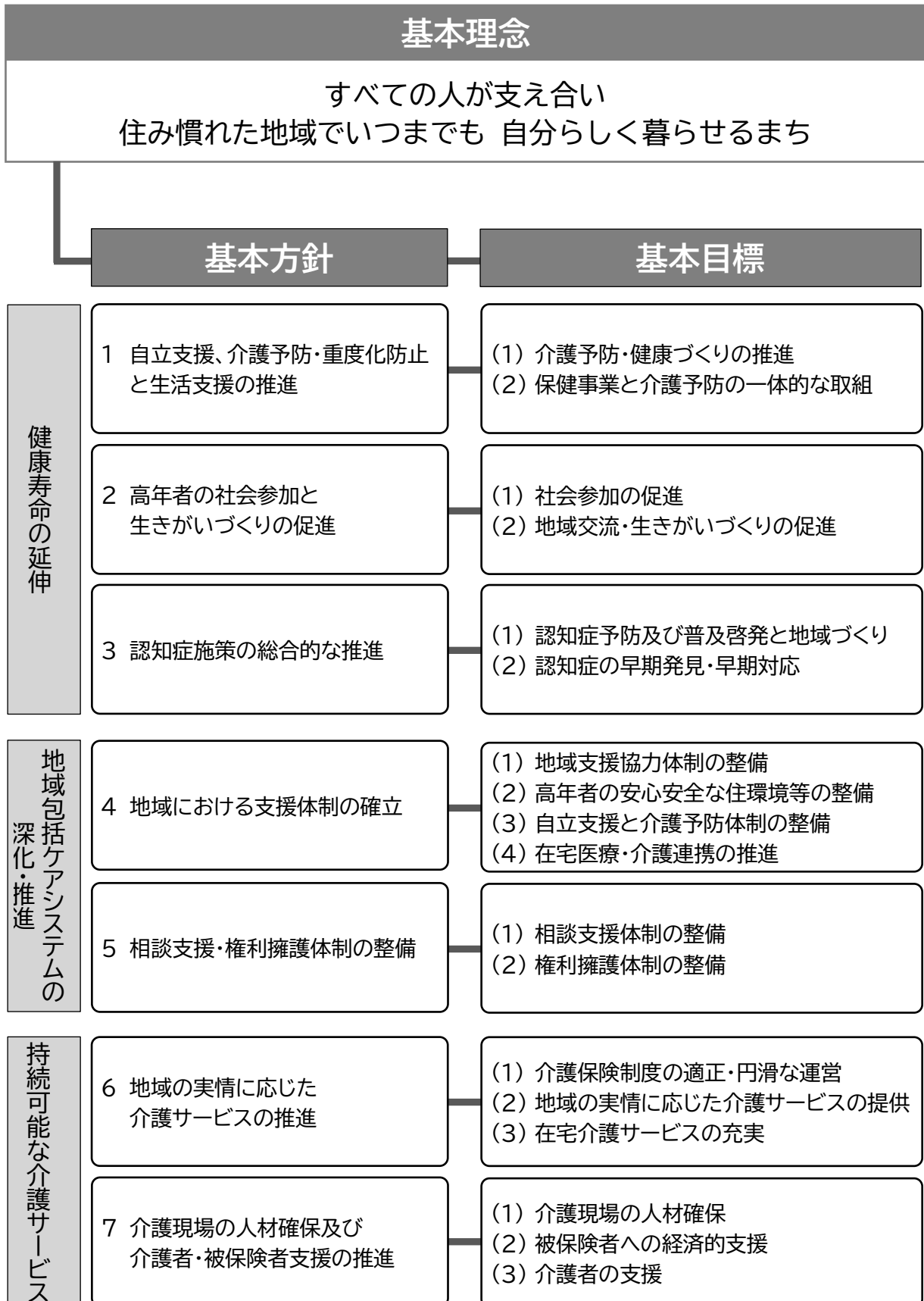
地域包括ケアシステムの推進

「快適都市」「お互いを認めあい、一人ひとりの自立を支えあいながら暮らしつづけるまち」の実現へ

第九次高年者プランでは、第八次高年者プランに引き続き、地域包括ケアシステムを推進します。

また、上位計画である総合振興計画の理念「快適都市」、地域福祉計画の「お互いを認めあい、一人ひとりの自立を支えあいながら暮らしつづけるまち」の実現に向けて、高年者をはじめとしたすべての住民や資源が協働し、支え合うことで、いつまでも住み慣れた地域で人格と個性を尊重しながら、自分らしい生活を送り続けることができるまちを目指します。

2 計画の体系



3 基本方針及び基本目標

第九次高年者プランの基本理念の実現に向けて、基本方針とその具体的方向性を示すための基本目標を以下のとおり設定します。

【健康寿命の延伸】

高齢になっても住み慣れた地域で暮らしを営むためには、介護を必要とするまでの期間を長くすることが大切です。高年者が介護を必要としない期間「健康寿命」を延ばし、仮に介護が必要となった場合でも、早期の対処によって重度化を防ぐことが、今後の高年者施策で重要となります。

基本方針1 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進

高年者が健康的な生活を維持できるよう、自身で健康づくりに取り組むことができる環境の整備や、健康づくりの活動を推進するとともに、介護が必要な状態にならないよう、地域の様々な団体・グループ等と連携して、地域住民と共に介護予防活動の推進を図ります。

また、高年者のフレイル予防や疾病の重症化防止の取組を保健事業と一体的に実施します。

【基本目標】

- (1) 介護予防・健康づくりの推進
- (2) 保健事業と介護予防の一体的な取組

基本方針2 高年者の社会参加と生きがいづくりの促進

高年者が常日頃から充実した生きがいのある生活を送れるよう、就業環境の整備、就業機会を確保するとともに、福祉の担い手としてボランティア活動や地域福祉活動への参加に向けて、シルバー人材センターや社会福祉協議会と連携して環境づくりに努めます。また、生活支援体制整備事業を通じた通いの場の充実、地域社会への参加、学習・余暇活動による社会参加機会を拡充し、生きがいづくりに努めます。

【基本目標】

- (1) 社会参加の促進
- (2) 地域交流・生きがいづくりの促進

基本方針3 認知症施策の総合的な推進

高齢化や長寿命化により、今後、認知症になる高年者の更なる増加が見込まれます。認知症発症予防や認知症の早期発見・治療につなげる取組や、認知症について正しい知識を普及啓発し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を過ごすことができる地域づくりなど、予防と共生を柱とした認知症施策を総合的に推進します。

【基本目標】

- (1) 認知症予防及び普及啓発と地域づくり
- (2) 認知症の早期発見・早期対応

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、一人ひとりの状態やニーズに応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むことが必要です。

基本方針4 地域における支援体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護・保険・医療・福祉等の支援や、日常を支える仕組みづくり、高齢者の身体機能の低下等に配慮した都市環境や住宅の安全性や快適性の確保・向上、災害時の支援体制を整備します。

【基本目標】

- (1)地域支援協力体制の整備
- (2)高齢者の安心安全な住環境等の整備
- (3)自立支援と介護予防体制の整備
- (4)在宅医療・介護連携の推進

基本方針5 相談支援・権利擁護体制の整備

介護が必要な高齢者と、家族をはじめとする周囲の人たちの相談機会の拡充や情報提供の充実を行うとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業において関係機関の更なる連携を目指します。また、高齢者の人権が守られるよう、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の早期発見や予防等、権利擁護に関する意識啓発に努めます。

【基本目標】

- (1)相談支援体制の整備
- (2)権利擁護体制の整備

【持続可能な介護サービス】

本計画期間中に、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となり、介護保険サービスの利用がより拡大することが予測されます。今後もすべての高年者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険制度が持続可能である必要があります。そのためには、地域の実情に応じた介護サービスが過不足なく適切に提供されること、介護事業者が安定的に事業を継続でき、働く人の定着が必要です。また、自宅で暮らす高年者を支える家族等の支援も重要です。

基本方針6 地域の実情に応じた介護サービスの推進

高年者の状態に応じた介護サービスが計画的に提供されるよう、適切に運用できる体制を整備するとともに、介護保険制度が今後も持続的に維持できるよう、介護保険サービスの適正・円滑な運営に努めます。また、介護を必要とする人のニーズに合致するよう、サービスの提供内容や提供体制を整えるほか、家族介護者の精神的・身体的・経済的な負担を軽減する取組を行います。

【基本目標】

- (1) 介護保険制度の適正・円滑な運営
- (2) 地域の実情に応じた介護サービスの提供
- (3) 在宅介護サービスの充実

基本方針7 介護現場の人材確保及び介護者・被保険者支援の推進

介護現場や地域福祉の人手不足等を解消するため、業務の効率化や、人材の確保・育成に努めるとともに、介護保険被保険者が経済的理由で利用抑制がされないよう、経済的支援を実施します。また、地域で暮らす高年者を支える家族等の介護者を支援する事業を推進します。

【基本目標】

- (1) 介護現場の人材確保
- (2) 被保険者への経済的支援
- (3) 介護者の支援

第4章 高年者施策の推進

基本方針1 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進

基本目標(1) 介護予防・健康づくりの推進

高年者自らが健康づくりや介護予防に必要な情報を入手し、自発的に自身の健康づくりに取り組めるような環境づくりを進めます。また、体力や認知機能等の低下があるフレイル状態の高年者を把握し、適切なサービスにつなげるとともに、地域の高年者が主体的かつ身近に介護予防活動ができる環境を整備する等、各地域の自主的な取組を支援します。

【取組内容】

事業等名称	内容
①介護予防普及啓発事業 (地域介護課 地域支援室)	• 高年者が自発的に介護予防に取り組むことを支援するため、介護予防教室の開催やいきいき元気ノート(介護予防手帳)を活用した介護予防の普及啓発を行います。
②介護予防健康づくり事業 (保健センター)	• 広く高年者に介護予防、フレイル予防等に関する知識の普及啓発や支援を行います。
③介護予防把握事業 (地域介護課 地域支援室)	• 要支援・要介護になる可能性があるフレイル状態の高年者を介護予防活動につなげられるよう、社会資源を活用し、高年者の情報把握を行います。
④介護予防・生活支援サービス事業 (地域介護課) (地域介護課 地域支援室)	• 高年者の自立支援を目的として、心身等の状況に応じた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要なケアマネジメントを行います。また、多様な担い手による生活援助の支援を行う訪問型サービス、閉じこもり予防を目的とした通所型サービスの提供を推進するとともに、サービスが円滑に提供されるよう実施団体を支援します。
⑤地域介護予防活動支援事業 (地域介護課 地域支援室)	• 地域住民や町会、サークル等が主体となって体操教室の運営や講師役を担い、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に介護予防活動が行われるよう支援します。
⑥高年者健康づくり協働支援事業 (スポーツ振興課)	• 高年者のスポーツ・レクリエーション活動及び文化交流活動等を主体的に行う協議会等に助成を行います。

基本目標(2) 保健事業と介護予防の一体的な取組

健康づくりと介護予防を分けて考えるのではなく、健診や医療・介護に関するデータから、後期高齢者の健康状態を確認し、健康増進やフレイル予防に向けた取組を一体的に実施し、高年者の健康を維持し、介護予防や重症化防止を進めるため、介護・医療・保健のそれぞれが連携して事業を行います。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①保健事業と介護予防の一体的な実施 (健康づくり課) (保健センター) (地域介護課) (地域介護課 地域支援室) (保険年金課)	<ul style="list-style-type: none">後期高齢者の健康寿命の延伸に向け、健診結果や医療費、介護データ等を分析し、高年者の特性に合わせたフレイル予防・糖尿病等の疾病の重症化予防などの取組を、関係各課及び関係機関と連携し推進します。
②特定健診・後期高齢者健診及び特定保健指導 (保健センター) (保険年金課) (保険年金課 後期高齢者・重心医療室)	<ul style="list-style-type: none">生活習慣病の早期発見と介護予防のため、40歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度加入者に対して、特定健診、後期高齢者健診を実施します。 また、特定健診受診者には、老年期を迎える前から生活習慣の改善を自ら進んで実践できるよう、生活習慣改善のための特定保健指導を実施し、健康寿命の延伸に努めます。

基本方針2 高年者の社会参加と生きがいづくりの促進

基本目標(1) 社会参加の促進

高年者が生きがいをもって日常生活を送れるよう、生活支援体制整備事業を通じた通いの場や介護予防活動の担い手を養成するほか、雇用の場の確保やボランティア活動の促進等に取り組みます。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①シルバー人材センターの取組 (シルバー人材センター)	<ul style="list-style-type: none">基本理念である「自主・自立」「共働・共助」並びに基本目標である「仕事がある 仲間がいる 出会いがある」のもと、活力あふれる様々なセンター事業をPRし、多くの高年者の参加を呼び掛けます。また、多くの高年者がシルバー人材センターの活動を通して、社会参加による生きがいの充実を図ることで、地域社会の活性化に寄与します。
②ボランティア活動の支援 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none">地域福祉の担い手となる市民にボランティア活動への参加を促します。ボランティア活動の拠点である草加市社会福祉協議会ボランティアセンター及びボランティア草加連絡協議会では、仕事を退職した団塊の世代等の市民にボランティア活動への参加を呼び掛けて、活動の活性化を図ります。
③元気高年者の参加の促進 (長寿支援課) (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">社会参加を通じた高年者の生きがいづくりの向上のため、地域における通いの場や介護予防等の担い手として、元気高年者等の参加を促進する方策について検討します。
④生活支援体制整備事業 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">令和5年度から地域資源情報サイトそうかなびで一般公開している介護予防に資する通いの場や生活支援資源について、生活支援コーディネーターとの連携のもと充実するほか、協議体を通じて地域のニーズに即した新たな取組の創設や地域活動の促進に向けて検討します。
⑤高年者の継続雇用の推進 (くらし安全課)	<ul style="list-style-type: none">県及び関係機関との共催等による高年者向け就職支援セミナーのほか、求人情報の提供や就職相談、就職面接会等を実施し、就労の斡旋を行います。また、内職相談を実施し、高年者の就労機会の確保に努めます。

基本目標(2) 地域交流・生きがいつくりの促進

地域の中で他者とふれあうことで介護予防や健康維持につながるよう、地域交流・生きがいつくりの機会の確保に努めます。また、高年者が気軽に集える場の提供を支援することで地域活動の活性化を図ります。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①平成塾 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> 高年者を中心とする地域住民の憩いとふれあいの場として、また、学習を通じて生きがいを見つける場として、小学校施設の一部を活用してサークル活動や世代間交流を行います。
②高年者学級 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や文化センターにおいて、高年者を対象とした講座を企画・運営し、ニーズに合った生涯学習活動を行います。
③ふれあい・いきいきサロン (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ住み慣れた身近な場所で、誰もが参加できるサロンの立ち上げに向けて、環境を整備するとともに、既存のサロンの継続支援も併せて行います。
④高年者福祉センターの充実 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 高年者福祉センターにおいて、60歳以上の人を対象に、各種講座、相談対応、入浴サービス等、利用者の健康増進や教養の向上につながる事業やレクリエーション活動を行います。また、今後を見据えた施設の在り方等を検討し、ニーズに合った事業展開を図ります。
⑤すこやかクラブ活動の支援 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした各種の親睦活動やスポーツ交流等を行い、活発なコミュニケーションによる高年者の交流及び生きがいつくり、健康増進を図るすこやかクラブ活動を支援します。また、健康に対する意識の高揚を図るため、高年者を対象としたふれあい高年者運動会の開催を支援します。
⑥敬老事業の実施 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 敬老事業を通じて、高年者の長寿を祝うとともに、地域交流や生きがいつくりの向上を図ります。

基本方針3 認知症施策の総合的な推進

基本目標(1) 認知症予防及び普及啓発と地域づくり

認知症は誰もがかかる可能性がある病気ですが、生活習慣の改善による発症の遅延や、環境を整えることで行動・心理症状の改善は可能です。令和5年度(2023年度)から機能転換した「在宅福祉センターきくの里」を拠点として展開する認知症総合支援事業を推進し、認知症に関する正しい知識を普及啓発するほか、各地域で認知症の人を含め誰もが自主的に参加できるような仕組みの構築を目指します。また、地域の認知症の人やその家族、地域の人が安心して生活を送るための支援を行う体制「チームオレンジ」の構築を目指します。

【取組内容】

事業等名称	内容
①意識啓発活動の推進 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">認知症の症状及び発症遅延や発症リスクの低減、重度化防止のための意識啓発を行います。
②認知症予防教室 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">認知症予防の取組として、音楽回想療法等を取り入れた認知症予防教室を開催します。 また、認知症予防に資する効果的な手法について、情報収集等を行いながら、必要な認知症予防に関する取組を展開します。
③認知症サポーターの養成 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るために、認知症サポーター養成講座を一般向け、小学生向け、企業向けなどに開催します。 また、認知症サポーターのうち、地域での活動に参加を希望する人には、認知症サポーターステップアップ講座の受講を促し、実際の活動につなげていきます。

基本目標(2) 認知症の早期発見・早期対応

認知症の発症を防ぐことは困難ですが、早期に発見すること、対応を早期に行うことで発症を遅れさせ、地域での暮らしを続けることは可能です。認知症を早期に発見し適切に対応するために、認知症検診をより多くの方に受診してもらえよう努めるほか、専門職による早期対応に向けた支援を行います。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①認知症検診事業 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">認知症の早期発見と状態に応じて適切な治療につなげるための検診を実施します。
②認知症地域支援推進員 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">市役所・地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族等への相談支援や医療・介護等の認知症に係る支援ネットワークの構築等を行います。 また、認知症の「予防」と「共生」を両輪として、それぞれの施策等について検討・実施を行います。
③認知症初期集中支援チーム (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">認知症サポート医、看護師等の医療職、社会福祉士等の福祉職で構成されるチームが、認知症の人や疑いのある人及び家族に早期に関わることで、早期診断、早期対応に向けた支援を行います。

基本方針4 地域における支援体制の確立

基本目標(1) 地域支援協力体制の整備

高年者の生活を地域で支えるために、地域包括支援センター、社会福祉協議会やNPO法人をはじめとした地域の団体等の地域資源と協働し、いつまでも元気で活力のある生活を送れる体制を整備します。また、今後、単身高年者世帯も増加が見込まれており、地域の高年者を見守る仕組みづくりについても検討します。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①地域包括支援センターの運営 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">高年者の生活を総合的に支える拠点として、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種がチームを組んで、高年者の介護・保健・医療・福祉等の総合相談・支援を行います。高年者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、効果的・効率的な事業を進めます。地域包括支援センターのマネジメント力を強化するために「在宅福祉センターきくの里」を拠点とした支援を行います。
②【再掲】生活支援体制整備事業 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">高年者の多様な日常生活を支える仕組みを充実させることと、生きがいや介護予防につながる社会参加の機会の確保を一体的に推進するために、生活支援コーディネーターと連携し、地域の集いの場や生活支援サービス創設の支援を行います。
③市民活動センターの取組 (みんなでまちづくり課)	<ul style="list-style-type: none">NPO法人を含む市民活動団体を支援する拠点として、市民の主体的なまちづくりを支援するとともに、市民相互や市民、行政、企業、大学等の連携を図ります。
④草加市社会福祉協議会の事業 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none">市から受託している生活支援体制整備事業と連携を図り、市内の各地で開催する協議体等の話し合いの中で、地域住民や地域包括支援センターと地域課題を共有し、支え合いの取組、活動を実践します。

事業等名称	内 容
⑤草加市高年者地域見守りネットワーク (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店、コンビニエンスストア、理美容室、郵便・宅配事業者等、市内の事業者「草加市高年者地域見守りネットワーク協力事業者」として登録していただき、登録した協力事業者が日常の業務の中で高年者のちょっとした異変に気が付いた時に、地域包括支援センターに連絡することで、高年者が安全な地域生活を送れるよう支援します。
⑥地域ケア会議 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none"> 高年者の個別課題について多職種で検討を行う自立支援型地域ケア会議や困難事例検討会等の個別地域ケア会議、個別地域ケア会議から把握された地域に共通する課題の共有を行うとともに、課題解決に向けて関係者のネットワーク構築や地域資源の開発を行う圏域別地域ケア会議、具体的に市の施策へ反映させるための政策形成に関する検討を行う地域ケア全体会議を実施します。高年者の増加に伴い、困難ケースや地域課題も複雑なものが多くなっているため、様々な機関と情報共有し、対応策の検討を進めます。

基本目標(2) 高年者の安心安全な住環境等の整備

高年者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、安心安全な住環境等の整備について、関係各課と連携し、取組を検討していきます。

また、高年者の経済的・身体的な状況に変化が生じても安心して暮らせるような取組を住宅施策部門と、高年者の移動手段を確保するための取組を交通施策部門と、それぞれ中長期的な課題として、その対応・対策について検討していきます。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①地区別懇談会 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティプランの策定に向けた取組の一つとして、市内10の地区ごとに、多様な主体が集まって、幅広いテーマでまちづくりについて語り合うプラットフォームとしての懇談会を行います。
②高年者の住まいに関する情報提供 (住宅政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 高年者等からの住宅相談を受け、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供や、低家賃賃貸住宅の紹介を行います。

事業等名称	内 容
③住宅改修支援事業 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険により手すりの取付けや段差の解消等の住環境を整える住宅改修について、他の居宅サービスの利用がない要支援・要介護者に対し居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが住宅改修に係る理由書を作成した場合は、その手数料を事業者に支払います。
④市営住宅への入居支援 (住宅政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 高年者等を優先世帯として位置づけ、定期入居者募集を実施します。
⑤養護老人ホームへの入所措置 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の家庭環境上の理由や経済的理由により在宅での生活が困難な高年者に対し、養護老人ホーム等への入所措置を行います。
⑥高年者に配慮した防犯知識の普及啓発 (くらし安全課)	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺による被害者の多くが高年者であるため、関係機関等と連携し、金融機関や高年者が多く参加するイベント等を活用した啓発活動を行います。また、消費生活トラブルに巻き込まれる事例も発生していることから、消費生活センター等の周知に努めます。
⑦地域ぐるみの防犯活動の支援 (くらし安全課)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯活動団体等に犯罪発生状況などの防犯に資する情報提供や補助金を交付し、地域の見守り体制が継続できるよう支援します。また、元気な高年者をはじめとした地域住民が防犯活動に関心を持ち、参加してもらえるよう、活動内容の紹介等を行い、地域の防犯力の向上を図ります。
⑧交通安全知識の普及促進 (交通対策課)	<ul style="list-style-type: none"> 近年、交通死亡事故に占める高年者の割合が高いことから、高年者をはじめ広く市民に交通安全知識の普及啓発を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ります。
⑨ユニバーサルデザインの推進 (総合政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 「そうかユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが利用しやすい街、施設、もの（製品）、環境及びサービスを目指したまちづくりを行います。また、「そうかユニバーサルデザイン事例集」を更新し、市ホームページ等により周知することで普及啓発を図ります。
⑩市の建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 (公共建築課)	<ul style="list-style-type: none"> 市が新たに建設する建築物について、「そうかユニバーサルデザイン指針」の理念に基づいて整備を進めます。既存建築物については、大規模改修に合わせてバリアフリー化を進めるほか、随時可能な限り対応を進めます。

事業等名称	内 容
①公共的建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進 (建築安全課)	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人々が利用する建物等について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、建築相談等の際に随時指導及び助言を行います。
②安心して利用できる歩行空間の確保 (交通対策課) (道路整備課)	<ul style="list-style-type: none"> 高年者等が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、歩道の段差解消を進めるとともに、車いすがすれ違える幅員の確保に努める等、ユニバーサルデザインの観点で環境整備を進めています。高齢化が進む今後の社会情勢を踏まえ、今後も引き続き、高年者や障がいのある人等、誰もが安心して利用できる歩行空間の確保に努めるとともに、環境に配慮した整備に努めます。
③将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築 (交通対策課)	<ul style="list-style-type: none"> 「草加市地域公共交通計画」に基づき、パリポリくんバスをはじめとした市内公共交通の維持・再編に向けた取組を進めるとともに、効果的な利用促進策を展開します。
④災害時に支援を必要とする人の把握と支援 (危機管理課) (福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に避難行動要支援者が適切な避難行動を取れるような情報伝達体制を確立するとともに、ハザードマップやホームページ等を通じて、日頃の備えの重要性について啓発を行います。また、避難行動要支援者の緊急連絡先等を登録する「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿を地域の関係機関等に提供します。名簿は、平常時には見守り活動に活用するとともに、災害時は避難支援等に活用します。
⑤新型インフルエンザ等感染症への対応 (健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害や新たな感染症等が発生した際には、迅速な対応により感染拡大・まん延防止を図るとともに適切な情報発信ができるよう保健医療体制の整備に努めます。

基本目標(3) 自立支援と介護予防体制の整備

高年者が安心して地域での暮らしを続けられるよう、介護予防の取組や介護が必要な高年者の生活を支援できる予防体制及び相談体制を整えます。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①おしゃべりボランティア (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域で安心して生活するために、一人暮らしの高年者等におしゃべりボランティアを派遣し、見守りや話し相手となることにより、高年者の孤独感や不安の解消を図ります。
②地域ケア会議【自立支援型 地域ケア会議】 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能の低下が見られる高年者が自立した生活を続けられるようにするため、介護（予防）サービス計画作成者等に対し、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等がアドバイスをを行い、効果的な支援について、検討・助言を行います。
③認知症に関する相談体制の 確立 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none"> 市、地域包括支援センター等に配置された認知症地域支援推進員が相談に応じ、認知症の容態に応じた支援を行います。また、認知症の人やその家族の視点を重視し、オレンジカフェ等の認知症の人でも集える場の拡大を図り、認知症に関する相談が行える体制を構築します。 「在宅福祉センターきくの里」に認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症を含む認知症相談、オレンジカフェ等の交流等の支援を行います。
④地域リハビリテーション活 動支援事業 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none"> 市と市内医療機関等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（リハビリテーション職）、地域で活動する管理栄養士、歯科衛生士等の専門職と協力し、住民主体の通いの場に介護予防や健康づくりに資する講話等を実施するための講師派遣を行います。 また、市内の介護事業所等と専門職のネットワークの構築を行い、合同の研修等を実施することで、自立支援に向けた意識や介護サービスの質の向上を目指します。

基本目標(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の関係者が日常的に連携し、介護を必要とする高齢者が疾病を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう支援体制を整えます。

また、在宅医療・介護連携推進事業の各事業の周知と利活用を図ります。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①在宅医療・介護連携推進事業 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">医療・介護の必要な「入退院時」「日常療養(医療・介護の連携、認知症)」「急変時」「看取り」の主な4つ場面を軸に医療と介護の連携を図る事業等を展開していきます。
②救急医療体制の整備 (健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none">医療機関が休診時の緊急な病気等に対応するため、(一社)草加八潮医師会及び(一社)草加市歯科医師会に業務を委託し、休日当番医(第一次救急医療)事業を実施しています。また、県東部南地区の広域にわたる第二次救急医療体制の整備を図り、病院群輪番制病院運営事業により、重症患者への医療確保に努めます。
③医療・救急情報管理システム事業 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none">65歳以上の一人暮らしの高年者や高年者のみの世帯の人を対象に、かかりつけ医や持病等の情報を登録し、救急搬送時に救急隊が迅速な救急活動を行うことを可能にすることで、高年者の安全を守るとともに、地域の高年者の見守り活動等にかします。

基本方針5 相談支援・権利擁護体制の整備

基本目標(1) 相談支援体制の整備

高年者の介護に際して直面する様々な問題に対応するため、相談支援体制を整えます。

また、令和4年度(2022年度)から地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制として本格的に実施している重層的支援体制整備事業において、関係機関の更なる連携を目指します。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①ケアラー支援の体制整備 (福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none">家族形態の変化等により、老々介護、老親と幼児のダブルケア、孫・ひ孫世代が介護するヤングケア等、様々なケアが問題化しています。これらについて情報共有し、ケアラーを支援する体制整備を進めます。
②【再掲】認知症に関する相談体制の確立 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">市、地域包括支援センター等に配置された認知症地域支援推進員が相談に応じ、認知症の容態に応じた支援を行います。また、認知症の人やその家族の視点を重視し、オレンジカフェ等の認知症の人でも集える場の拡大を図り、認知症に関する相談が行える体制を構築します。 「在宅福祉センターきくの里」に認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症を含む認知症相談、オレンジカフェ等の交流等の支援を行います。
③安心して相談できる体制づくり (福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none">介護等により生じる世帯全体の様々な複合的な課題や制度の狭間の課題に対し、包括的支援が図れるよう、体制の構築を進めます。

基本目標(2) 権利擁護体制の整備

認知症の高年者等、判断能力が低下している人が地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、成年後見制度の活用により財産や権利を守ることが重要です。成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用を促します。また、高年者に対する虐待を防止するため、高年者と関わりのある地域の団体や事業者等が様々な視点から高年者虐待の予防や早期発見に努めます。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①成年後見制度利用促進に向けた協議会の設置と中核機関の取組の推進 (福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理や日常生活等に支障が生じている人を、社会全体で支え合う体制の整備を行うため、本人を支える成年後見人等や身近な関係者からなるチームを支えるために専門機関等が連携を図る協議会を設置します。 また、協議会の事務局として、地域のコーディネート機能・推進役を担うほか、家庭裁判所との連携、後見人候補者の推薦、市民後見人活用、すべての後見人への支援等の取組の強化を図ります。
②成年後見制度利用支援 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 身寄りがなく判断能力が不十分な高年者等の財産と権利を守るために、成年後見制度を円滑に利用できるよう、家庭裁判所への審判申立てや後見人等への報酬助成を行います。
③あんしんサポートねっと (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力の不十分な高年者や、知的障がい・精神障がいのある方等が、安心して生活することができるように、社会福祉協議会との契約に基づき、生活支援員が定期的に利用者宅を訪問し、福祉サービスの利用援助や、暮らしに必要な手続、金銭の出し入れを支援します。
④高年者虐待防止の推進 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 高年者虐待の早期発見や防止に向け、市民や事業者等に対して広報啓発を行います。虐待が発生した場合は、関係機関と連携を図りながら、迅速な対応を行います。 また、相談支援体制の構築、相談対応能力の向上、関係機関との連携強化に努めます。

基本方針6 地域の実情に応じた介護サービスの推進

基本目標(1) 介護保険制度の適正・円滑な運営

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、適正かつ円滑な制度運営を行います。そのために、介護サービス事業者との間で情報を共有する等の連携や支援、指導・監査、ケアプランの点検等を行います。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①地域包括支援センター等運営協議会 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの中立性が確保され、公正な運営を継続できるよう、福祉・医療関係者、学識経験者や地域住民等多様な関係者に意見を求め、事業活動をチェックし、必要に応じて是正・改善を求め、また、要望・提言を行います。
②保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の活用 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の自立支援、重度化防止等に係る達成状況について指標を基に把握し、交付金の活用により、より効果的な取組を検討します。
③事業者連絡調整会議 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の円滑な運営と、市内外の介護保険事業者との連携を目的に、介護保険サービス事業者連絡調整会議を開催します。
④適正な認定調査の実施 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 要支援・要介護認定の適正な判定の前提となる、心身状態や介護の状況を把握するための認定調査を実施します。認定調査の精度を高めるため、市職員による全調査票の点検・修正を行い、適切な認定調査ができるように努めます。また、新規認定調査員に対する市独自の研修等により調査の質の向上を図ります。
⑤適切なケアプランの推進 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者等が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)の内容の点検及び改善に向けた指導を行うことで、適切なケアプランの作成を支援します。 また、住宅改修の施工状況や福祉用具の利用状況等を点検することで、状態に応じた適切な利用を推進します。
⑥国保連介護給付適正化システムの活用 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 国保連システムを活用して保険請求内容の確認及び医療情報との整合性の点検を行います。請求に誤りがある場合には事業所に対し、制度の周知、過誤請求等の指導を行うことで適正化を図ります。

事業等名称	内 容
⑦適正な審査の実施 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定審査会において、要介護認定の公平・公正な審査・判定を行います。 また、適正な審査・判定を行うことができるよう、審査会資料となる認定調査票及び主治医意見書の内容の整合を確認します。
⑧業務の効率化 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 介護分野事務手続に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続に関する簡素化等について取り組みます。

基本目標(2) 地域の実情に応じた介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者等が安心して介護保険サービスを利用できるよう、施設の整備や介護サービス事業者に対する支援、指導・監査等を行います。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①要介護者のための施設の整備等 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の支援等を必要な状態になった高齢者が入居・入所する施設を計画的に整備します。本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの実現に向け、地域密着型サービス等の計画的な整備を推進します。 また、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者を対象とした集合住宅等の情報を収集整理し、入居定員総数を把握します。
②介護サービス事業者に対する支援、指導・監査 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの質の向上と適切な給付の実施を図ることを目的に、介護支援専門員やサービス提供責任者等を対象に、段階的、系統的な研修や課題に対応するために必要な支援を行うとともに、介護サービス事業者に対して書面や立入りによる調査、改善に向けた指導を実施します。 また、県が行う介護事業所実地指導に同行し、指摘事項の確認、指摘事項に対する改善、相談・支援等を行います。
③訪問介護サービス補助事業 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法による居宅介護サービスの利用者で、自己負担を免除されていた人が、介護保険法による訪問介護の適用となった場合に、その自己負担分を市が全額補助します。

基本目標(3) 在宅介護サービスの充実

介護が必要な高齢者やその家族等の介護者の精神的・身体的・経済的負担を軽減するサービス提供を行います。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①移送サービス事業 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 加齢や障がいに伴う心身機能の状態により外出が困難な高齢者・障がい児(者)の医療機関及び社会福祉施設等までの移送に関して、運賃の一部を助成します。
②配食サービス (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 調理が困難で、他の者からの食事の提供が受けられない65歳以上の一人暮らしの高齢者あるいは高齢者のみの世帯に対し、食事を配達し、安否確認を行います。
③訪問理容サービス (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり状態で理容店に行けない高齢者のために、整髪を行う手段を確保し、在宅生活の質の向上を図ります。
④寝具洗濯乾燥消毒サービス (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり状態等で寝具の衛生管理が困難な高齢者を対象に、寝具の水洗い、丸洗い、乾燥等を行うことで衛生環境の向上を図ります。
⑤おむつ支給 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 要介護3以上で寝たきりの状態、又は重度の認知症等のために常に排泄介助が必要な高齢者を対象に、おむつの支給を行います。
⑥あんしん見守りネットワーク事業 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 発作性の疾患を有し緊急時に電話で通報することが困難な一人暮らしの高齢者及び常時寝たきりの状態にある高齢者等を地域で見守るため、緊急通報装置を貸与し、通報後の駆けつけ、オペレーターによる常時相談受付体制を構築しています。
⑦生活管理指導短期宿泊 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 社会適応が困難な高齢者を対象に、一時的に養護老人ホームに宿泊し生活習慣等の指導・支援を行うとともに、体調の調整を図り、要介護状態への移行を予防します。
⑧高齢者補聴器助成事業 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 補聴器の購入費用の一部を助成し、閉じこもり防止や認知症予防の一助となるよう支援します。
⑨高齢者の予防接種事業 (保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ等にかかる重症化するリスクの高い高齢者に対し、予防接種を実施します。 また、感染予防についての普及啓発や感染症等に関する相談に応じます。

基本方針7 介護現場の人材確保及び介護者・被保険者支援の推進

基本目標(1) 介護現場の人材確保

県等とも連携し、介護職に限らず介護分野で働く人材・地域福祉の担い手を確保・育成し、介護現場をはじめとした地域包括ケアシステム全体の人手不足に対する取組を推進するとともに、介護現場の生産性の向上を図るため、県が実施する施策に関して介護サービス事業者へ周知等を行います。また、地域で高年者を支え合う機運を高めるために、介護のイメージアップや地域での担い手の育成に努めます。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①介護人材の確保 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none">現在、介護の仕事に就いていない人に新たに就業してもらうことで、介護人材の裾野を広げ、多様な人材を確保することが必要であるため、県と連携し埼玉県介護人材確保総合推進事業を推進します。また、引き続き介護人材確保のための方策等を検討します。
②介護人材の定着 (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none">現在、介護分野で働く人材の定着を図るため、また、市内の事業所で働く人のキャリアアップ支援として、介護職員初任者研修・実務者研修に係る費用の一部を助成するなど、引き続き介護人材の定着のための方策等を検討します。
③【再掲】元気高年者等の参加の促進 (地域介護課 地域支援室)	<ul style="list-style-type: none">住み慣れた地域における生活支援や介護予防等の地域福祉の担い手を確保するため、県及び関係機関と連携しながら元気高年者等の参加を促進する方策について検討します。
④介護のイメージアップ (地域介護課)	<ul style="list-style-type: none">子どもから高年者までの幅広い世代の地域住民に対して介護現場の魅力を発信し、介護現場のイメージを刷新していくための策を検討します。

基本目標(2) 被保険者への経済的支援

介護保険被保険者の利用者負担額等が高額である場合や、低所得者を対象に、経済的な負担を軽減する措置を行います。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①高額介護（介護予防）サービス費 （地域介護課）	<ul style="list-style-type: none"> 1か月の利用者負担額（原則としてサービス利用料の1割、2割又は3割）が一定の上限額を超えた分については、「高額介護（介護予防）サービス費」を支給します。
②高額医療・高額介護合算制度 （地域介護課）	<ul style="list-style-type: none"> 同一の医療保険に加入している世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、一定の基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。
③介護サービス利用者負担補助事業（市独自） （地域介護課）	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の所得段階が第1段階で生活保護受給者以外の人、第2段階及び第3段階の人を対象に、居宅サービス（住宅改修・福祉用具購入を除く。）を利用する場合の自己負担や、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所した場合の利用者負担（食費・居住費等を除く。）を、一部補助します。
④介護保険料減免（市独自） （地域介護課）	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者の介護保険料について、市独自の減免制度を実施します。
⑤特定入所者介護サービス費 （地域介護課）	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所者及び短期入所生活介護を利用している人で、保有資産が一定以下の非課税世帯の人に対して「介護保険負担限度額認定証」を発行し、入所中にかかる食費・居住費の自己負担分の軽減を目的として、その一部を補助します。
⑥社会福祉法人利用者負担軽減措置補助事業 （地域介護課）	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスを利用する所得の低い人に対して、社会福祉法人が利用料の軽減を行います。社会福祉法人が利用者の負担を4分の1程度軽減し、それが一定額を超えた場合、その費用の一部（2分の1程度）を補助します。

基本目標(3) 介護者の支援

地域で暮らす高齢者を支える家族等の介護者を支援する事業を推進します。

【取組内容】

事業等名称	内 容
①認知症高齢者位置情報探索事業 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者が外出時に行方不明となった場合に、早期に発見し安全に保護できるよう、位置情報を発信する小型軽量のGPS端末を貸与します。また、警察等関係機関と密に協力することで、必要な支援が届くように努めるほか、市民への周知等も進めます。
②認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者の家族に休息が必要な時に、やすらぎ支援員が居宅を訪問し、家族に代わって見守り等を行うことで家族の支援を行い、家族の話し相手となる事で、精神的負担の軽減を図ります。
③ねたきり老人手当 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者で、疾病等により常時寝たきりの状態が6か月以上継続している人や、重度の認知症により常時介護が必要な人を対象に手当を支給します。
④介護者のつどい (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 介護をしている人や、かつて介護をしていた人等が、介護体験や悩み等を語り合い、よりよい介護方法を学ぶこと等を通じて、介護負担の軽減につなげるつどいを実施します。
⑤【再掲】おむつ支給 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 要介護3以上で寝たきりの状態、又は重度の認知症等のために常に排泄介助が必要な高齢者を対象におむつの支給を行い、経済的な負担の軽減を図ります。
⑥【再掲】認知症高齢者位置情報探索事業 (長寿支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 外出時に行方不明となる事がある認知症高齢者に、位置情報を発信する小型軽量のGPS端末を貸与し、家族介護者の精神的、身体的負担の軽減を図ります。

第5章 介護保険事業の全体像

高齢化の進行により、要支援・要介護認定を受け、介護サービス等を利用しながら生活する高齢者が増加することが見込まれます。

特に本市では、軽度認定者における認知機能の低下や、中重度の認定者における身体機能の低下の傾向が強く、このことから生じるニーズに応じた認知症対応型のグループホーム等のサービスを見込んでいます。また、近年増加している独居の高齢者や、介護を行う人の不安を解消するには、頻回の訪問介護や短期入所に対応するサービスも必要になります。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、次のとおり各サービスの必要量を見込みます。

※ 本章で行うサービス見込量等の推計は、厚生労働省が提供する『地域包括ケア「見える化」システム』によるデータを使用しているため、利用量の単位は従来の延べ人数等から、1か月当たりの利用人数（人/月）に変更されています。

1 介護サービスの見込量

1-1 介護サービス

(1) 介護サービス

区分	単位	第8期			第9期			第11期
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
訪問介護	人/月	1,677	1,759	1,882	1,907	1,956	2,022	2,254
訪問入浴介護	人/月	155	156	162	162	172	180	199
訪問看護	人/月	823	900	1,030	1,030	1,044	1,078	1,207
訪問リハビリテーション	人/月	214	227	238	245	255	265	293
居宅療養管理指導	人/月	2,003	2,202	2,381	2,445	2,559	2,660	2,939
通所介護	人/月	1,968	2,062	2,193	2,239	2,302	2,382	2,658
通所リハビリテーション	人/月	491	495	541	561	582	600	669
短期入所生活介護	人/月	408	424	437	422	419	441	496
短期入所療養介護	人/月	36	31	45	46	49	50	56
福祉用具貸与	人/月	3,147	3,314	3,530	3,641	3,792	3,929	4,355
福祉用具購入費	人/月	50	54	54	55	57	59	66
住宅改修費	人/月	39	40	45	46	48	48	55
特定施設入居者生活介護	人/月	725	769	777	800	846	882	970
居宅介護支援	人/月	4,579	4,722	4,994	5,133	5,310	5,492	6,111

(2) 介護予防サービス

区分	単位	第8期			第9期			第11期
		令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)
介護予防訪問入浴介護	人/月	1	1	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人/月	103	105	116	123	127	130	141
介護予防訪問リハビリテーション	人/月	46	42	37	39	40	41	45
介護予防居宅療養管理指導	人/月	98	100	104	108	112	115	125
介護予防通所リハビリテーション	人/月	139	154	164	172	179	182	199
介護予防短期入所生活介護	人/月	5	5	7	8	8	9	10
介護予防短期入所療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	720	774	811	852	881	900	981
介護予防福祉用具購入費	人/月	13	11	14	14	15	16	17
介護予防住宅改修費	人/月	19	17	23	24	24	26	28
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	62	63	70	75	78	79	86
介護予防支援	人/月	897	948	984	1,036	1,072	1,095	1,193

1-2 地域密着型サービス

(1) 介護サービス

区分	単位	第8期			第9期			第11期
		令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	24	27	40	40	49	60	64
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	7	8	9	16
認知症対応型通所介護	人/月	65	66	76	80	84	85	96
小規模多機能型居宅介護	人/月	57	58	56	59	62	63	69
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	21	39	58	89	116	116	116
認知症対応型共同生活介護	人/月	225	237	252	271	297	307	323
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	81	87	86	86	86	115	114
地域密着型通所介護	人/月	434	414	445	461	477	491	547

(2) 介護予防サービス

区分	単位	第8期			第9期			第11期
		令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	5	4	5	6	6	6	7
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

1-3 施設サービス

介護サービス

区分	単位	第8期			第9期			第11期
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
介護老人福祉施設	人/月	741	748	825	903	911	919	1,122
介護老人保健施設	人/月	354	354	339	348	350	342	390
介護医療院	人/月	15	22	31	45	59	73	76
介護療養型医療施設	人/月	15	9	9				

1-4 地域支援事業

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護相当サービス	人/月	512	516	519
通所介護相当サービス	人/月	1,007	1,015	1,020

2 広域型施設と地域密着型サービスの整備方針

第九次高年者プラン期間中の広域型施設と地域密着型サービスの整備について、サービスを必要とする高年者のニーズや介護保険財政への影響等を踏まえ、次のとおり推進します。

(1) 広域型施設の整備

第八次高年者プランにおいて広域型特養の整備が行われていたことや、近隣市における整備が進んでいることから、第九次高年者プランでは広域型の施設整備を計画せず、在宅生活を支えるための地域密着型サービス等の整備を図ります。

サービス名		令和 5年度 (2023年度) 末時点	第9期 期間 整備数	令和 6年度 (2024年度) 整備	令和 7年度 (2025年度) 整備	令和 8年度 (2026年度) 整備	令和 8年度 (2026年度) 末時点
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	事業所数	7 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	7 か所
	定員	768 人	0 人	0 人	0 人	0 人	768 人
介護老人保健施設	事業所数	3 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	3 か所
	定員	344 人	0 人	0 人	0 人	0 人	344 人
介護医療院	事業所数		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	定員		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定施設入居者 生活介護	事業所数	20 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	20 か所
	定員	1,418 人	0 人	0 人	人	0 人	1,418 人

(2) 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスの整備に当たっては、居宅サービスや施設サービスの利用状況や、事業者の参入意向を踏まえ、圏域ごとのバランスを考慮しながら次のとおり地域密着型サービスの整備を推進します。

サービス名		令和 5年度 (2023年度) 末時点	第9期 期間 整備数	令和 6年度 (2024年度) 整備	令和 7年度 (2025年度) 整備	令和 8年度 (2026年度) 整備	令和 8年度 (2026年度) 末時点
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	2 か所	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所	3 か所
認知症対応型共同生活介護	事業所数	15 か所	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所	16 か所
	定員	261 人	18 人	0 人	18 人	0 人	279 人
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	2 か所	2 か所	※1 か所	1 か所	0 か所	4 か所
	定員	58 人	58 人	※29 人	29 人	0 人	116 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数	3 か所	1 か所	0 か所	0 か所	1 か所	4 か所
	定員	87 人	29 人	0 人	0 人	29 人	116 人

※看護小規模多機能型居宅介護の令和6年度(2024年度)整備は第八次高年者プラン整備分のため、第九次高年者プランでは募集等はいりません。

注:看護小規模多機能型居宅介護において応募がなかった場合、小規模多機能型居宅介護での公募・選定を行うものとする。

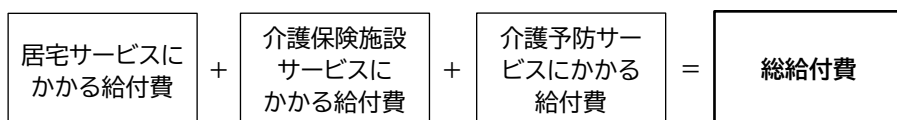
3 介護保険料の算出

(1) 給付費総額の算出方法

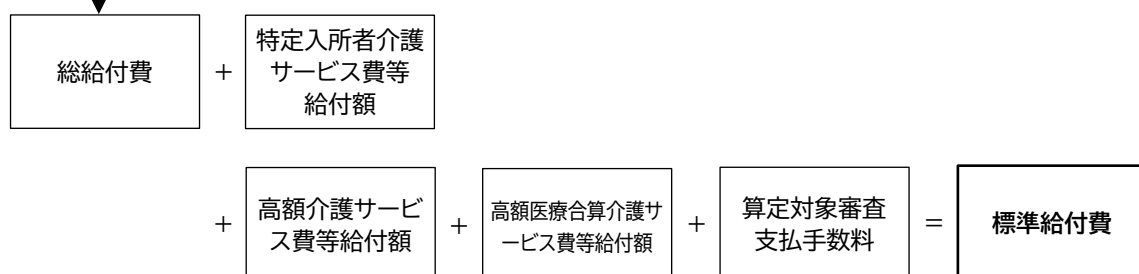
介護保険サービス給付費総額の算出の流れは、下図に示すように、居宅サービスや介護予防サービスにかかる給付費等を合わせた「総給付費」に、特定入所者介護サービス費等給付額等の給付にかかるその他の費用を加えた「標準給付費」を計算します。さらに、標準給付費に地域支援事業費を加えて「総費用」を算出します。

【参考】介護保険サービス給付費総額の算出の流れ

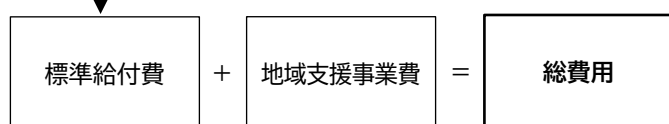
・総給付費の算出



・標準給付費の算出



・総費用の算出



(2) 総給付費の算出

総給付費は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの利用者見込みと1人当たりの利用回数・日数から算出される各サービスの給付費を足し合わせています。

ア. 総給付費の算出

・居宅サービスにかかる給付費

(単位:千円)

サービスの種類	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス			
訪問介護	1,630,385	1,684,124	1,757,032
訪問入浴介護	125,373	133,312	139,992
訪問看護	586,238	595,796	616,034
訪問リハビリテーション	118,946	123,834	128,653
居宅療養管理指導	444,260	465,857	484,464
通所介護	2,520,905	2,601,484	2,703,294
通所リハビリテーション	449,221	468,045	483,533
短期入所生活介護	607,732	608,167	640,565
短期入所療養介護	44,165	47,058	47,674
特定施設入居者生活介護	2,019,917	2,139,196	2,229,015
福祉用具貸与	678,708	709,451	737,593
特定福祉用具販売	20,808	21,604	22,435
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	69,715	85,955	104,341
夜間対応型訪問介護	3,720	4,178	4,901
認知症対応型通所介護	111,087	117,630	119,527
小規模多機能型居宅介護	165,355	173,804	176,170
認知症対応型共同生活介護	884,672	970,507	1,003,421
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	314,807	315,206	421,278
看護小規模多機能型居宅介護	297,202	387,709	391,653
地域密着型通所介護	352,428	365,976	377,291
住宅改修	50,216	52,445	52,445
居宅介護支援	1,002,771	1,039,836	1,076,384
居宅サービスにかかる給付費(I)	12,498,631	13,111,174	13,717,695

・介護保険施設サービスにかかる給付費

(単位:千円)

サービスの種類	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	3,001,341	3,031,811	3,058,482
介護老人保健施設	1,318,869	1,328,542	1,297,164
介護療養型医療施設	—	—	—
介護医療院	209,076	271,272	333,203
介護保険施設サービスにかかる給付費(Ⅱ)	4,529,286	4,631,625	4,688,849

・介護予防サービスにかかる給付費

(単位:千円)

サービスの種類	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	47,540	49,165	50,298
介護予防訪問リハビリテーション	15,259	15,717	16,155
介護予防居宅療養管理指導	15,585	16,180	16,625
介護予防通所リハビリテーション	78,212	81,487	82,814
介護予防短期入所生活介護	2,201	2,203	2,377
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	62,980	65,640	66,340
介護予防福祉用具貸与	70,291	72,701	74,234
特定介護予防福祉用具販売	5,124	5,510	5,856
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,735	6,744	6,744
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修	28,504	28,504	30,879
介護予防支援	61,787	64,015	65,389
介護予防サービスにかかる給付費(Ⅲ)	394,218	407,866	417,711

総給付費 = (Ⅰ) + (Ⅱ) + (Ⅲ)	17,422,135	18,150,665	18,824,255
------------------------	------------	------------	------------

イ. 標準給付費の算出

標準給付費は、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額等の給付にかかるその他の費用を加えています。

(単位:千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総給付費	17,422,135	18,150,665	18,824,255
特定入所者介護サービス費等給付額	409,494	413,293	415,359
高額介護サービス費等給付額	522,711	527,640	530,278
高額医療合算介護サービス費等給付額	63,273	63,779	64,098
算定対象審査支払手数料	14,225	14,339	14,410
標準給付費	18,431,838	19,169,716	19,848,401
3年間の合計			57,449,955

ウ. 総費用の算出

総費用は、標準給付費と地域支援事業費を足し合わせています。

(単位:千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
標準給付費	18,431,838	19,169,716	19,848,401
地域支援事業費	1,020,043	1,039,056	1,050,893
介護予防・日常生活支援総合事業費	645,877	652,076	655,969
包括的支援事業・任意事業費	374,166	386,980	394,924
総費用	19,451,881	20,208,772	20,899,294
3年間の合計			60,559,947

(3) 介護保険料の算出

ア. 総費用の財源

総費用の財源は、40歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、その割合は50%ずつとなっています(地域支援事業の包括的支援事業・任意事業を除く。)

イ. 保険料基準額の算出

第1号被保険者の保険料基準額(年額)の算出に当たっては、下図に示すように、まず総費用のうち第1号被保険者の負担分(23%)に調整交付金不足分や介護給付費準備基金取崩額等を反映した「第1号被保険者保険料必要額」を算出します。

そして、「第1号被保険者保険料必要額」を予定保険料収納率及び所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で除して第1号被保険者の保険料基準額(年額)が設定されます。

●第1号被保険者の保険料基準額(年額)の算出の流れ

・第1号被保険者の負担額の算出

$$\text{総費用} \times \text{第1号被保険者の保険料負担割合(23\%)} = \text{第1号被保険者の負担額}$$

・調整交付金の交付率に基づいた交付額の算出

$$\text{標準給付額} \times \text{調整交付金交付率} = \text{調整交付金の交付率に基づいた交付額}$$

・調整交付金不足分の算出

$$\text{調整交付金相当額(5\%分)} - \text{調整交付金の交付率に基づいた交付額} = \text{調整交付金不足額}$$

・第1号被保険者保険料必要額の算出

$$\text{第1号被保険者の負担額} + \text{調整交付金の不足分}^* - \text{介護給付費準備基金取崩額等} = \text{第1号被保険者保険料必要額}$$

・保険料基準額の算出

$$\text{第1号被保険者保険料必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{第1号被保険者数} = \text{保険料基準額(年額)}$$

※本市の場合、調整交付金の交付率が5%に満たないことから、その差に相当する費用を第1号被保険者が負担することになります。

4 被保険者の費用負担に関する経済的支援策

(1) 保険料所得段階の設定

保険料基準額を基に、被保険者の所得状況に応じて保険料率を設定し、低所得者の経済的負担の軽減を図ります。

【第1号被保険者の所得段階別保険料額】

所得段階 保険料率	対象者	保険料 (年額)
第1段階 ×0.455*	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計額が80万円以下の人	32,650円
第2段階 ×0.62*	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計額が80万円超120万円以下の人	44,490円
第3段階 ×0.69*	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が120万円超の人	49,510円
第4段階 ×0.87	・本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80万円以下の人（世帯に住民税課税者がいる）	62,430円
第5段階 ×1.00 (基準額)	・本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80万円超の人（世帯に住民税課税者がいる）	71,760円
第6段階 ×1.20	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	86,110円
第7段階 ×1.30	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	93,280円
第8段階 ×1.50	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	107,640円
第9段階 ×1.70	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	121,990円
第10段階 ×1.90	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	136,340円
第11段階 ×2.10	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	150,690円
第12段階 ×2.30	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	165,040円
第13段階 ×2.40	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	172,220円

※第1段階から第3段階までについては、公費による軽減措置が図られることにより、第1段階は保険料率 0.285、保険料(年額)20,450円、第2段階は保険料率 0.42、保険料(年額)30,130円、第3段階は保険料率 0.685、保険料(年額)49,150円となります。

※第1段階から第5段階までについては、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定します。

(2) その他の負担軽減に関する施策

ア. 高額介護(介護予防)サービス費

1か月の利用者負担額(原則として1割、2割又は3割)が一定の上限額を超えた分については、「高額介護(介護予防)サービス費」を支給します。

区分	対 象	上限額
課税世帯 住民税	年収約 1,160 万円以上の人	140,100 円
	年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の人	93,000 円
	年収約 383 万円以上 770 万円未満の人	44,400 円
	上記以外の住民税課税世帯の人	
非課税世帯 住民税	以下に該当しない住民税非課税世帯	24,600 円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人等	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人)
	老齢福祉年金の受給者	
	生活保護受給者等	15,000 円

イ. 高額医療・高額介護合算制度

同一の医療保険に加入している世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、一定の基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

【医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)】

70歳未満の方		限度額
所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	901 万円超	2,120,000 円
	600 万円超～901 万円以下	1,410,000 円
	210 万円超～600 万円以下	670,000 円
	210 万円以下	600,000 円
住民税非課税世帯		340,000 円

70歳以上の方		限度額
現役並み所得者	課税所得 690 万円以上	2,120,000 円
	380 万円以上 690 万円未満	1,410,000 円
	145 万円以上 380 万円未満	670,000 円
一般 (住民税課税世帯)		560,000 円
低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅱ 下記Ⅰ以外	310,000 円
	Ⅰ 世帯の収入から必要経費・控除を差し引いた ときに 0 円になる世帯 (年金収入のみの場合 80 万円以下の人)	190,000 円

ウ. 介護サービス利用者負担額補助事業(市独自)

保険料の所得段階が第1段階で生活保護受給者以外の人、第2段階及び第3段階の人を対象に、居宅サービス(住宅改修・福祉用具購入を除く。)を利用する場合の自己負担や、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合の利用者負担(食費・居住費等を除く。)を、以下の自己負担率に軽減します。

所得段階	対象者の条件	居宅サービス利用時の補助割合	介護老人福祉施設利用時の補助割合
第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方	70%	70%
	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	50%	25%
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方		
第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円超の方		

エ. 介護保険料減免制度(市独自)

第1号被保険者の保険料負担を軽減するため、市独自の減免制度を実施しています。

オ. 特定入所者介護サービス費

施設入所者及び短期入所生活介護を利用している人で、非課税世帯の人に対して「介護保険負担限度額認定証」を発行し、入所中にかかる食費・居住費の自己負担分を軽減する目的で、その一部を補助します。

カ. 社会福祉法人利用者負担軽減措置補助事業

介護保険サービスを利用する所得の低い人に対して、社会福祉法人が利用料の軽減を行います。社会福祉法人が利用者の負担を4分の1程度軽減し、それが一定額を超えた場合、その費用の一部(2分の1程度)を市が補助します。

キ. 訪問介護サービス補助事業

障害者総合支援法による居宅介護サービスの利用者で、自己負担を免除されていた人が、介護保険法による訪問介護の適用となった場合に、その自己負担分を市が全額補助します。

第6章 計画の円滑な運営

1 計画推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の確保

本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、基本方針及び基本目標を実現するため、関係各課と積極的に連携を行い、実現方策等の検討を行います。

(2) 第九次高年者プランの推進管理と委員会による点検

「PDCAサイクル」に基づき計画を推進するため、高年者施策関係所属における取組を進捗管理シートで進捗管理します。

進捗管理シートでは計画期間中の目標を掲げ、柔軟性を持たせるため、年度ごとに目標達成のための取組内容を定めます。第九次高年者プランの実施状況の点検や評価分析等は、草加市介護保険推進委員会に報告し、評価等を行い、その結果を効果的な取組に向けた改善に活用することとします。

また、その内容については、できる限り広く市民に公表します。

(3) 関係機関との協議

第九次高年者プランの円滑な遂行には、草加市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、医療関係者、介護関係者、警察等の関係機関との密接な連携が必要です。

個々の問題だけでなく、実施計画の立案や推進に際しても、必要に応じて、これらの機関との協議を行います。

(4) 他自治体・県・国との連携

他自治体や県と密接に連携して、広域的取組の必要な事業を推進していきます。

また、高年者を取り巻く諸問題について、他自治体や県と連携しながら、計画の実効性を高めます。

第九次高年者プランを推進していく上で、県や国が大きな役割を担っています。必要に応じて、県や国に対して各種の要望を発信します。

資料編

1 第九次草加市高齢者プランの策定経緯

開催日	内容	参加した委員
令和4年(2022年)		
11月22日	令和4年度 第2回 草加市介護保険推進委員会 議事:第八次草加市高齢者プランの進捗管理について 議事:地域密着型サービス事業所の指定等について 議事:地域密着型サービス事業所の公募について 議事:第九次草加市高齢者プラン策定に向けた実態調査の実施について	12名
令和5年(2023年)		
3月22日	令和4年度 第3回 草加市介護保険推進委員会 議事:第九次草加市高齢者プラン策定のための実態調査における調査結果報告について 議事:地域密着型サービス事業所の指定等について その他:令和5年度第九次草加市高齢者プラン策定スケジュールについて	14名
7月21日	令和5年度 第1回 草加市高齢者プラン庁内検討会 議事:草加市高齢者プラン庁内検討会の概要について 議事:第九次草加市高齢者プランについて	12名
7月25日	令和5年度 第1回 草加市介護保険推進委員会 議事:地域密着型サービス事業所の指定等について 議事:第八次草加市高齢者プランの進捗管理について 報告:第九次草加市高齢者プランの策定について	15名
8月29日	令和5年度 第2回 草加市介護保険推進委員会 議事:第九次草加市高齢者プラン骨子等について 報告:「見える化」システム等を活用した地域分析	15名
9月26日	令和5年度 第2回 草加市高齢者プラン庁内検討会 議事:第九次草加市高齢者プランについて ・「見える化」システム等を活用した地域分析 ・第九次草加市高齢者プラン骨子等について	13名
11月2日	令和5年度 第3回 草加市高齢者プラン庁内検討会 議事:第九次草加市高齢者プラン素案について	13名
11月9日	令和5年度 第3回 草加市介護保険推進委員会 議事:地域密着型サービス事業所の指定等について 議事:第九次草加市高齢者プラン素案について 報告:「見える化」システム等を活用した地域分析	13名
令和6年(2024年)		
2月 (意見聴取)	令和5年度 第4回 草加市高齢者プラン庁内検討会 議事:パブリックコメントに対する市の考え方について 議事:第九次草加市高齢者プラン(案)について	—
2月14日	令和5年度 第4回 草加市介護保険推進委員会 議事:地域密着型サービス事業所の指定について 議事:パブリックコメントに対する市の考え方について 議事:第九次草加市高齢者プラン(案)について 報告:第8期介護保険事業の進捗及び第9期介護保険事業の見込みについて	12名

2 草加市介護保険推進委員会設置要綱

平成12年4月1日

(設置)

第1条 本市の介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画(以下「プラン」という。)を策定するに当たり、市民と共にプランづくりを行うとともに、高年者福祉及び介護保険事業の推進を図るため、草加市介護保険推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平20年5月30日・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) 高年者福祉及び介護保険事業の推進に関すること。
- (3) 地域密着型サービスに関すること。

(平20年5月30日・全改、令3告示944—2・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 知識経験者
- (3) 地域市民団体等の代表者
- (4) 公募により選任された草加市の介護保険被保険者

(平20年5月30日・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、通算在任期間3期を超えて再任しないものとする。ただし、専門的な知識経験を有し、他から得られないなど特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 前各項の規定にかかわらず、公募により選任された委員の在職期間は、審議会等の委員の委嘱等に関する基準(平成11年10月28日市長決裁)の規定に準じるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、所掌事務について必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平20年5月30日・一部改正)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿支援課において処理する。

(平20告示211・平28告示259・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第211号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年5月30日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の草加市介護保険推進委員会設置要綱(以下「旧要綱」という。)第3条の規定により委嘱された委員は、この要綱による改正後の草加市介護保険推進委員会設置要綱第3条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、旧要綱第3条の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成28年告示第259号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第944—2号)

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

3 草加市介護保険推進委員会委員名簿

任期:令和3年(2021年)11月1日から令和6年(2024年)10月31日まで

No.	団体名等	委員氏名	役職
1	社会福祉法人草加会	内田 亘幸	
2	草加市介護支援専門員連絡協議会	黒瀬 一誠	
3	社会福祉法人草加松原会	種谷 七恵	
4	社会福祉法人草加市社会福祉協議会	佐藤 有里花	
5	草加市民生委員・児童委員協議会	星野 勇治	
6	一般社団法人草加八潮医師会	松本 眞彦	会長
7	一般社団法人草加市歯科医師会	目澤 克子	副会長
8	一般社団法人草加市薬剤師会	須鴨 苗美	
9	獨協大学	松本 守	
10	文教大学	星野 晴彦	
11	草加市町会連合会	荒木 仁	
12	草加市すこやかクラブ連合会	小暮 徹	
13	ボランティア草加連絡協議会	齋藤 幸子	
14	公募による委員	高瀬 政廣	
15	公募による委員	浦野 睦子	

4 草加市高年者プラン庁内検討会設置要綱

令和5年6月26日

(設置)

第1条 第九次草加市高年者プラン(第9期草加市介護保険事業計画及び第10期草加市高年者福祉計画をいう。以下「高年者プラン」という。)を策定するに当たり、必要な事項の検討を行うため、草加市高年者プラン庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高年者プランの策定に関し、草加市介護保険推進委員会設置要綱(平成12年4月1日施行)に規定する草加市介護保険推進委員会に提示する資料を作成すること。
- (2) 高年者施策に係る調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 高年者施策に係る連絡調整に関すること。
- (4) その他高年者プランの策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討会は、健康福祉部副部長(当該事務を所管する副部長に限る。次条において同じ。)、総合政策課長、みんなでまちづくり課長、スポーツ振興課長、福祉政策課長、長寿支援課長、介護保険課長、障がい福祉課長、健康づくり課長、保健センター所長、保険年金課長、交通対策課長、くらし安全課長、都市計画課長及び生涯学習課長をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、健康福祉部副部長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長は、会員が検討会を欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(関係者の出席)

第6条 検討会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉部長寿支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

第九次草加市高年者プラン

第9期 草加市介護保険事業計画
第10期 草加市高年者福祉計画

令和6年(2024年)3月

発行 草加市

〒340-8850 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

TEL:048-922-0151(代表) FAX:048-922-3091

ホームページ:<http://www.city.soka.saitama.jp>

編集 草加市役所 健康福祉部 長寿支援課・介護保険課



